# 千葉県DV防止・被害者支援基本計画 (第5次)



令和4年3月

千 葉 県

配偶者等からの暴力、いわゆるDV(ドメスティック・バイオレンス)は、犯罪となる 行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。そして、DVは その多くが家庭内で起こるため、時には子どもをも巻き込み、発見や対応が遅れ被害が 長期にわたり深刻化しやすいという特性があると言われています。DVを許さない社会 に向けて、関係機関との一層の連携強化等により、DV防止及び被害者支援等の施策の 推進が必要です。

平成 13 年 4 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が成立し、翌年の 4 月に完全施行されてから 20 年が経過しました。この間、千葉県では千葉県男女共同参画計画(平成 13 年 3 月策定)及び平成 18 年 4 月からは千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第 1 次~第 4 次)に基づき、配偶者暴力相談支援センターの設置等DV被害者が県内のどの地域においても身近な場所で相談や支援が受けられる体制整備などDV対策に取り組んでまいりました。こうした中で令和 2 年度の県及び市町村のDV相談件数は、14,970 件で、過去 5 年間は毎年 15,000 件に迫る水準で推移しており、今後もより一層の対策が求められます。

今般、現行計画(第 4 次)期間の終了を迎えることから、「DVの根絶を目指して、誰もが安心、安全に生活できる社会の実現」を目標とする第 5 次の千葉県 DV防止・被害者支援基本計画を策定しました。この計画では、児童虐待対応部門とDV対応部門とがより緊密に連携してDV被害の影響を受けた子どもたちへの支援を行うとともに、加害者対策の推進や、多様性に配慮したDV被害者相談体制の充実に取り組むこととしています。

計画の策定に当たっては、これまでの取組を評価するとともに、千葉県DV防止対策 検討会議からの御助言・御提案のほか、市町村、民間支援団体、パブリックコメント、 さらにはDV被害者の方からの御意見を伺いながら進めてまいりました。皆様の御協力 に深く感謝申し上げます。

今後は、本計画に基づき、市町村をはじめ、関係機関、民間支援団体の皆様と連携・協働し、DVの根絶とDV被害者への支援に取組み、安全・安心の確立された千葉県づくりを推進してまいりますので、県民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

F葉県知事 能為俊人

# 目 次

はじめに	
第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	5
3 計画の期間	5
4 計画をすすめていく上での重要な視点	6
5 持続可能な開発目標(SDGs)との関係	6
第2章 計画の内容	8
1 目指すべき方向	8
2 基本目標	8
3 計画の体系	10
4 課題と施策の方向	11
【基本目標 I D V を許さない社会に向けた啓発・教育の推進】	
施策の方向1 多様な主体に向けた広報啓発の推進	11
7271 74 14 = 1 = 1	17
【基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実】	
7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 -	21
	24
【基本目標皿 被害者の自立に向けた支援】	
	28
施策の方向6 生活基盤を整えるための支援の推進	32
【基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と支援】	
	34
7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 -	38
【基本目標 V 市町村における D V 対策の促進】	
	41
Mayle 1991 1 a 1 a Men de 19 a Mayle a mayle Men de 19 a Men de 19	44
【基本目標VI 被害者支援のための体制強化】	
7271 - 7414 = - 17474 D411 H - 74714 -	46
施策の方向12 関係機関との連携強化	50
第3章 計画の推進に当たって	53
`^~ \\\ \\ -=	
資料編	55

# 第1章 計画の基本的な考え方

# 1 計画策定の趣旨

個人の人権に対する最大の侵害である暴力は、どのような形であっても、また、どのような 理由があっても許されるものではありません。

特に、配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス\*1(以下、「DV」という。))は、 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、また、社会的地位や経済力の格差など男女が 置かれてきた社会的・構造的な問題が背景となり、多くの場合、女性が被害者となっています。

そして、DVはその多くが家庭内で起こるため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートすることや、言動や態度による精神的な暴力のように外部からその発見が困難で、長期間にわたって顕在化しないことから被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、DVと同時に同居している子どもへの虐待が行われている場合も多く、子どもの成長 発達や人格形成に重大な影響を及ぼすことが懸念されており、DVと児童虐待が密接に関係する ことを踏まえ、令和 2 年 4 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」 (以下、「DV防止法」という。)と国の「基本方針」に、配偶者暴力相談支援センター<sup>※2</sup> 等DV 対応機関と児童相談所<sup>※3</sup>との相互連携に関する内容が含まれました。

DV対応と児童虐待対応の連携の他にも、通報や保護命令のあり方や加害者対策等新たに検討 すべき課題も生じています。

加えて、近年、DV被害者のおかれている現状は、新型コロナウイルス感染症対策による外出 自粛や休業等の状況下など社会情勢も影響し複雑で多様化していることからも、市町村、民間 支援団体等関係する機関とより一層の連携強化が必要となっています。

DV防止法が完全施行されてから 20 年が経過しました。この間、本県では、女性サポートセンターのほか、男女共同参画センターや各健康福祉センターを配偶者暴力相談支援センターに位置付け、DV被害者が県内のどの地域においても身近な場所で支援を受けられるよう体制を整備してきました。

そして、DV防止法の改正等を踏まえ、平成18年3月に第1次基本計画、平成21年3月には第2次基本計画、平成24年3月には第3次基本計画、平成29年3月には第4次基本計画を策定し、様々な事業に取り組んでまいりました。これまでの取組の主な成果は次のとおりです。

## ※1 ドメスティック・バイオレンス (DV) の定義

DV防止法における被害者は、配偶者からの暴力を受けた者で、性別は問いません。配偶者には、 事実婚も含み、また、離婚後(事実上の離婚を含む)も引き続き暴力を受ける場合も含みます。

さらに、平成25年のDV防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際相手(いわゆる同棲相手)からの暴力についても対象となりました。

生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力(デートDV)を受けた者については、DV防止法における「被害者」には含まれませんが、本計画においては、デートDVを受けた者を含めて「被害者」としています。

# ※2 配偶者暴力相談支援センター

DV防止法に基づき、DVを防止し被害者を保護するため、相談や一時保護、被害者の自立に向けた就業の促進や住宅の確保への支援等を行う機関です。なお、デートDVについても相談等に応じています。

県の女性サポートセンター、男女共同参画センター、13 か所ある各健康福祉センターのほか、5 市に設置されています。(資料編 136 ページに県内の配偶者暴力相談支援センターの一覧を掲載)

#### ※3 児童相談所

児童相談所とは、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、児童や保護者などからの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関です。

千葉県内には令和2年度末現在で、7か所(県所管:6か所、千葉市所管:1か所)の児童相談所が設置されています。

# 【これまでの取組の主な成果】

## (1) 相談体制の充実

本県では、DV防止法の施行に先立ち、婦人相談所において 24 時間・365 日の電話相談を開始しました。平成 14 年には女性センター(現・男女共同参画センター)を、平成 16 年には県内 13 か所の健康福祉センターを、配偶者暴力相談支援センターと位置付け、電話相談だけでなく県内各地域で面接相談にも対応できるよう相談体制の充実を図ってきました。

## (2) 一時保護体制の強化

平成 14 年 4 月に婦人相談所を女性サポートセンターに改組して、中核的配偶者暴力相談 支援センターとし、DV被害者の相談・保護・支援に取り組んできました。平成 21 年には 同センターを新築しセキュリティの強化やバリアフリー化を図り、より安全安心な保護体制 を確保しました。

## (3) DV職務関係者の資質向上

DV相談業務に従事する県、市町村及び関係団体の職員向けに「DV関係機関対応マニュアル」を作成・配布しています。また、定期的にこれらの職務関係者向けの研修会や地域ごとの事例検討会を実施することなどにより、相談担当職員の資質向上を図りました。

県及び市町村等職員、関係団体職員向けの定期的な研修会は、従来から行っている新任職員研修及び経験者(経験1年以上)研修に加え、専門性を高めるための研修として、自立支援のノウハウを学ぶ研修を実施しました。

また、令和 2 年度は、配偶者暴力相談支援センター新任DV専門相談員を対象とした研修に、DVに関する専門講師を迎えることとし、より実践に即した内容としました。

## (4) DV・デートDVの未然防止及び効果的な啓発の推進

DV被害者への相談窓口等の周知のため、関係機関にDV相談カードの設置やDV防止 啓発リーフレット等の配布を依頼し、情報提供を行いました。

また、若者がDVや暴力等について考え、DVの被害者にも加害者にもならないように高等学校等においてDV予防セミナーを実施したほか、デートDVに関する正しい知識や相談窓口など、生徒に周知したい内容を簡潔にまとめたデートDV相談カードとデートDV防止啓発リーフレットを配布しました。

# (5) DV被害者の生活再建に向けた支援施策の充実

一時保護所入所中及び退所後の被害者に対して、裁判所や役所、不動産業者等へ行く際の同行や生活環境整備の支援等を行う生活再建支援事業の充実を図るとともに、DV被害者の自立に向け必要となる法律や就職等に関する情報を提供する講座を開催しました。

# (6) 市町村における支援体制の充実

県内の市町村では、令和2年度までの5年間に17市町村でDV防止法に基づくDV基本計画が策定され、2市で配偶者暴力相談支援センターが設置されました。

DV相談窓口は全ての市町村で設置されていましたが、住民に身近な市町村におけるDV被害者の支援体制の充実を図るため、第 4 次計画では、全ての市町村の計画策定と 11 市の配偶者暴力相談支援センター設置を目標に掲げ、市町村へ働きかけと支援を行った結果、令和 2 年度末現在、計画策定済みは 45 市町村、配偶者暴力相談支援センター設置は 5 市となっています。

これまでの主な成果は以上のとおりですが、依然として次のような課題があるため、課題 解決に向け、本計画期間中に目指すべき目標を設定しました。

# 【課題及び基本目標】

# (1) 効果的な広報啓発及びDV・デートDVの未然防止

令和3年3月に公表された内閣府の調査によると、女性の約4人に1人が配偶者からのDV被害経験があり、被害を受けた女性の約5人に1人は命の危険を感じています。また、男性は約5人に1人が配偶者からのDV被害経験があり、被害を受けた男性の約20人に1人は命の危険を感じています。

本県の「DVに対する県民意識について」のインターネットアンケート調査(令和2年度 実施)では、警察・市町村以外の相談窓口を知っている人は半数に満たない状況であり、 約7割の人がメディアを利用した積極的な広報啓発活動が必要と回答しており、約8割の人 が児童に対する予防教育を必要と感じていました。

また、「デートDVに関する大学生意識等調査」(令和 2 年度実施)においても、半数以上の大学生が相談窓口を知らないと答えており、学生を対象とした予防教育を必要と感じている人は約 8 割います。

そのため、今後も、DVに関する正しい理解を深めるため、若年層を対象とした予防教育の充実を図るとともに、多様な広報媒体を活用し、意識啓発や相談窓口の周知等に取り組む必要があります。

# →基本目標「DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進」

## (2) D V被害者の自立に向けた支援施策の充実

DV被害者の自立には、生活資金の確保や離婚、就職など早急に対応が必要な問題や、被害者や家族の心身の健康管理、育児、子どもの教育など、生活を営んでいく上での様々な問題を解決しなければなりません。

また、被害者からは、住宅確保・就労支援などの要望や、精神的なケアを求める声が多く 寄せられています。

そのため、DV被害者の自立に向けて、切れ目のない支援をきめ細かく行えるよう、県及び市町村職員等の資質向上を図るとともに、自立に当たり被害者が必要とする各種制度の情報を適切に提供し、制度の活用への支援を行うなどの取組を進めていく必要があります。

## →基本目標「安全で安心できる相談・一時保護体制の充実と被害者の自立に向けた支援」

## (3) DV対応部門と児童虐待対応部門等の連携強化

近年、DVと児童虐待が密接な関係にあることが注目されています。加害者からの暴力は被害者のみならず子どもにも向くことがあります。加害者からの暴力の結果、被害者は子どもを守ることができないこともあり、時には被害者も子どもに虐待を行ってしまうこともあります。

また、家庭内で配偶者に対する暴力を行うことは子どもに著しい心理的外傷を与え、心理 的虐待として児童虐待に当たるとされています。 DV対応部門は、DVは子どもの健全な 成長を阻害する要因であることに留意して支援することが必要です。

DV被害者は児童虐待のみならず、生活困窮、障害等様々な困難を抱えていることも多い

ため、親子が安心して生活できるよう、DV対応部門と児童虐待対応部門、生活困窮や障害 等への支援機関が相互に連携を深め、継続的に支援していくことが必要です。

# →基本目標「子どもの安全確保と支援」

# (4)住民に身近な市町村におけるDV対策の強化

国の基本方針では、市町村は被害者に最も身近な行政主体として、緊急時における安全確保や自立に向けた継続的な支援などに積極的に取り組むことが求められています。

また、DV防止法では、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を市町村の努力義務として規定しています。

DVの防止から相談、一時保護、生活再建等多くの段階にわたり、地域に根差したきめ細やかな支援を行うためには、県はもちろんのこと、生活保護や各種手当の申請など、市町村の支援が不可欠であり、また、地域での継続的見守りが必要となっています。

また、近年、市町村へのDV相談件数が増加しており、市町村の役割がますます重要となっています。

そのため、市町村に対して、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を働き掛けていくとともに、被害者の支援のための様々な取組に対し支援するなど、市町村におけるDV対策を一層促進する必要があります。

# →基本目標「市町村におけるDV対策の促進」

# (5) 切れ目のない支援のための職務関係者の資質向上

DV被害者の自立のためには、生活を営んでいく上での様々な問題を解決していかなければならず、その支援を行うためには、被害者が利用可能な各種制度等の情報を提供していく必要があります。

そのため、県や市町村、民間DV被害者支援団体等のDV職務担当者を対象に、被害者支援に係る専門知識が習得できる研修を開催するとともに、各種会議の中で事例検討等を行うことにより、担当職員の資質向上を図ります。

# →基本目標「被害者支援のための体制強化」

# 2 計画の位置付け

- DV防止法第2条の3第1項の規定及び国の基本方針に基づく基本計画です。
- 第 5 次千葉県男女共同参画計画<sup>※1</sup>、千葉県子どもを虐待から守る基本計画<sup>※2</sup> との整合性を 図った計画とします。

# 3 計画の期間

計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

# 4 計画をすすめていく上での重要な視点

- 暴力を受けた被害者の本来持っている力を信頼し、その回復を支えるとともに、施策の 決定や個別の事案の対応に当たっては、DV被害者の声を反映し、DV被害者の視点から 進めることが重要です。
- 県がこれまで関係機関と作り上げてきたネットワークを活用しながら、市町村や民間支援 団体等がそれぞれの役割を発揮し、連携を図っていくことが重要です。
- DVのほか、高齢者や障害者、子どもへ向けられた暴力、性暴力、ストーカー、人身取引なども含め、誰もが安心、安全に生活できる社会の実現を目指すことが重要です。

## ※1 第5次千葉県男女共同参画計画(令和3年3月策定)

- 「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画であり、「女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律」に基づく推進計画としても位置付けています。
- 「男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指します」を目標とし、本県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。
- この計画では、7つの重点的取組の一つとして「DV・児童虐待(しつけと称する体罰含)等 あらゆる暴力の根絶と被害者への支援」を掲げています。

## ※2 千葉県子どもを虐待から守る基本計画 (令和2年6月策定)

- 「千葉県子どもを虐待から守る条例」第 11 条に基づき、児童虐待防止対策を体系的にまとめた基本的かつ総合的な計画です。
- この計画では、第2章「児童虐待の防止に向けた取組」の中で「DV対策との連携の強化」を 掲げています。

# 5 持続可能な開発目標 (SDGs) との関係

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)とは、2015年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本計画に関連している目標は、下記のとおりです。

ゴール3:「すべての人に健康と福祉を」

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進すること等が 掲げられています。

ゴール 5: 「ジェンダー平等の実現」

すべての女性・女児に対するあらゆる形態の暴力を排除していくこと等が掲げられています。

ゴール 10: 「人や国の不平等をなくそう」

性別や人種等に関わらず、社会的、経済的な平等を目指すこと等が掲げられています。

ゴール 16:「平和と公正をすべての人に」

あらゆる形態の暴力の根絶や子どもに対する虐待や搾取等、暴力の撲滅を目指 すこと等が掲げられています。

以上から、本計画をすすめるにあたってもジェンダー平等及びジェンダー、暴力の防止の視点を反映し、SDGsの達成に向けた包括的な取組に貢献していきます。

# <SDGsとは>

「SDGs」とは、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)のことで、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年(2030年)までの国際目標である。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、 地球上の誰一人取り残さない(leave no one behind)ことを誓っている。

国のSDGs推進本部が令和元年に決定した「SDGs実施指針改訂版」では、 地方自治体の様々な計画にSDGsの要素を反映すること等が期待されている。

# SUSTAINABLE GOALS



資料:国連が作成したSDGsロゴ

# 第2章 計画の内容

# 1 目指すべき方向

県民だれもが元気で不安なく暮らしていくことができる、安心と安全が確立された社会づくりが求められています。そのためには、性別や国籍を問わず、すべての人々の人権が尊重され、 差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。

この計画では、重大な人権侵害となるDVをしない、させない社会の実現を目指すとともに、 不幸にもDV被害にあった場合には、社会が一丸となって、被害者の立場に立ち、安全の確保と 自立に向けた支援を行うことを目指します。

# 2 基本目標

千葉県におけるDV防止及び被害者支援のための施策を実施するに当たり、次のとおり基本 目標を定めます。

# (1) DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進

県民一人ひとりが「DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」ことを認識し、 DVに関する正しい理解を深めるため、多様な主体に向けた広報啓発の推進を図るとともに、 若者等に対する意識啓発や予防教育を推進していきます。

# (2) 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実

被害者がいつでも安心して相談することができ、いかなる場合でも迅速かつ安全に避難し、 状況に応じた必要な支援を受けることができる体制の充実を図ります。

## (3)被害者の自立に向けた支援

被害者の自立のためには、住宅の確保や就労、精神的なケア、子育てなど、様々な課題を解決する必要があります。このため、関係機関と連携を図り、被害者の意思に基づいた総合的な支援の充実を図ります。

# (4) 子どもの安全確保と支援

DVと児童虐待は同じ家庭内で同時に発生することが多く、また、児童虐待の防止等に関する法律(以下、「児童虐待防止法」という。)では、家庭内で配偶者に対する暴力を行うことは児童に著しい心理的外傷を与え、心理的虐待として児童虐待に当たると定義しています。このため、児童虐待の早期発見と子どもの安全確保、その後のケアはDV被害者本人と同様に重要なことであり、関係者の連携により、子どもに対する支援の充実を図ります。

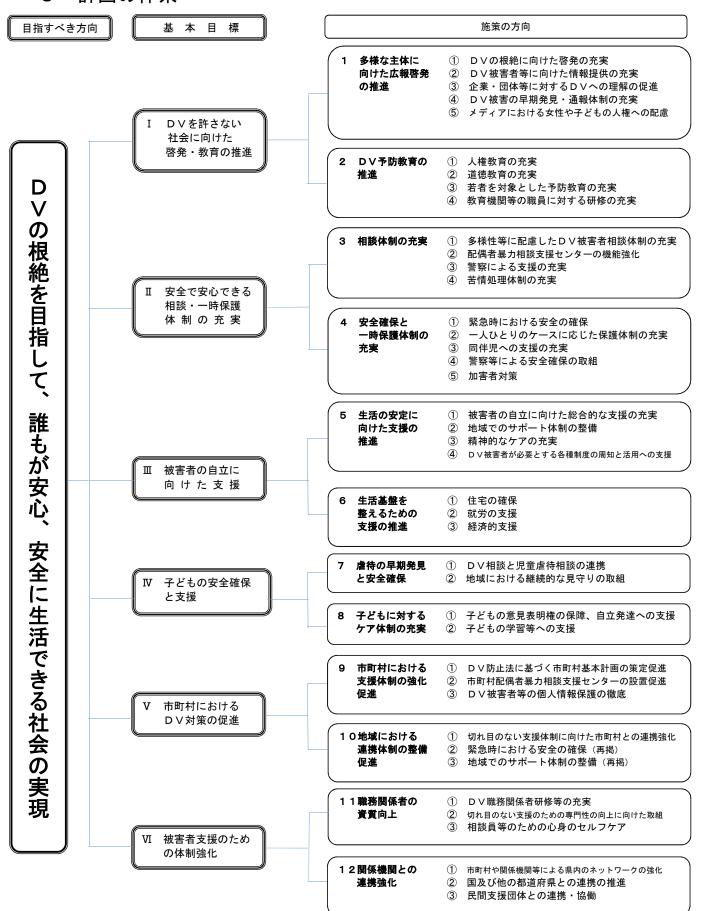
# (5) 市町村におけるDV対策の促進

DV被害者に最も身近な行政主体である市町村は、被害者からの相談への対応や緊急時の 安全確保はもとより、各種福祉施策や関係団体との連携等を通じて、継続して被害者の自立 支援を推進しています。県では、市町村と連携し、これらのDV対策の促進を図ります。

# (6)被害者支援のための体制強化

被害者の状況に応じたきめ細やかな支援を行うためには、職務関係者一人ひとりの資質 向上が重要であることから、研修等の充実を図ります。また、市町村や関係機関、民間支援 団体等が相互に連携を図り、適切に対応していく必要があることから、一層の連携強化を 図ります。

# 3 計画の体系



# 4 課題と施策の方向

【基本目標I DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進】 施策の方向 1 多様な主体に向けた広報啓発の推進

# 【現状と課題】

- 令和2年度に行った「DVに対する県民意識について」のインターネットアンケート調査、 大学生意識等調査では精神的暴力がDVであると認識していない人も一定数いることがわか っており(資料編参照)、DV被害は潜在化しやすいことから、身体的暴力だけでなく精神的 暴力、性的暴力もDVであることをさらに周知し、社会的認知の徹底を図る必要があります。
- 令和2年度に行った「DVに対する県民意識について」のインターネットアンケート調査では、警察・市町村以外の相談窓口を知っている人は半数に至っておらず、「知らない」と回答した人も約4人に1人となっています。「デートDVに関する大学生意識等調査」においても、「知らない」と回答した人が半数以上となりました。平成27年度に行われた調査から相談窓口の認知は若干増加していますが、今後も多様な広報媒体を活用し、相談窓口の周知に取り組んでいく必要があります。また、男性からの相談も毎年700件から800件程度(うちDV相談は毎年100件程度)寄せられており、相談件数の増加が見られるため、男性に対する広報にも配慮していく必要があります。
- DV被害者が加害者の元を離れて新たな生活を始めるに当たって、住民票の異動や身元 保証人の確保が難しいことなどから、就業や住居の確保は容易ではありません。被害者の 自立を円滑に進めるためには、企業や団体等がDVに対する正しい理解と認識を深めるとと もに柔軟な対応を行うよう働きかけていく必要があります。
- 保健、医療機関で扱う様々な疾病の背景にDV被害が潜んでいることも少なくありません。 また、子どもの態度や言動等から、教育機関等においてもDV被害の発見につながる場合が あります。DV被害の早期発見には、発見しやすい立場にある保健・医療・教育機関等の 職員が、DVについての理解をさらに深めることが重要になります。
- 近年では、スマートフォンの普及により、様々なメディアを通じて性に関する情報に触れる機会が増加しています。情報発信をする側に対しては、表現の自由を十分尊重しつつ、性別や国籍などを問わず人権を尊重した表現に配慮するよう働きかけていくとともに、受け手側に対しては、メディアからの様々な情報を主体的に読み解き、活用する能力を向上させるための取組を推進する必要があります。
- 「犯罪被害者等のための相談窓口等のご案内」のリーフレット、ポスターを作成し、関係 機関に配布していますが、広く県民に周知させるため、広報啓発活動を推進する必要があり

ます。

○ 加害者対策については、加害者にも被害者にもならないように若者を対象としたDV予防 教育に取り組むとともに、DVに悩んでいる方に相談窓口を広く周知し、加害者からの相談 にも応じることにより、加害者に対する意識啓発を行うなどDV防止に努めておりますが、 今後も引き続き取り組んでいく必要があります。

# 施策の内容

# ① DVの根絶に向けた啓発の充実

○ 多様な広報媒体を活用した効果的な広報啓発の充実(児童家庭課)

県民一人ひとりがDVは人権侵害であることを認識し、DVに関する正しい理解を深めることができるよう、加害者への啓発も意識し、県民だより等県の広報誌やテレビ・ラジオ・インターネット等、多様な広報媒体を活用した効果的な広報を実施し、市町村に対しても積極的な広報を働きかけます。なお、DV被害は女性だけに限らないため、男性被害者に向けての働きかけも強化していきます。

また、DVと児童虐待は密接に関連することから、広報啓発に当たっては、DV防止と 児童虐待防止の啓発を関係部署が連携して実施し、啓発の効果を高めていきます。

○ DV防止キャンペーンの充実 (児童家庭課)

毎年11月12日から11月25日までは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。 県では、この期間を中心に自治会の協力を得てリーフレットを回覧・配布するとともに、 街頭でDV防止キャンペーンを実施し、民間支援団体と協働してリーフレットや啓発グッズ 等を配布、ラジオCMにて広報することにより、DV防止に向けて県民一人ひとりの意識を 高めていきます。

また、キャンペーンの実施に当たっては、児童虐待防止部門と合同で実施し、啓発効果をより一層高めます。

- DV防止キャンペーンで児童虐待防止も併せて啓発
  - ※ このほか、オレンジリボンキャンペーン(児童虐待防止に向けた啓発 活動)でも、DV防止を啓発します。
- 子育て家庭への暴力防止の啓発の推進(児童家庭課)

DV被害が 20 代から 40 代の比較的若い世代の女性に多いことから、DVと児童虐待に関する知識や相談窓口を掲載したパンフレットを作成し、乳幼児健康診査や就学時健康診断の際などに保護者に配布します。また、子育て家庭への認知度拡大を目指し、小学校 4 年生、中学校 1 年生、高等学校 1 年生の保護者へも配布します。今後は、内容を更新していき、

DV被害の早期の気づきと相談へのつなぎをより一層促します。

- 家庭における暴力防止啓発パンフレットの内容更新と配布先の拡大
  - DVと児童虐待との関連性が強いことから、内容の見直しを適時行います。
  - ・配架場所の拡大
  - →子育て民間施設や一般企業(県商工会議所等を経由)への配布等
- DV防止セミナーの充実 (児童家庭課)

より多くの県民にDVを身近な問題として考えてもらうため、DVの現状と対応について 学ぶDV防止セミナーの開催回数を拡大し、地域でのDV防止の意識を高めます。

> ■ D V 防止セミナーの開催回数の拡大 年1回(令和2年度)→ 年2回以上

> > ※ より多くの県民にDV防止の意識を高めてもらうよう回数の増加を目 指します。

○ 加害者を生まないための対策 (児童家庭課、男女共同参画課、男女共同参画センター)

加害者が早い段階で、自らが行っている行為がDVであり重大な人権侵害であることを 認識し改善につなげていけるよう、意識啓発を図ります。また、若者を対象に加害者にも 被害者にもならないように相手の人権を尊重していけるようDV予防教育を行います。

さらに、DVに悩んでいる方に相談窓口を広く周知し、加害者からの相談にも応じることにより、加害者に対する意識啓発を行うなど、DVの防止に努めます。

加害者プログラムについては、国の動向を注視し、情報収集に努めます。

○ インターネットを活用した広報啓発の実施(児童家庭課)

インターネットやSNSを活用した広報啓発を行います。

新型コロナウイルス感染拡大の影響から在宅勤務が増えたことで、加害者が自宅にとどまり、電話による相談が難しくなる状況も考えられることからも、被害者がスマートフォン等で情報を得られやすくなるよう、配慮します。

また、バナー広告等、DV被害・加害に自覚のない人たちに向けて広報啓発を行うことで、 気づきにつながるようにします。遷移先の特設ホームページはDVについての理解を深める ための内容とします。

○ 人権啓発の推進(健康福祉政策課)

「DVが人権侵害である」と認識する人の割合は高まってきていますが、身体への暴力 ばかりでなく、精神的、性的な暴力など、様々な形でDVは存在しており、引き続き県民 一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めていく必要があります。

家庭・学校・地域社会・職員などあらゆる機会をとらえ、講演会、研修会、メディアを使った広報などを通じて人権啓発を推進します。

○ 「犯罪被害者等相談窓口」に係る広報啓発活動の推進(くらし安全推進課)

各相談窓口をまとめた「犯罪被害者等のための相談窓口等のご案内」のポスター、リーフレットを作成し、犯罪被害者等の相談先となる市町村や関係機関等に配布して相談窓口の広報啓発を推進するとともに、広く県民に広報するため、各種キャンペーン等を通じて広報啓発活動を推進します。

# ② D V被害者等に向けた情報提供の充実

○ DV相談窓口の周知徹底及び積極的な情報提供(児童家庭課)

DV被害者の目に留まりやすく、安心して手に取ることができるよう相談窓口の電話番号等を記載したDV相談カードやステッカーの配置場所の拡大、支援等に関する情報提供を積極的に推進します。

○ 外国人のDV被害者に対する支援(児童家庭課、警察本部人身安全対策課)

国際交流センター等の関係機関と連携し、外国人向けリーフレット(6 か国語)の内容を 適宜更新し、DV相談窓口等の一層の周知を図るとともに、リーフレットは、外国人の増加 に伴い配布回数を拡大します。

今後は、多言語で掲載するだけではなく、「やさしい日本語」\*\*での案内を行うなど、日本に住む外国人が安心して相談できるように配慮していきます。

また、警察ではDV被害者向けのリーフレットを外国語 (10 か国語) でも作成し、警察署、 交番・駐在所にて配布するとともに、県警ホームページに掲載して被害者への的確な対応が 図られるようにしています。

# ※ やさしい日本語

日本に住む外国人に向けて、母国語で案内するのではなく、外国人が理解しやすい日本語の表現に配慮し、案内すること。

○ 男性向け相談窓口の周知(男女共同参画課、男女共同参画センター)

男性のDV被害者等に対する相談窓口を、県民だより等の県の広報誌のほか、各市町村の 広報誌への掲載、相談窓口の電話番号を記載した男性相談カードやステッカーの配置などを 積極的に働きかけるなど、周知を図ります。

# ③ 企業・団体等に対するDVへの理解の促進

○ DV被害者の自立に向けた理解の促進 (児童家庭課)

企業・団体等に対して、DVに対する正しい理解を促し、被害者の安全確保の観点に立ったスムーズな医療保険の離脱手続きなど、DV被害者の自立に向けて適切な対応が行われるよう情報提供を行います。

○ 企業・団体等と連携した広報啓発(児童家庭課、男女共同参画課) DV相談カードの配置など、千葉県男女共同参画推進連携会議\*等を活用し、企業・団体等 に対する広報啓発の協力を働きかけます。

#### ※ 千葉県男女共同参画推進連携会議

男女共同参画社会づくりのため、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の自主的な取組を推進することを目的に、県域組織の団体等の参画により全体会や部会ごとに研修会や情報交換会を開催するなどの取組をしています。

# ④ D V被害の早期発見・通報体制の充実

○ 保健・医療機関に対する広報啓発(児童家庭課)

保健・医療関係者に対し、DV被害の発見から通報までの流れ、警察・配偶者暴力相談 支援センター等の機能についての周知を図ります。また、DV被害者に対する相談窓口等の 情報提供や通報等への協力を働きかけます。

○ 教育機関等に対する広報啓発(児童家庭課) 市町村と連携し、学校、保育所、幼稚園等に保護者への相談窓口等の周知やDV被害の兆 候の発見・通報等への協力を働きかけます。

○ 民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対する広報啓発 (児童家庭課) 民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対し、啓発資料の配布や会議等を通じ、DVの 知識普及を図るとともに、DV被害者に対する相談窓口等の情報提供や通報、見守り等への 協力を働きかけます。

○ 通報等への適切な対応(児童家庭課、女性サポートセンター等)

配偶者暴力相談支援センターは、通報等の内容から、被害者に対する危険が急迫している 場合や児童虐待に当たると思われる場合には、警察や児童相談所等との連携を図ります。

また、通報等への対応に当たっては、加害者が通報者に対し何らかの報復行為等を行うことも考えられることから、通報者の氏名等について漏洩することのないように徹底を図ります。

# ⑤ メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

○ 情報モラル教育の充実(教育庁学習指導課・児童生徒課)

児童生徒に対して、情報社会において、適切な活動を行うために基となる考え方や態度を 育成する情報モラル教育を充実させ、女性や子どもを含む様々な人の人権へ配慮するように 指導します。

# 数値目標

	取 組	基礎調査結果		第5次計画の目標
1	DVにあたる行為に	インターネット	精神的・経済的DVの認識	全ての項目において
	ついての認識	アンケート調査	で8割以下の項目が見られ	100%を目指す
		大学生意識等調査	た	
2	DVに関する相談	インターネット	「知らない」の回答が 23%	「知らない」の回答
	窓口の認知	アンケート調査		を 10%以下へ
		大学生意識等調査	「知らない」の回答が 53%	
3	配偶者からの暴力の	男女共同参画社会	誰かに「相談した」と回答し	「相談した」の割合
	相談経験	の実現に向けての	たのは全体25%、女性33%、	を 50%へ
		県民意識調査	男性 11%	

※ インターネットアンケート調査、大学生意識等調査、男女共同参画社会の実現に向けての 県民意識調査については、資料編 63 ページにて掲載。

# 【基本目標I DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進】 施策の方向2 DV予防教育の推進

# 【現状と課題】

- 県では、小・中・高・特別支援学校において「いのちを大切にするキャンペーン」を実施し、思いやりの心や生きる力を育むとともに、いじめ、暴力の根絶等、人権意識の高揚を図る指導を推進しています。また、高等学校では「マナーキャンペーン」\*などを実施しています。DVを防止するためには、幼児期から生命の尊さや他人の痛みが理解できる心、豊かな情操、思いやりの心を育むことが大切です。
- 若者を対象とするDV予防教育として、高校生等を対象に「それって『愛』なの?若者のためのDV予防セミナー」を開催し、DVやデートDVについて考える機会を提供してきました。DV予防セミナーにおける令和2年度の生徒へのアンケート結果によると、デートDVの認知度は60.0%でしたが、セミナーの理解度は97.2%で大きな効果があったと考えられます。しかし、実施校は着実に増加しているものの、未だ実施したことのない学校も多く、デートDVに対する認識に学校間で大きな差がみられます。今後はセミナーの実施校を拡大するとともに、児童福祉施設に入所している児童生徒を含め、より多くの若年層に向けた情報提供を行っていく必要があります。

また、高校 1 年生に対しては、デートDVに関する正しい知識や相談窓口など、生徒に 周知したい内容を簡潔にまとめたデートDV相談カードを、高校 3 年生に対しては、デート DV啓発リーフレットを作成・配布し、DVや暴力等について考える機会を提供しており、 今後も効果的な予防教育に取り組んでいく必要があります。

- 令和 2 年度のインターネットアンケート調査では、DVの予防に必要なことを尋ねたところ、80.4%の人が「学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」ことと回答していることから、予防教育の必要性が認識されていることがわかります。また、76.4%の人が「家庭で保護者が子どもに対し、暴力がいけないことを教える」ことと回答していることから、保護者に対し、家庭教育の重要性を認識してもらう必要があります。
- DVのある家庭におかれた子どもは、自身に対する直接的な暴力行為や家庭内の暴力を 目撃することにより、心身に重大な悪影響を受けてしまいます。日ごろから学校や保育所 等で児童・生徒と接する職員は、家庭内における暴力の早期発見や、被害者の子どもの 転出先や居住地等の情報の適切な管理の必要など、重要な役割を担っていることから、 職員に対する研修の充実を図っていくことが大切です。

#### ※ マナーキャンペーン

社会人としてのあるべきマナーや規範について、各学校が中心となって家庭・地域社会・関係機関と連携し、積極的な啓発活動や体験活動等を行うことで、生徒一人ひとりが日常生活のマナーを大切にし、より一層規範を遵守しようとする意識や態度を身に着けることを目的とする取組です。

## 施策の内容

# ① 人権教育の充実

○ 学校における人権教育の推進(教育庁児童生徒課)

「あらゆる暴力は人権侵害である」という社会認識の浸透を図るには、子どもの頃からの心身の発達段階に応じた人権教育が大切です。学校においては「いのちを大切にするキャンペーン」、「マナーキャンペーン」等を実施することにより、児童生徒の人権意識を高めていきます。また、教職員に対しては、学校人権指導資料の配布や各種研修会を通じて、人権に対する意識啓発を図る等、学校全体で人権教育の一層の充実に努めます。

# ② 道徳教育の充実

○ 学校における道徳教育の推進(教育庁学習指導課)

本県では、就学前から高等学校までを貫く道徳教育の主題を「『いのち』のつながりと輝き 〜大切なあなた、大切なみんな、大切な自然と地球、そして大切なわたし〜」と定め、生命 の尊厳や他者への思いやりの心の大切さなどについて深く考え、人間は互いに支え合って 生きているということを子どもたちが学んでいくことによって、DV・セクハラ・ストーカ ー行為・いじめなどの人権侵害の発生を防ぐ土台づくりに努めます。

# ③ 若者を対象とした予防教育の充実

○ DV予防セミナーの実施 (児童家庭課)

若者がDVや暴力等について考え、夫婦や恋人等、親しい間柄にある相手の人権を尊重し、 互いに尊敬しあえる関係を築いていくことによりDVの被害者にも加害者にもならないよう、 高等学校等においてDV予防セミナーを開催します。特にこれまで未実施の学校に対して 働きかけ、セミナーの実施校の拡大を図っていきます。

また、虐待を受けた子どもたちには、暴力の連鎖が起きやすいと言われており、将来家庭をもった際に暴力の連鎖を断ち切るひとつの機会となれるよう、児童福祉施設に入所している 10 代の若者を対象に開催を検討していきます。

# ■ DV予防セミナーの実施校の拡大

224回 (平成 28 年度から令和 2 年度まで)

→300回(令和4年度から令和8年度まで)

5 年間で県内すべての高等学校・大学・短期大学・高等専門学校・特別 支援学校高等部で実施することを目指します。 ○ デートDV相談カード等啓発資料の配布 (児童家庭課)

異性との交際を始め交友関係が広がる高校生に対して、デートDVに関する正しい知識や相談窓口など、生徒に周知したい内容を簡潔にまとめたデートDV相談カードを作成・配布し、DVや暴力等について考える機会を提供します。啓発資料については内容を見直す等、より充実させるよう努めます。

○ 大学と連携した広報啓発の実施(児童家庭課)

大学生に対するDV予防セミナーの開催やリーフレットの配布等の協力を大学に働きかけるとともに、学内での取組を支援します。

○ 家庭に向けた啓発の推進(児童家庭課、男女共同参画課、男女共同参画センター)

市町村と連携し、就学時健康診断等を通じた保護者に対するDVや児童虐待防止に関する リーフレットの配布や、男女共同参画地域推進員の活動を通して、家庭における暴力防止に 努めます。

# ④ 教育機関等の職員に対する研修の充実

○ 教育機関等の職員に対する研修の充実(児童家庭課)

DV被害者の支援を行う機関や児童虐待を取扱う機関と連携しながら、DVに対する理解を深め、DVのある家庭に育つ子どもやデートDVの当事者に対する適切な対応が行えるよう、養護教諭やスクールカウンセラーなど、学校や保育所等の職員に対する研修の充実を図ります。

また、研修時などあらゆる機会を捉えて、デートDVやDVに関するチラシを配布し、 学校や保育所等の職員が交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を提供し ます。

# 【コラム】デートDVとは

デートDVは交際相手からの暴力のことを言います。内閣府の「男女間における 暴力に関する調査」(令和3年3月)によると、交際相手がいた女性の16.7%、男性の8.1%がデートDVを受けています。

デートDVには、殴る、蹴るなどの身体的暴力のほか、交際相手に「他の異性と会話をするな」などと命令したり、SNS\*などによる脅し、携帯電話の着信履歴やメールのチェック、交友関係や行動の監視など、相手の気持ちを考えずに、自分の思いどおりに支配したり、束縛したりしようとする態度や行動も含まれます。

また、デートDVもエスカレートすると、ストーカー行為や暴行、傷害につながる恐れがあります。

なお、本計画では、生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力をデート DVとしています。(資料編 136 ページに千葉県のDV相談窓口の一覧を掲載)

## \* SNS

インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービス。ソーシャル・ネットワーキング・サービス social networking service の略。(「日本大百科全書(小学館)」から)

# 【基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実】 施策の方向3 相談体制の充実

# 【現状と課題】

- 令和 2 年度の県及び市町村のDV相談件数は、14,970 件となっており、平成 28 年からの 5 年間は毎年 15,000 件に迫る水準で推移しています。
- 県の配偶者暴力相談支援センターに寄せられるDV相談件数は、平成 19 年度以降、毎年 5,000 件程度の件数で推移しています。令和 2 年度は、女性サポートセンターで 2,535 件、 男女共同参画センター1,145 件、各健康福祉センター1,297 件で、全体で 4,977 件となっています。

DV被害者の状況は多様化しており、女性サポートセンターの電話相談で対応した主な被害内容は、精神的暴力 49.9%、次いで身体的暴力が 47.4%、経済的暴力 2.0%、性的暴力 0.8%となっていますが、複合的な暴力がほとんどです。また、相談内容が多岐にわたっている中で、外国人、高齢者、障害者など複雑な問題が絡む相談が増えています。 DV被害が深刻にならないよう問題解決に向けて助言や情報提供を行っていますが、今後も被害者の立場に立った迅速かつ的確な対応を取ることが必要です。

○ 県内の全市町村には、DV担当課及び相談窓口が設置されており、相談件数は年々増加傾向となっています。令和2年度は9,993件の相談件数のうち44.9%が面接相談です。DV被害者にとっての身近な窓口として、市町村の役割はきわめて大きいと考えられます。

DV防止法では、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされ、令和2年度末時点で野田市、市川市、千葉市、船橋市、我孫子市が配偶者暴力相談支援センターを設置していますが、他の市町村においても相談体制が充実・強化されるよう働きかけていく必要があります。また、規模の小さい市町村では、被害者が職員等と顔見知りで相談に行きにくいなどといった課題があることから、相談しやすい体制づくりが必要です。

- 警察における令和 2 年度のDV事案認知件数は 3,684 件で、5 年前と比較して約 4 割増加しています。警察では、県警本部(相談サポートコーナー)、警察署、交番、駐在所等において相談を受理していますが、引き続き、関係機関と連携してDV被害者の安全確保を最優先とした対応に努めるとともに、被害者の立場に立った適切な対応を行うことが必要です。
- 県の配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口での利用者からの苦情への対応については、 男女共同参画苦情処理制度\*を引き続き適切に運用し、申出のあった苦情や意見について、 適切かつ迅速に処理し、必要に応じて職務の執行の改善につなげることが重要です。

#### ※ 男女共同参画苦情処理制度

知事の委嘱を受けた苦情処理委員が、公平中立な立場から県の施策や事業に関する男女共同参画の視点からの苦情及び男女共同参画社会の理念に反する人権侵害に係る苦情の申出を調査し、知事に対して助言や是正の勧告を行う制度。

# 施策の内容

# ① 多様性等に配慮したDV被害者相談体制の充実

- 多様なケースに応じた相談への対応(児童家庭課、女性サポートセンター) DVに精通している弁護士や精神科医による相談を実施し、DV被害者の自立を支援し ます。また、外国人被害者については、通訳を介し母国語で相談できる環境を提供します。
- 高齢者・障害者への配慮(児童家庭課、女性サポートセンター) 高齢者や障害のあるDV被害者に対しては、本人の生活環境などに配慮した適切な対応が できるよう関係機関との連携を図ります。
- 男性のための総合相談の実施(男女共同参画課、男女共同参画センター) 男女共同参画センターで男性のための総合相談を実施し、被害者だけでなく加害者からの 相談にも対応する中で、被害者を支援するとともにDVの防止を図ります。
- LGBT s <sup>※1</sup>への配慮(児童家庭課、女性サポートセンター、男女共同参画センター) DVの相談は男女の関係によるものだけではないことに留意し、偏見や差別などのバイア スをかけずに支援できるよう、支援者の専門性向上を目指します。
- 専門的研修及びスーパービジョン\*2 体制の整備

(児童家庭課、女性サポートセンター、男女共同参画センター)

支援者が性別や国籍等にとらわれずに、また多様化複雑化しているすべてのDV被害者へ適切な対応が行えるよう専門的な研修を実施するとともに、実践に必要な知識技術を身につけていくためにスーパーバイザーからの助言・指導を受けられる体制づくりを目指します。

#### **※**1 LGBTs

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシャル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれたときに法律的/社会的に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人)の頭文字を取ったもので、性的少数者の人々を指す言葉です。さらに性的少数者には上記以外にもさまざまな人がいることから複数形の「s」をつけることによって、あらゆる性的少数者が含まれることを表す「LGBTs」という表記が使われるようになってきています。 (NHK福祉情報サイト「ハートネット」から)

## ※2 スーパービジョン

対人援助者 (スーパーバイジー) が指導者 (スーパーバイザー) から事例を通じて教育を受ける過程のこと。 援助者が指導者から業務の中で指導やアドバイスを行うことで、支援の質、技術の向上、トラブルへの対処 能力の向上を目的としています。

# ② 配偶者暴力相談支援センターの機能強化

○ 女性サポートセンターの中核的機能の強化(児童家庭課、女性サポートセンター)

中核的配偶者暴力相談支援センターとして、処遇の難しい事案や専門的・広域的な対応など、女性サポートセンターの総合的な調整・支援機能の充実を図ります。また、地域の配偶者暴力相談支援センターのDV専門相談員、婦人相談員等を対象として、スキルアップのための研修の充実を図るほか、市町村等へ講師派遣を行い、相談担当職員の資質向上を支援します。

## ○ 情報提供の充実 (児童家庭課)

複雑化、多様化する相談に適切に対応するため、市町村、関係機関、民間支援団体等と連携して、DV被害者の生活再建等に向けた情報を収集し、被害者の状況に応じて必要な情報を提供していきます。

○ 自立支援講座の実施(児童家庭課、男女共同参画センター)

DV被害者の心の回復を図り、自分らしい生活を取り戻すことができるよう、法律や就職講座など自立を支援する講座を開催するとともに、同じような体験をしたDV被害者や支援者との交流の場を提供します。

# ③ 警察による支援の充実

○ 相談・通報への迅速かつ適切な対応 (警察本部人身安全対策課)

警察では、相談や 110 番通報等により DV事案(DV事案を背景としたストーカー事案を含む。)を認知した場合は、被害者の一時避難の支援、携帯用緊急通報装置の貸与、防犯指導等を行うほか、加害者の検挙や指導警告を行うなど、DVによるさらなる被害の発生を防止するなどの措置を講じます。

○ 援助の申出に対する適切な対応 (警察本部人身安全対策課)

DV被害者から被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行います。

○ 相談しやすい環境の整備(警察本部警務課)

DV被害者からの相談に対しては、事案の状況を判断し、緊急時における対応の教示、 関係機関の紹介等の情報提供を行います。また、被害者の心理的な事情に配慮して、女性 警察職員による相談の対応や相談室の活用等により、相談しやすい環境の整備に努めます。

# **④** 苦情処理体制の充実(男女共同参画課、児童家庭課)

○ 男女共同参画苦情処理制度を適切に運用するとともに、県民への周知を図ります。

# 【基本目標II 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実】 施策の方向4 安全確保と一時保護体制の充実

# 【現状と課題】

○ 県では、令和2年度までの5年間で毎年100人前後の一時保護を実施しており、そのうち大部分はDVが原因です。また、DV被害者の約6割が子どもを同伴しています。一時保護した人の入所経路は、令和2年度でみると、市町村の相談機関が63%で、警察関係が37%でした。地域別にみると、印旛健康福祉センター管内が17%、松戸健康福祉センター管内が11%、千葉市内及び市川健康福祉センター管内がそれぞれ10%です。年齢別では30歳以上40歳未満が29.2%、20歳以上30歳未満が28.1%、40歳以上50歳未満が21.3%となりました。また、10人が外国人でした。

女性サポートセンターでは、ケースワーカー\*、心理判定員、医師、看護師、保育士等が連携して対応することにより、被害者一人ひとりの状況に応じて心身の安定や自立に向けた支援を実施しています。また、平成 21 年度には、同センターを新築し、バリアフリー化やセキュリティの強化、同伴児対応の子どもルームや学習室を設置するなど、受入れ体制の充実を図るとともに、自立に向けた様々な支援を行っています。

○ 一時保護を行う場合、警察、市町村等を経由して保護していることから、これらの関係 機関からの的確かつ迅速な情報把握はDV被害者の安全を図る上で大変重要です。平成23年 度から県と市町村で使用する共通の聞き取り票を作成するなど、被害者の状況を関係機関と 速やかに共有し、より迅速な一時保護を行っていますが、今後もより一層の連携を図ってい く必要があります。

一時保護所への入所は、休日・夜間では速やかな対応が困難な事例もあり、また被害者が 一時保護所の入所を望まない事例もあることから地域において被害者の避難所を確保して おくことも必要になります。

また、被害者が児童を同伴した場合の当該児童のケアや学習指導など様々な事例に対応していくことが必要になっています。市町村や児童相談所等の関係機関と連携した適切な支援が求められています。

## ※ ケースワーカー

社会生活の中で困難や問題を抱え、専門的な援助を必要としている人に対して、社会福祉の立場から個別事情に即して課題の解決や緩和のために助言や支援を行う人をケースワーカーといいます。 (「社会福祉用語辞典」(中央法規出版から))

○ 安全の確保のための取組として、配偶者暴力相談支援センターや警察では、加害者からの さらなる暴力により、DV被害者が生命・身体等に重大な危害を受けるおそれが大きいとき は、DV被害者に対して、保護命令の制度についての情報提供や助言、関係機関への連絡等 を行っています。 警察では、保護命令が発令された場合、裁判所と連携を取りながら、被害者への危害防止、緊急時の通報等についての教示、加害者に対する指導・警告、保護命令違反被疑者の検挙等を行っています。しかし、検挙後に再び違反をしたり、危害を加える加害者もおり、保護命令制度の効果的な運用による被害者の安全確保のためにも、違反者への厳格な対応を図る必要があります。引き続き、配偶者暴力相談支援センターをはじめとした関係機関との連携により、一層の安全確保に努める必要があります。

# 施策の内容

# ① 緊急時における安全の確保

○ 緊急時における移送手段、避難場所の確保(児童家庭課、女性サポートセンター)

休日や夜間に緊急保護が必要となった場合の移送手段や、直ちに一時保護所への移送が 困難な場合等の避難場所の確保について、市町村等関係機関の制度を活用するなどして、 DV被害者の心情に配慮した安全確保の体制を強化します。また、地域ごとに市町村や警察 等を対象とした会議を開催し、安全確保のための役割分担の確認を行うなど連携体制の強化 を図ります。

# ② 一人ひとりのケースに応じた保護体制の充実

- 多様なケースに応じた一時保護(児童家庭課、女性サポートセンター)
  - DV被害者の受入れに当たっては、高齢者、障害者など多様な入所者の状況に応じた一時保護を実施するため、市町村や医療機関など関係機関と連携して、きめ細やかな対応を図ります。
- 医学的ケア・心理学的ケアの充実(児童家庭課、女性サポートセンター) 身体的、精神的に様々な問題を抱えている入所者や同伴児に対して、医師による疾病等の 有無や診療の要否についての医学的側面からの判定や心理判定員によるカウンセリングを 実施します。
- ケースワーカーによる同行支援の実施(児童家庭課、女性サポートセンター) 女性サポートセンターの入所者に対して、必要に応じて、ケースワーカーによる医療機関 や裁判所への同行支援を実施します。
- 一時保護委託先との連携の強化(児童家庭課、女性サポートセンター) DV被害者の安全確保のため、一時保護委託先との連携強化を図ります。

○ 外国人への配慮(児童家庭課、女性サポートセンター)外国人に対して、必要に応じて、委託による通訳での対応を行います。

# ③ 同伴児への支援の充実

○ 保育・教育体制の充実(児童家庭課、女性サポートセンター)

女性サポートセンターでは、保育士や学習指導員を配置し、児童一人ひとりの状況に応じた保育や学習指導を行い、退所後に安心して保育所や学校に通えるよう、支援体制の充実を図ります。

○ 心理的ケアの充実(児童家庭課、女性サポートセンター)

保育士や学習指導員と連携しながら、心理判定員によるカウンセリングを行うなど、同伴 児の心理的なケアの充実を図ります。また、退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者 本人の同意を得た上で、市町村及び児童相談所等の関係機関に情報提供を行います。

# ④ 警察等による安全確保の取組

○ 安全確保のための関係機関との連携(児童家庭課)

保護命令の申立てを行うDV被害者は、加害者からの抗議や追及により危害を受けるおそれが高いことから、配偶者暴力相談支援センターは被害者の意思を確認した上で、警察に被害者の安全確保に必要な情報を提供するなど、相互に連携を図り、被害者の安全の確保に努めます。また、被害者が保護命令の申立てをする際の迅速な処理や、調停時に被害者と加害者が直接会わないよう配慮することなど、裁判所において被害者の安全が図られ、安心して申立てができるような対応が取られるよう働きかけます。

○ 保護命令に対する対応強化 (警察本部人身安全対策課、児童家庭課)

保護命令発令の通知を受けた場合には、警察は速やかにDV被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で住居を訪問するなど、DVによる危害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示し、被害者の生命、身体の安全確保に取り組みます。

また、配偶者暴力相談支援センターにおいても、被害者に安全確保や保護命令の留意事項 について情報提供をしたり、被害者の意思を確認した上で、支援に関わる関係機関等に保護 命令が発令された旨を伝えるなど、被害者の安全確保に配慮します。

○ 危機管理体制の充実(児童家庭課、女性サポートセンター)

女性サポートセンターにおいて、非常災害に備え、定期的に避難、救出、その他必要な 訓練を行います。また、加害者からの追及があった場合の対応についても、研修を実施し、 危機管理体制の充実を図ります。

# ⑤ 加害者対策

○ 警察から加害者への指導等(警察本部人身安全対策課) 警察が関わったDV事案について、警察から加害者へ指導警告を行うとともに、DVであることの教示を行い、さらなる被害予防に努めます。

- 加害者対策に関する国の調査研究等、動向把握・情報収集(児童家庭課) 国が行っている調査研究等の動向把握や、他都道府県や民間団体で行っている加害者に 対する事業等の情報収集などを通して、加害者対策に係る必要な施策の検討を行っていきま す。
- 加害者からの相談への対応(男女共同参画課、男女共同参画センター)
  男女共同参画センターで行っている相談では、DV被害者からの相談のみならず、加害者からの相談にも応じています。必要に応じて、男女共同参画センターで行っているカウンセリングにつなげる等、DV加害者への対応も行っていきます。
- 被害者支援における加害者への対応に関する研修等の充実(児童家庭課) DV加害者に関する研修を行い、加害者の特徴等を知ることで、より充実した支援を目指 します。

加害者に関する研修は、逃げられない/逃げないDV被害者に対する理解の深まりに資するものです。継続的な支援を必要とすることの多いこのような被害者の気持ちに寄り添い、適切な支援を行えるようにします。

■ 【新規】加害者対策検討作業部会 加害者対策について県内の現状を把握し、有識者とともに今後、県として どのように取組むべきかを検討する。

# 【基本目標皿 被害者の自立に向けた支援】 施策の方向5 生活の安定に向けた支援の推進

# 【現状と課題】

○ DV被害者の自立のためには、生活資金の確保や離婚、就職など早急に対応が必要な問題や、被害者や家族の心身の健康管理、育児、子どもの教育など、生活を営んでいく上での様々な問題を解決しなければなりません。県では、一時保護所退所後も被害者の状況に応じて必要な情報を提供し、本人の希望により相談に応じています。

また、一時保護所退所後の被害者に対して、裁判所や役所、病院等へ行く際の同行や生活環境整備の支援等を行う生活再建支援事業を実施しています。今後はこの取組を充実させるとともに、市町村も含めた支援体制の整備について検討していく必要があります。

さらに、平成27年度から始まった生活困窮者自立支援制度\*では、市及び町村部に設置された相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じることにより、自立の促進を図ります。

- 一時保護所からの退所先は、令和 2 年度までの 5 年間ではアパート等が 2 割から 4 割と 多い状況です。多くのDV被害者は、加害者からの追及を避けるため、今までの居住地と 異なる地域で新たな生活を始めています。被害者が住み慣れた地域から離れて生活する中で 様々な困難に直面した際に、身近に頼る人がいないために誰にも相談ができず孤立すると いったことのないよう、地域でのサポートが重要となっています。
- また、令和2年度では一時保護所を退所した人のうち5割以上が生活保護を受給しており、 約2割が母子生活支援施設など社会福祉施設へ入所している状況にあります。さらに、住民 基本台帳の閲覧制限や健康保険の手続きなども自立のために必要であり、これらの実施主体 である市町村との一層の連携が重要となっています。
- DV被害者への聞き取り調査によると、転宅先での子どもの就学や勉強、さらには自分 自身の精神面や体調、追及の恐怖など多くの不安を抱えていることから、被害者への精神的 ケアが必要です。

# ※ 生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して、自立のための相談の 実施や住居確保給付金の支給、就労のための支援、一時的な生活支援、家計改善、子どもの学習・生活 支援等の事業を行う制度。

# 施策の内容

# ① 被害者の自立に向けた総合的な支援の充実

○ 自立につなげる支援(児童家庭課、女性サポートセンター等)

配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害者の自立に向けた様々な問題について、本人の意思や状況に応じて必要な情報を提供し、市町村や関係機関が行う支援につなげていきます。

○ 司法手続きに関する支援(児童家庭課、女性サポートセンター等)

配偶者暴力相談支援センターでは、警察等の関係機関と連携を図るとともに、保護命令や離婚調停等の法的支援について、弁護士会等の法律相談や、日本司法支援センター(法テラス)\*の民事法律扶助制度などの情報提供に努めます。

また、一時保護中及び退所後のDV被害者に対しては、必要に応じて裁判所や弁護士事務所への同行支援等を行います。

## ※ 日本司法支援センター(法テラス)

総合法律支援法(平成16年6月公布)に基づき、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として、平成18年4月に設立された法人。司法制度をより利用しやすくし、法的なサービスの提供を身近に受けられるようにする目的で、相談窓口業務(相談の受付、情報提供、関係機関等への振り分け等)や民事法律扶助業務(経済的な困窮者に対する裁判費用等の立替え等)等を実施します。

#### 生活再建支援事業等の充実(児童家庭課)

一時保護所入所中及び退所後のDV被害者が裁判所や病院、不動産業者等へ行く際の同行や生活環境整備の支援等を行う生活再建支援事業の充実を図るとともに、情報提供や心身の回復に向けた継続的なカウンセリングを実施します。なお、生活再建支援事業による支援については、被害者のニーズも把握しながら、必要に応じ支援の内容について見直しを行っていきます。

また、市町村や関係機関と連携のうえ、見守りが必要な被害者については、母子生活支援施設など社会福祉施設の入所や民間のステップハウス\*\*利用に係る情報提供など、被害者の状況に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいきます。

## ※ ステップハウス

明確な定義はありませんが、一時保護所(シェルター)退所後に、被害者が自立に向けた準備をするための 居住施設(地域における自立した生活につなぐための中間的施設)をステップハウスといいます。多くは、自立 支援に向けたケースワークとして、訪問相談、情報提供、同行支援等を行っています。

## ○ 自立支援講座の充実(児童家庭課、男女共同参画センター)

DV被害者の心の回復を図り、自分らしい生活を取り戻すことができるよう、法律や就職講座など自立を支援する講座を開催するとともに、同じような体験をしたDV被害者や支援者との交流の場を提供します。講座の実施にあたっては、DV被害者のニーズ等を把握しながら内容の充実を図っていきます。

# ■ 生活再建支援事業及び自立支援講座の充実

DV被害者のニーズをより反映した内容とするため、DV相談の内容や一時保護所入所者の聞き取り調査から被害の状況や被害者の実態について把握・分析を行います。

# ② 地域でのサポート体制の整備

○ 地域でのサポート体制の整備 (児童家庭課、健康福祉指導課)

市町村に対し、DV被害者の自立に向けた様々な手続きが迅速に行われるよう、相談共通シートの提供による窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけるとともに、民生委員・児童委員\*1との連携等、地域におけるサポート体制の強化を促進します。

○ 地域におけるネットワーク会議との連携(児童家庭課、女性サポートセンター)

市町村において、児童虐待防止のためのネットワーク(要保護児童対策地域協議会)や 高齢者虐待防止ネットワーク、DV被害者を含んだ困難な問題を抱える女性支援ネットワーク<sup>※2</sup>等との連携により、地域の社会資源を活用したDV被害者支援が円滑に進むよう、情報 提供を行います。

#### ※1 民生委員·児童委員

「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の生活上の様々な相談に 応じ、必要な援助を行います。また、「児童委員」を兼ねており、子どもたちを見守り、子育ての不安や 妊娠中の心配事などの相談支援等も行います。

※2 困難な問題を抱える女性支援ネットワーク (地域協議会)

婦人相談員を設置する市において、婦人相談所等都道府県の関係機関や市の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働のもと情報交換、支援内容の協議を実施し、困難な問題を抱える女性への支援を展開します。

# ③ 精神的なケアの充実

○ カウンセリングの充実(児童家庭課、女性サポートセンター)女性サポートセンターを退所したDV被害者が継続してカウンセリングを受けやすいよう、より効果的な方法で取り組んでいきます。

○ 自立支援講座の実施(再掲)(児童家庭課、男女共同参画センター)

DV被害者の心の回復を図り、自分らしい生活を取り戻すことができるよう、法律や就職 講座など自立を支援する講座を開催するとともに、同じような体験をしたDV被害者や支援 者との交流の場を提供します。

# ④ DV被害者が必要とする各種制度の周知と活用への支援

○ 福祉制度等の活用(児童家庭課、女性サポートセンター等)

DV被害者に対し、住民基本台帳の閲覧制限の制度や生活保護など、福祉制度の情報提供を行います。また、市町村に対し、これらの各種手続きがスムーズに行われるよう働きかけ、連携した支援を行います。

## ○ 住民基本台帳の閲覧制限(児童家庭課)

DV被害者からの申出に基づき、加害者等からの請求による住民票や戸籍の写しの交付や 閲覧を制限するなど、被害者の安全確保のための情報保護について、市町村へ周知徹底を 図ります。

## ○ 健康保険の加入 (児童家庭課)

健康保険の被扶養者であったDV被害者が、扶養者との生計維持関係がなくなった場合の 保険の手続きを速やかにできるよう、制度についての情報提供や被害者の安全確保などに ついて、市町村へ周知徹底を図るとともに関係機関との連携を強化します。

# ○ 生活困窮者自立支援制度の活用 (健康福祉指導課)

市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に 応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図ることができる よう、制度の一層の周知を図ります。

# ○ DV被害者が利用可能な各種制度等の総合的な情報提供 (児童家庭課)

DV被害者が自立の過程で必要な時に必要な支援を適切に受けることができるよう、被害者が利用可能な各種制度等の情報を網羅した相談員用のハンドブックを作成し、県及び市町村等の相談機関に配布します。

これにより、相談機関や相談員の力量の違いにより被害者への情報提供等のサービスに 格差が生じることなく、県内全域で被害者が適切にサービスを受けられることを目指します。 また、被害者の要望やおかれている状況を踏まえ、被害者自らが活用できるよう本人専用 のハンドブックを相談者と一緒に作成し、情報提供の充実を図ります。

- D V被害者が利用可能な各種制度等を網羅したハンドブックの作成・配布(相談員用・被害者用)
  - ※ 情報は、定期的に更新していきます。

# 【基本目標Ⅲ 被害者の自立に向けた支援】 施策の方向6 生活基盤を整えるための支援の推進

# 【現状と課題】

- 一時保護所を退所したDV被害者が自立に向けて生活基盤を整えるためには、退所後の 住宅の確保が必要です。DV被害者の多くは加害者からの追及を避けるため、今までの居住 地とは異なる場所で新たな生活を始めることから、退所後の住宅の確保が課題となっていま す。県では、DV被害者が県営住宅への入居を希望した場合に優遇措置を実施するとともに、 住宅の選定に係る不動産業者への同行等を行う生活再建支援事業を実施し、DV被害者が 自立向けた生活基盤を整えるための支援を行っています。
- DV被害者の就業的自立を可能とするためには、就労の支援が必要です。現状では一時 保護所の退所者の5割以上が生活保護を受給しており、DV被害者の就業的自立が課題となっています。県では、職業訓練を実施するとともに、就職を希望する方に対する相談や職業 紹介による就労支援を実施しています。

# 施策の内容

# ① 住宅の確保

○ 住宅の確保(住宅課)

県営住宅におけるDV被害者の入居については、単身者を含め、抽選の際の当選確率が 高くなるよう優遇措置を講じます。

- 生活再建支援事業等の充実(再掲)(児童家庭課)
  - 一時保護所入所中及び退所後のDV被害者が裁判所や病院、不動産業者等へ行く際の同行や生活環境整備の支援等を行う生活再建支援事業の充実を図るとともに、情報提供や心身の回復に向けた継続的なカウンセリングを実施します。

また、市町村や関係機関と連携のうえ、見守りが必要な被害者については、母子生活支援施設など社会福祉施設の入所や民間のステップハウスの活用など、被害者の状況に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいきます。

## ② 就労の支援

○ 就労の支援体制の充実(児童家庭課、女性サポートセンター等)

DV被害者に対し、関係機関との連携により、ハローワークやマザーズハローワークを 有効に活用できるよう情報提供を行います。また、一時保護中の被害者に対しては、必要に 応じてハローワークへの同行など、就労活動を支援します。 ○ 職業訓練及び個別相談等の実施(児童家庭課、雇用労働課)

DV被害者を含めた母子家庭の母等の職業的自立を図るため、受講者のニーズにあった職業訓練を実施するとともに、就職を希望する方への個別相談や職業紹介による就労支援を実施します。

○ 生活困窮者自立支援制度の活用 (健康福祉指導課)

市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に 応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を支援します。

#### ③ 経済的支援

○ 生活困窮者自立支援制度の活用 (健康福祉指導課)

市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に 応じ、住居確保給付金の支給や就労支援などを行います。

○ 生活福祉資金貸付制度の活用 (健康福祉指導課)

千葉県社会福祉協議会において、DV被害者を含む低所得世帯等に対し、転宅費や緊急 小口資金などの資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図ることができるよう、 市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の 相談窓口の連携を強化します。

# 【基本目標IV 子どもの安全確保と支援 施策の方向7 虐待の早期発見と安全確保

#### 【現状と課題】

○ 児童虐待防止法では、家庭内で配偶者に対する暴力を行うことは児童に著しい心理的外傷 を与え、心理的虐待として児童虐待に当たると定義しています。

県内の配偶者暴力相談支援センターで受けた令和2年度のDV相談のうち、子どものいる相談者は、約6割でした。このうち約3割に家庭内でのDVによる心理的虐待以外の児童虐待の疑いがあり、DVと児童虐待は密接に関係していることがわかります。

○ 女性サポートセンターにおいて、令和 2 年度までの 5 年間で 497 人の一時保護を実施しており、このうち約 8 割の 398 人がDV被害者で、DV被害者のうち約 6 割が子どもを同伴しています。

一時保護に同伴する子どもは、子ども自身が直接的な暴力を受けていなくても、保護者に対する暴力を目撃したことにより心に大きな傷を受けています。また、配偶者から暴力を受けたDV被害者の中には、被害者自身が心身ともに傷ついているため、子どもに対して暴力を振るってしまう場合や育児放棄してしまう場合があります。

DV及び児童虐待の未然防止、早期発見を始め、子どもと家庭のあらゆる相談により重点 的に取り組む必要があります。

○ DV被害者への聞き取り調査によると、新しい環境での子どもの友達関係や勉強に関する こと、DVを目の当たりにしていた子どもへの精神的影響、加害者に子どもを連れ去られる 心配など、多くの不安を抱えていることがわかりました。

被害者が転居先で安心して子どもと生活できるよう、学校や保育所、警察などの関係機関が連携を図り支援していく必要があります。

子どもの安全を確保するためには、子どもと直接接する教員や支援に当たる市町村の関係職員が、DVや児童虐待の知識を正しく理解し、個人情報の管理などに適切に対応することができるよう、研修の充実を図っていく必要があります。

#### 施策の内容

#### ① D V 相談と児童虐待相談の連携

○ 県や市町村等の相談機関の連携(児童家庭課)

児童福祉法及び児童虐待防止法により、児童虐待を発見した場合は、市町村や児童相談所 へ通告しなければならないとされています。

DV被害者支援ではDV被害者に、児童虐待では被虐待児童に焦点が当たりがちになりま

すが、DV被害と児童虐待との相互の支援に間隙が生じないよう、県や市町村等において、 DV防止を担当する部署と、児童虐待防止を担当する部署が連携を強化し、事業の効果的な 推進を図るために、県において関係部署による実務者会議を開催します。

- 県のDV防止と児童虐待防止の担当部署による実務者会議の開催 年2回以上
  - ※ 会議では、合同での広報啓発の取組やDV被害者の同伴児童への対応 方法等について具体的に話し合い、事業の効果的な推進を図ります。
- 県配偶者暴力相談支援センターによる児童相談所への出張相談 児童相談所が関わっている家庭で、DVについて相談したいという希望が あった場合に、健康福祉センターに配置されているDV専門相談員が赴き、 適切な相談につなげます。
- 【新規】D V 防止と児童虐待防止の担当部署の連携強化のためのマニュアル 作成

DV防止と児童虐待防止の担当部署の職員が、DVと児童虐待がある家庭についてスムーズに連携を図り、丁寧な支援を行うことを目的に、マニュアルを作成します。

○ DV·児童虐待職務関係者研修の充実(児童家庭課)

DVと児童虐待が密接な関係にあることへの理解を深め、DV被害者やその子どもへの適切な対応が行えるようにするため、DV相談と児童虐待相談の連携強化を視野に入れながら実務経験に応じた研修やスキルアップにつながる専門的な研修を実施し、職務関係者の研修の充実を図ります。

- D V 相談と児童虐待相談の連携強化を視野に入れた専門的な研修の実施 (例) D V のある家庭に育つ子どもへの影響と対応を学ぶ研修 困難事例への対応方法等を学ぶ被害者支援スキルアップ研修 等
- 子育て家庭への暴力防止の啓発の推進(再掲)(児童家庭課)

DV被害が 20 代から 40 代の比較的若い世代の女性に多いことから、DVと児童虐待に関する知識や相談窓口を掲載したパンフレットを作成し、乳幼児健康診査や就学時健康診断の際などに保護者に配布します。また、子育て家庭への認知度拡大を目指し、小学校4年生、中学校1年生、高等学校1年生の保護者へも配布します。今後は、内容を更新していき、DV被害の早期の気づきと相談へのつなぎをより一層促します。

- 家庭における暴力防止啓発パンフレットの内容更新と配布先の拡大
  - ・DVと児童虐待との関連性が強いことから、内容の見直しを適時行います。
  - 配架場所の拡大
    - →子育て民間施設や一般企業(県商工会議所等を経由)への配布等

### ② 地域における継続的な見守りの取組

○ 地域におけるネットワーク会議との連携(再掲)(児童家庭課、女性サポートセンター) 市町村において、児童虐待防止のためのネットワーク(要保護児童対策地域協議会)や 高齢者虐待防止ネットワーク、DV被害者を含んだ困難な問題を抱える女性支援ネットワーク等との連携により、地域の社会資源を活用したDV被害者支援が円滑に進むよう、情報 提供を行います。

○ 警察等との連携による安全確保 (児童家庭課)

学校・保育所・社会福祉施設等においては、児童の安全確保を徹底するため、警察等と 連携を図り、体制の整備を促進します。

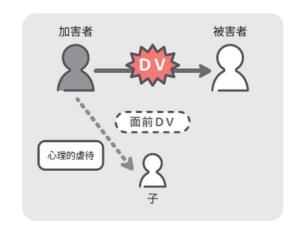
○ 学校職員等への研修の充実(児童家庭課)

児童・生徒と直接触れ合う学校職員等が虐待の兆候を発見して、児童相談所等へ通告することが虐待を早期に発見して被害児童を救うことになります。また、加害者が避難したDV被害者を探すため、学校等に問い合わせる等の行動も見られます。

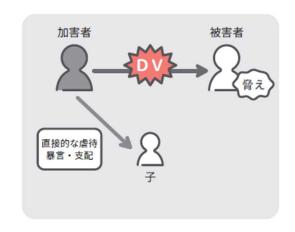
児童虐待の早期発見や、加害者の追及からDV被害者及び子どもの安全を確保するため、「教職員のための児童虐待対応マニュアル」や「DV関係機関対応マニュアル(追及者から被害者を守るために)」などを活用し、学校職員等研修において意識や知識を高め、その対応の徹底を図ります。

### DVと児童虐待

- DVと児童虐待が併存する事案にはいくつかのパターンがあります。
- ① 心理的虐待 (DVによるもの) のケース

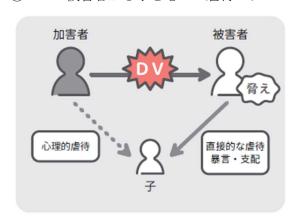


② DV加害者から子どもへの虐待のケース



加害者 被害者 直接的な虐待 直接的な虐待

③ DV被害者から子どもへの虐待のケース(1) ④ DV被害者から子どもへの虐待のケース(2)



※ そのほかにも、家族において一方向もしくは双方向的な暴力などが行われるケース、子どもから 親に対する暴力・暴言などが行われるケースもあることから、家族全体の状況を包括的に把握する 必要があります。

出典:厚生労働省 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業『DV・児童虐待対応の連携 強化のためのガイドライン』

(監修) DVと児童虐待の包括的なアセスメントに関する調査研究 有識者検討会

(制作) 株式会社リベルタス・コンサルティング

# 【基本目標IV 子どもの安全確保と支援】 施策の方向8 子どもに対するケア体制の充実

#### 【現状と課題】

○ 令和2年度に一時保護所に入所したDV被害者のうち58%が子どもを同伴しており、その内訳は乳幼児が61%、小学生以上が36%です。被害者の中には、DVを受けたことによるPTSD\*の状態にある人もおり、子どもの変化に気づきにくくなっていることもあります。また、被害者に同伴されている子どもは、加害者から身体的な暴力を受けている場合もあります。

同伴児は、自身に対する暴力やDVの現場の目撃等により、心に大きな傷を受けています。 また、暴力的な言動、多動傾向、言葉の遅れなどがみられる子どももおり、心理的ケア等の 充実を図ることが重要です。

県では、一時保護所に入所している同伴児に対して、心理判定員によるカウンセリングを 実施しています。また、退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者本人の同意を得た 上で、市町村及び児童相談所等の関係機関に情報提供を行っています。

○ 児童相談所や児童福祉施設では、DVの目撃等を経験した児童に対して心理療法担当職員が必要に応じて心理的ケアを行っています。また、民間児童福祉施設に入所している児童に長期的なケアが必要な場合は、心理療法担当職員を派遣し訪問カウンセリングを実施しています。

また、児童虐待を行う保護者等への指導を効果的に行うため、児童福祉司・児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師の協力を得て、保護者の抱える心の問題へのカウンセリング、指導を実施しています。

○ 子どもの健やかな成長のための支援を受けることは、被害者自身の生活の安定にとっても 大切です。子どもに対しては、女性サポートセンターでの一時保護中の保育・学習指導等は もとより、退所後の転校手続きの弾力化や保育所への優先入所、精神的なケアを行い、充実 した支援を行います。

#### ※ PTSD (心的外傷後ストレス障害)

強烈なトラウマ体験(心的外傷)がストレス源(ストレッサー)になり、心身に支障を来し、社会生活にも影響を及ぼすストレス障害

#### 施策の内容

#### ① 子どもの意見表明権の保障・自立発達への支援

○ 子どもの意見表明権の保障(児童家庭課)

一時保護されたDV被害者の同伴児や、児童相談所へ一時保護されたり、児童福祉施設へ 入所したりした児童の今後の生活について、児童自身がその意見や希望を表明する権利が より一層保障されるように努めます。意見聴取の機会を保障し、聴取の際には子どもの状態 に合わせて丁寧に面接することにより、意見表明権が実質的なものになるよう、十分配慮 します。

○ 子どもの精神的なケアの充実 (児童家庭課、女性サポートセンター)

児童相談所、精神保健福祉センター、健康福祉センター、保健センター、学校、医療機関等の関係機関と連携・協力してカウンセリングを実施するなど、継続的なケアが必要と思われる子どもについて、症状や発達段階に応じた、きめ細やかな心のケアを行います。

○ 民間児童福祉施設入所児童への訪問カウンセリング(児童家庭課) DVの目撃等を経験した児童に対して心理的なケアが必要なことから、入所している児童 福祉施設への訪問カウンセリングを実施します。

#### ② 子どもの学習等への支援

- 転校手続きの弾力化及び学習支援(教育庁教育総務課・学習指導課・児童生徒課、児童家庭課) 学校等に対し、DV被害者の実情に応じ、学区を越えた転校について、弾力的に受入れを 行うよう働きかけます。また、児童相談所の一時保護所では、保護者からの不適切な養育の ため入所し、安全を確保するために通学が困難な子どもへの学習支援に取り組んでいます。
- 保育所への優先入所 (子育て支援課)

DV被害者の同伴する児童の保育所への入所について、ひとり親家庭等の取扱いと同様、 優先的に取り扱われるよう働きかけます。

○ 保育・教育体制の充実(再掲)(児童家庭課、女性サポートセンター) 女性サポートセンターでは、保育士や学習指導員を配置し、児童一人ひとりの状況に応じた保育や学習指導を行い、退所後に安心して保育所や学校に通えるよう、支援体制の充実を図ります。 ○ 生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援(健康福祉指導課)

生活保護世帯や就学援助世帯などの小中学生等に対し、学習支援教室などの学びの場を 提供するとともに、相談支援員を配置し、生徒等の整理整頓や身だしなみなど生活習慣の 改善や保護者からの子育で等の相談への助言等を行います。

# 【基本目標V 市町村におけるDV対策の促進】 施策の方向9 市町村における支援体制の強化促進

#### 【現状と課題】

- 国の基本方針では、市町村は被害者に最も身近な行政主体として、緊急時における安全確保や自立に向けた継続的な支援などに積極的に取り組むことが求められており、その一方で、県には広域的・専門的な役割を求めています。
- DV防止法では、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を市町村の努力 義務として規定しています。さらに、国の基本方針では、地域の実情に合わせ、緊急時にお けるDV被害者の安全の確保や、生活再建に向けた継続的な支援策の整備等、積極的な取組 を行うことを市町村に求めています。

県内の全市町村には相談窓口が設置されており、市町村によっては独自の取組として、 被害者が避難するための交通費や、民間の宿泊施設に一時的に保護した場合の宿泊費の助成 などを積極的に行っているところもあります。

令和 2 年度末時点で県内の市町村で基本計画を策定しているのは 45 市町村ありますが、 配偶者暴力相談支援センターの設置は野田市、市川市、千葉市、船橋市、我孫子市の 5 市に とどまっています。

DVの防止から、相談、一時保護、自立等多くの段階にわたって、地域に根ざしたきめ 細やかな支援を行うためには、県はもちろんのこと、最も身近な行政主体である市町村の 役割が大変重要です。なかでも、被害者の自立には、生活保護や各種手当の申請、社会福祉 施設等への入所、住民基本台帳の閲覧制限や健康保険の手続きなど、市町村の支援が不可欠です。

県では、市町村とDV対策に係る共通認識を持つため、毎年度、市町村DV対策担当課長会議等を開催して情報交換を行うとともに、各種研修会を通じ、相談、一時保護、自立など被害者支援の知識の習得や能力の向上に努めてきました。今後も市町村における相談、自立支援の機能強化に向けた支援を行うとともに一層の連携を図っていく必要があります。

○ 一時保護所を退所したDV被害者の多くは、従前の居住地を離れ、別の市町村で新たな 生活を始めます。転宅先で安心して生活ができるよう、前住所地と転宅先の市町村が相互に 連携し、被害者の状況に応じた円滑な支援が行われるよう、市町村間の協力体制を築くこと が重要です。

DV被害者支援を円滑に行うためには、被害者に関する情報を関係機関と共有することが 重要であることから、市町村において、警察、学校、健康福祉センター、民間支援団体など からなるネットワーク会議の設置が期待されます。 ○ DV加害者は様々な手段を使って、被害者の行方を捜そうとします。特に、加害者が手掛かりを求めることが多いのは市町村の窓口であり、被害者の転居先の住所などの個人情報を不正に聞き出し、被害者が重大な事件に巻き込まれる事例も生じています。このため、住民基本台帳を保有している市町村では、担当課と連携し、個人情報保護の徹底を図ることが大変重要です。

#### 施策の内容

#### ① DV防止法に基づく市町村基本計画の策定促進

○ 市町村基本計画の策定促進 (児童家庭課)

市町村が地域に根ざしたきめ細やかなDV施策を推進するためには、地域の実情を踏まえた基本計画を策定し、計画的に取組を進めることが重要です。

そこで、基本計画を策定しようとする市町村に、専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣し、計画策定に向けた取組を支援するとともに、各種施策が円滑に進むよう、情報提供や研修、市町村応援マニュアルによる支援を行い、策定を促進していきます。

なお、市町村応援マニュアルは、基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センターの設置 並びにネットワーク会議の開催に係る具体的な手順を示すことを目的に、平成 25 年 3 月に 作成し市町村に配布しています。作成から数年が経過したことから、全国及び県内市町村の 先行事例や国の各種調査結果報告書等を参考に、当該マニュアルの内容を充実させながら、 基本計画の全市町村での策定を目指します。

> ■ DV防止法に基づく市町村基本計画の策定促進 策定市町村数

45 市町村(令和 2 年度末)→全(54)市町村(令和 7 年度末)

#### ② 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進

○ 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた支援(児童家庭課) 配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対し、情報提供や市町村応援マニュアルに

よる支援を行いながら、より多くの市町村でセンターが設置されるように促していきます。

■ 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進 設置数 5 市(令和 2 年度末)→11 市(令和 7 年度末) DV相談件数の多い市町村(概ね年間 200 件以上)での設置を目指 します。11 市での設置が実現した場合、県内の市町村における相談 件数(令和 2 年度)の約 8 割をカバーできます。

### ③ D V被害者等の個人情報保護の徹底

○ DV被害者等の個人情報保護の徹底(児童家庭課)

加害者が被害者等の個人情報を不正に取得することを防ぐため、市町村では、庁内の関係 課と連携し、DV被害者等の個人情報保護を図る必要があります。

県では、研修会や各種会議等において、DV被害者等の個人情報保護の徹底を周知していきます。

また、DV被害者から相談があった場合には、国、県及び民間事業者でも個人情報を取り扱っていることをDV被害者本人へ注意喚起することにより、関係各課がDV被害者等の個人情報保護の徹底を図るよう周知します。

# 【基本目標V 市町村におけるDV対策の促進】 施策の方向10 地域における連携体制の整備促進

#### 【現状と課題】

○ 県内の全市町村はDV相談窓口を整備し、様々なDV相談に対応するとともに、必要によりDV被害者の安全確保と自立に至る継続的な支援が求められています。これらの相談、安全確保、自立支援は、もとより市町村のみで対応できるものではなく、現状においても、市町村が県の健康福祉センターや児童相談所、医療機関、警察、裁判所、民間支援団体等の様々な機関と連携し、継続して被害者を支援しています。

また、加害者からの追及等により他県に転居する場合は、他県の市町村とも連携して支援が途切れることのないよう、継続して被害者を支援していく必要があります。

県では、これまで市町村へ相談対応に係る助言や、被害者の安全確保に係る情報提供、 被害者の自立支援に係る助言等を行ってきましたが、市町村への対応については今後もより 一層の充実が求められます。

さらに、各市町村において犯罪被害者等からの問い合わせがあった場合に、総合的な対応 を行う「総合的対応窓口」を県内全ての市町村が設置していますが、今後はその機能の充実 を図る必要があります。

#### 施策の内容

#### ① 切れ目のない支援体制に向けた市町村との連携強化

○ 各種会議の実施(児童家庭課)

市町村DV対策担当課長会議及び実務者会議、地域別市町村会議などを開催し、先進的な 取組の紹介や、関係機関を含む地域の実情に合わせた検討会を実施するなど、市町村との 連携の強化を図ります。

○ 市町村における支援体制の整備(児童家庭課)

新たな生活を始めたDV被害者が安心して生活していけるよう、支援に当たる市町村職員等に研修を実施し、心身の相談や見守りなど、地域における継続的な自立支援を実施するための体制の整備に向けた働きかけを行います。

○ 市町村間の連携体制の構築(児童家庭課)

DV被害者の自立には、経済的な支援をはじめ多岐にわたる支援が必要であり、その重要な役割を担う市町村間における情報共有や支援方法の検討会などを実施できる連携体制の構築に努めます。

○ 犯罪被害者等の総合的対応窓口の効果的活用(くらし安全推進課)

「総合的対応窓口」に犯罪被害者等からの問い合わせがあった場合に、各市町村内において情報共有を図り、確実に関係相談窓口・関係機関につなぐ役割が担えるよう市町村及び県の相談関係機関の連絡会議を行い、情報共有や意見交換等を取り入れ、効果的な施策推進を促します。

#### ② 緊急時における安全の確保(再掲)

○ 緊急時における移送手段、避難場所の確保(再掲)(児童家庭課、女性サポートセンター) 休日や夜間に緊急保護が必要となった場合の移送手段や、直ちに一時保護所への移送が 困難な場合の避難場所の確保について、市町村等関係機関の制度を活用するなどして、DV 被害者の心情に配慮した安全確保の体制を強化します。また、地域ごとに市町村や警察等を 対象とした会議を開催し、安全確保のための役割分担の確認を行うなど連携体制の強化を 図ります。

#### ③ 地域でのサポート体制の整備(再掲)

- 地域でのサポート体制の整備(再掲)(児童家庭課・健康福祉指導課) 市町村に対し、DV被害者の自立に向けた様々な手続きが迅速に行われるよう、相談共通 シートの提供による窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけるとともに、 民生委員・児童委員との連携等、地域におけるサポート体制の強化を促進します。
- 地域におけるネットワーク会議との連携(再掲)(児童家庭課、女性サポートセンター) 市町村において、児童虐待防止のためのネットワーク(要保護児童対策地域協議会)や 高齢者虐待防止ネットワーク、DV被害者を含んだ困難な問題を抱える女性支援ネットワーク等との連携により、地域の社会資源を活用したDV被害者支援が円滑に進むよう、情報 提供を行います。

# 【基本目標Ⅵ 被害者支援のための体制強化】 施策の方向11 職務関係者の資質向上

#### 【現状と課題】

○ 県では、女性サポートセンターに婦人相談員、ケースワーカー、心理判定員、保育士、 看護師等を配置し、DV被害者の支援に当たっています。また、各健康福祉センターにDV 専門相談員を配置し、婦人相談員等と連携を取りながら相談業務を行っています。

これらの職務関係者に加え市町村や学校など関係機関の職員に対し、DV及び児童虐待に関して経験に応じた研修を実施しているほか、DV相談業務の担当者向けに「DV関係機関対応マニュアル」を作成し提供しています。

○ 県の配偶者暴力相談支援センターには、令和 2 年度までの 5 年間で毎年 16,000 件から 20,000 件を超える相談が寄せられていますが、そのうちDVは約 3 割を占めており、毎年 4,700 件から 5,400 件でした。DV以外の相談は、自身の健康や仕事、家族の問題など多岐に わたっています。これらの多様な相談内容に対し適切な対応をするためには、幅広い知識の 習得が必要です。

また、DV被害者からの相談を受けるに当たっては、被害者の置かれた環境や心身の状態を理解し、その安全性や秘密の保持に十分配慮するとともに、二次被害\*防止に努める必要があります。

○ 相談員が相談を受けるとき、判断に迷うことや、相談員自身が悩んでしまうことがあります。女性サポートセンターは中核的な配偶者暴力相談支援センターとして、各地域配偶者暴力相談支援センターの相談員や市町村職員等に助言及び情報提供を行うとともに研修等で事例検討を行うことなどにより、職務関係者の資質向上を図っていく必要があります。

#### ※ 二次被害

DV被害者からの相談に対応した職員等の言葉や態度により、被害者がさらに傷ついてしまうこと、また、各種手続きをする際、対応した職員等がDV被害者の転居先等の情報を加害者側に伝えることにより、被害者の安全が脅かされることも二次被害といいます。

#### ≪二次被害の例≫

- ・「子どもを置いてでてきて」・・・本人が一番気にしていることです。
- ・「夫婦なんだから、旦那を支えてあげなきゃ」・・・支えてほしいのは相談者です。
- ・「お互い様、けんか両成敗」・・・分かってもらえない、責められたという気持ちにさせます。
- ・何人も出てきて対応・・・囲まれて尋問されているような気分にさせます。
- ・笑ったり、他の職員と談笑しながら対応・・・誠意を疑う態度ととられます。

○ 相談員が、DV被害者から深刻な被害状況等を聞いているうちに、いわゆる「バーンアウト (燃え尽き)」状態になるなど、心身の健康が損なわれることがあります。こうしたことを防止するためには、相談員自らがスーパーバイザー\*からの助言・指導を受けるなど、ケアされる機会を積極的に活用できるようにします。

#### ※ スーパーバイザー

個々のケースの支援者に対し、実践に必要な価値、知識、技術を具体的に伝えるほか、支援者の精神的なサポートもします。スーパービジョン(事例を報告し、適切な方向付けを得るための指導)を受ける際の指導者をスーパーバイザーといいます。スーパーバイザーには、通常スーパービジョンを受ける人よりも経験豊富な、師匠格・先輩格の人がなります。(「社会福祉用語辞典」(ミネルヴァ書房)から)

○ 市町村、県関係機関職員を集めた犯罪被害者等の支援担当者の会議、研修会を実施していますが、毎年、犯罪被害者等の支援担当者が交代していることから、会議、研修会への出席の必要性が認識されにくい傾向にあります。

#### 施策の内容

#### ① DV職務関係者研修等の充実

○ DV職務関係者研修の充実 (児童家庭課)

DV被害者への適切な対応が行えるようにするため、実務経験に応じた研修やスキルアップにつながる専門的な研修を実施するなど、職務関係者の研修の充実を図ります。

研修の実施に当たっては、二次被害の防止や被害者等に係る情報管理の徹底を図ります。 また、県・市町村等関係機関向けの「DV関係機関対応マニュアル」の充実を図り、研修 において活用します。

さらに、加害者対策に関する研修を増やし、加害者に対する理解を深め、被害者支援のさらなる向上に努めます。

- 加害者への対応に関する専門的な研修の実施
  - (例) 既に加害者からの相談及び更生に向けたプログラムを実施している等 ノウハウのある自治体や民間団体から講師を招き基本的な知識及び技術 を学ぶ研修
- 市町村、関係機関への講師派遣 (児童家庭課)

市町村や裁判所など関係機関が開催する研修や講演会等へ職員を講師として派遣するなど、研修機会の確保に努めます。

- 国等で主催する研修への参加(児童家庭課、女性サポートセンター) 内閣府等で実施する様々な研修や独立行政法人国立女性教育会館で開催される研修等に 職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努めます。
- 市町村家庭教育相談員\*1及び子育てサポーター\*2等への研修(教育庁生涯学習課) 市町村家庭教育相談員及び子育てサポーター等がDV及び児童虐待の現状や相談対応等に ついて研修する機会を設けます。

#### ※1 市町村家庭教育相談員

市町村教育委員会から委嘱され、家庭教育・子育て・青少年の健全育成等の相談業務に携わる相談員。 市町村教育委員会等に配置されている。

※2 子育てサポーター

子育て相談等、子育て中の保護者と子どもを支援するため市町村から委嘱されるボランティア。

#### ② 切れ目のない支援のための専門性の向上に向けた取組

- 女性サポートセンターの中核的機能の強化(再掲)(児童家庭課、女性サポートセンター) 中核的配偶者暴力相談支援センターとして、処遇の難しい事案や専門的・広域的な対応など、女性サポートセンターの総合的な調整・支援機能の充実を図ります。また、地域の配偶者暴力相談支援センターのDV専門相談員、婦人相談員等を対象として、スキルアップのための研修の充実を図るほか、市町村等へ講師派遣を行い、相談担当職員の資質向上を支援します。
- スーパービジョンの実施(男女共同参画課、男女共同参画センター) 県や市町村の配偶者暴力相談支援センター等で活動する相談員のスキルアップを図るため、 相談員が多様な相談事例を共有し、その対応について専門家からの助言・指導を受けるスー パービジョンを実施し、相談員が心身ともに健康な状態で相談業務ができるよう配慮します。
- 犯罪被害者等の支援施策担当者全体のスキルアップ (くらし安全推進課) 各機関の連携強化と窓口対応職員のスキルアップのための研修会を開催し、犯罪被害当事 者の遺族講演や他機関との意見交換等を取り入れるなど、実践的な研修を図ります。

#### ③ 相談員等のための心身のセルフケア

○ セルフケアのための環境づくり (児童家庭課)

相談活動に伴う悩みや対応について、職員向けのこころの健康相談を活用するなど、相談 員等のための心身のセルフケアが進む環境づくりを推進します。 ○ スーパービジョンの実施(再掲)(男女共同参画課、男女共同参画センター)

県や市町村の配偶者暴力相談支援センター等で活動する相談員のスキルアップを図るため、 相談員が多様な相談事例を共有し、その対応について専門家からの助言・指導を受けるスー パービジョンを実施し、相談員が心身ともに健康な状態で相談業務ができるよう配慮します。

# 【基本目標Ⅵ 被害者支援のための体制強化】 施策の方向12 関係機関との連携強化

#### 【現状と課題】

○ 県では、DV被害者が相談から一時保護、自立までの継続した支援を受けられるよう体制整備を図るとともに、関係機関を含めた職員研修や情報共有のための会議を実施するなど、被害者支援の中核的な役割を担っています。

市町村では、身近な相談窓口として相談に当たるとともに、緊急時における安全確保や 一時保護所を退所した被害者への経済的支援をはじめ、各種支援制度を活用した生活再建に 向けた支援を実施しています。

警察では、相談業務や緊急時における安全確保、一時保護所への移送を実施するとともに、加害者への指導・警告なども行っています。そのほか裁判所における保護命令や法テラスの行っている民事法律扶助制度も被害者の生活再建支援に必要不可欠な制度です。このように公的機関や民間支援団体が、それぞれの立場で被害者支援に取り組んでいます。

- DV被害者の支援には、県、警察、市町村、民間支援団体等多くの関係機関が、個別のケースについて個人情報保護に留意しながら、必要な情報共有を図り、連携して相談、一時保護、自立の支援を行っていますが、被害者本人の意思を尊重した適切な支援を行うためには、関係機関が共通認識を持ち、緊密に連携して取り組み、切れ目のない支援を実施する必要があります。そのためには、各関係機関の機能や役割を明確化するとともに、情報の共有をさらに図り、連携できる支援体制を整備することが重要となってきています。
- DV被害者に対する加害者からの追及が激しい場合等は、他県の一時保護施設を利用するなど、都道府県の枠を越えた広域的な連携が必要になることから、全国知事会における広域連携についての申合せが円滑に実施できるように連携強化を図る必要があります。また、関係都道府県と連携し、制度改革に向けて国へ働きかけていくことも必要です。
- DV被害者支援活動を行う民間支援団体の活動は、相談やカウンセリング、講座・研修会の開催、資金貸付・補助、シェルターの運営など様々です。被害者に寄り添ったきめ細やかな支援をするためには、民間支援団体の役割も重要であることから、情報を共有し連携を図りながら、より効果的な施策を実施していくことが必要です。
- DV被害者のうち、性犯罪・性暴力被害者に対しては、その特性に配慮した支援が必要と されています。そのため、そのような支援を行っている民間団体等と連携を図り、総合的に 支援していくことが必要です。

#### 施策の内容

#### ① 市町村や関係機関等による県内のネットワークの強化

- 女性サポートセンターを中心とした連携体制の強化(児童家庭課、女性サポートセンター) 市町村、児童相談所、健康福祉センター、警察署などで構成する「DV被害者支援連絡会 議」等を開催するとともに、市町村が設置するネットワーク会議等に参加し、関係機関との 連携強化を図ります。
- 暴力対策ネットワーク会議の開催

(児童家庭課、高齢者福祉課、障害福祉事業課、女性サポートセンター)

関係機関・団体の長で構成する「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」による連絡会議を開催し、情報の共有や一層の連携の強化を図ります。

○ 事例検討会等の開催(児童家庭課、女性サポートセンター)

地域の実情に合ったDV被害者支援が行えるよう、地域ごとに具体的事例に基づく事例 検討会等を実施し、実践的、機動的な支援体制やシステム構築の具体策を探り、各地域に 情報提供します。

#### ② 国及び他の都道府県との連携の推進

- 県外への円滑な移送・受入れに向けた広域的な連携(児童家庭課、女性サポートセンター) 全国知事会における申合せに基づき、DV被害者の一時保護に係る広域連携が円滑に進む よう、必要な情報の共有や被害者の移送等、都道府県域を越えた連携に努めます。
- 制度改善に関する国への要望(児童家庭課、女性サポートセンター) 他の都道府県とともに、関係施策の拡充・強化等を関係府省へ要望していきます。
- 国等で主催する研修への参加(再掲)(児童家庭課、女性サポートセンター) 内閣府等で実施する様々な研修や独立行政法人国立女性教育会館で開催される研修等に 職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努めます。

#### ③ 民間支援団体との連携・協働

○ DV被害者支援活動団体連絡会議の開催(児童家庭課、女性サポートセンター) DV被害者支援活動を行う民間支援団体と県による「DV被害者支援活動団体連絡会議」 を開催し、情報の共有及び連携強化を図ります。

> ■ D V 被害者支援活動団体連絡会議の拡充 令和 2 年度 年 1 回 → 年 2 回以上の実施を目指します。

- 協働によるきめ細やかな支援(児童家庭課、女性サポートセンター) DV被害者の相談、一時保護、生活再建等に向けた施策の推進に当たっては、民間支援 団体との協働により、きめ細やかな支援に努めます。
- 民間支援団体の育成、支援(児童家庭課、女性サポートセンター) 県が行う研修等への参加を呼びかけたり、DV被害者支援に関する情報を提供するなど、 民間支援団体のスタッフの資質向上を支援します。
- 性犯罪・性暴力被害者を総合的に支援する体制の構築(くらし安全推進課) ワンストップ支援センターとして性犯罪・性暴力被害者に対する支援を行っている団体に 対し、支援を行うとともに、被害者等のニーズに応じた柔軟な対応や心に寄り添った支援を 提供するため、関係機関・団体との連携を強化し、総合的な支援を提供します。

# 第3章 計画の推進に当たって

#### 1 計画の推進体制

基本計画を円滑に推進するに当たっては、以下のとおり関係機関、民間支援団体、市町 村及び県が連携して、総合的・横断的に取り組んでいきます。

#### (1) 全庁的な推進体制の充実・強化

DVの防止及び被害者の保護に関し、施策の企画やその推進についての意見を聴取するため設置している「千葉県DV防止対策検討会議」において、年度ごとに施策の実施状況について検証するとともに、専門的な見地から幅広く意見や助言を求め、基本計画を効果的に推進します。

また、基本計画における庁内関係各課の実施状況や課題を共有するなど、各課担当者と連携を強化し効果的なDV防止施策・被害者支援に取り組んでいきます。

#### (2) 女性サポートセンターを核とした連携強化

中核的配偶者暴力相談支援センターである「千葉県女性サポートセンター」では、各地域の関係機関によるDV被害者支援連絡会議の開催等により、DV被害者支援についての共通認識を関係機関と深めるとともにDV相談員への助言、情報提供等を行い、連携強化を図っていきます。

また、県と市の配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察、児童相談所などの関係 機関や団体との情報共有や一層の連携を図り、基本計画に係る施策を推進します。

#### (3) 市町村との連携強化

DV被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制を構築するためには、市町村との連携が不可欠であることから、第4次計画から引き続き基本目標として「市町村におけるDV対策の促進」について位置付け、市町村DV対策担当課長会議、地域別会議など、あらゆる機会を捉えて市町村との連携支援体制を強化します。

#### (4) 家庭等における暴力対策ネットワーク会議

DVや児童虐待など、家庭等における弱い立場の者に対する暴力の防止及び被害者の速やかな保護を図るため、関係する機関・団体で組織する「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」及びその実務者会議において、連絡調整や情報の共有化を図ることにより、基本計画を効果的に推進します。

#### (5) DV被害者支援活動団体連絡会議

DV被害者支援活動を行う民間支援団体と県による「DV被害者支援活動団体連絡会議」を開催し、情報の共有及び連携強化を図り、基本計画を効果的に推進します。

### 2 DV被害者の実態の把握・分析

DV相談の内容や一時保護所入所者の聞き取り調査から被害の状況や被害者の実態について把握・分析し、必要に応じ施策の見直しや改善を図るなど、結果を今後の施策の推進に反映させていきます。

#### 3 計画の適正な進行管理

毎年度、施策の実施状況や指標の達成度を把握し、評価を行います。

また、計画の進捗状況等については、「千葉県DV防止対策検討会議」からの意見を 聴き、適正な進行管理に努めます。併せて、県民に推進状況及び評価結果を公表します。

### 4 計画の見直し

DV防止法の改正・国の基本方針の見直しや、上記2の被害者の実態把握・分析の結果、 上記3の評価結果などにより、新たに盛り込むべき事項が発生した場合は、必要に応じて 計画を見直すこととします。その際は、「千葉県DV防止対策検討会議」からの意見を はじめ、市町村等広く関係者の意見を聴取します。

# 資 料 編

資料1	千葉県におけるDVの現状・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
	1 相談件数等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
	2 DVに関する意識・暴力の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
資料2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・・	74
資料3	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する	
	基本的な方針【目次】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
資料4	家庭等における暴力対策ネットワーク会議設置要綱・・・・・・・・ 1	30
資料5	千葉県DV防止対策検討会議設置要綱・委員名簿・・・・・・・・ 1	33
資料6	DV防止法に基づく千葉県における被害者支援のしくみ・・・・・・ 1	35
資料7	県内配偶者暴力相談支援センター相談窓口一覧・・・・・・・・・ 1	36

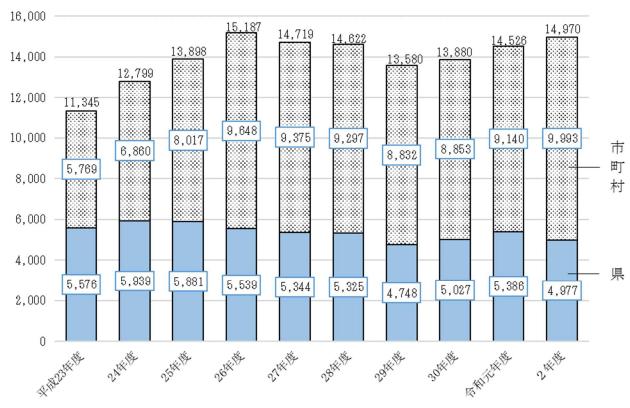
# 千葉県におけるDVの現状

# 1 相談件数等の推移

#### (1) DVの相談状況

① 県と市町村のDV相談件数の推移

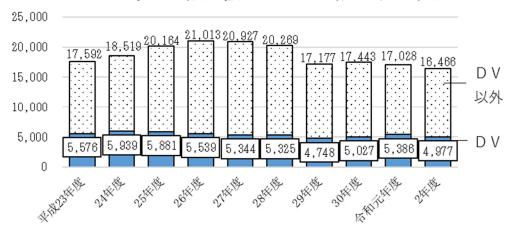
# 県と市町村の相談件数の推移



# ② 県の配偶者暴力相談支援センターの相談件数

	電話	相談	面接	相談	合計		
		うちDV		うちDV		うちDV	
平成28年度	18, 891	4, 387	1, 378	938	20, 269	5, 325	
29年度	15, 980	3,870	1, 197	878	17, 177	4, 748	
30年度	16, 189	4, 159	1, 254	868	17, 443	5, 027	
令和元年度	15, 732	4, 424	1, 296	962	17, 028	5, 386	
2年度	15, 361	4, 193	1, 105	784	16, 466	4, 977	

# 配偶者暴力相談支援センター相談件数の推移



# ③ 男性相談の件数

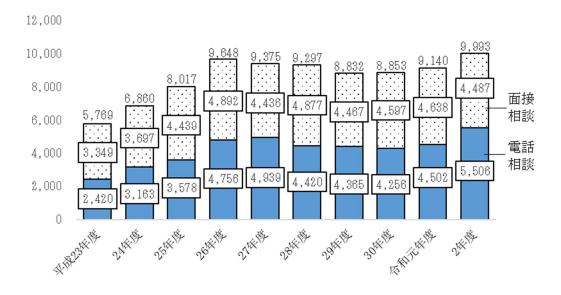
	電話相談			来所相談				合計	
		うちDV			うちDV			うち	D V
平成28年度	678	75	(36)	111	85	(9)	789	160	(45)
29年度	557	73	(32)	75	51	(7)	632	124	(39)
30年度	633	58	(28)	102	71	(15)	735	129	(40)
令和元年度	577	46	(24)	94	69	(16)	671	115	(40)
2年度	578	84	(45)	68	43	(13)	646	127	(58)

※( )内は被害者からの相談件数で内数

# 資料 1

# ④ 市町村におけるDV相談件数

# 市町村におけるDV相談件数の推移

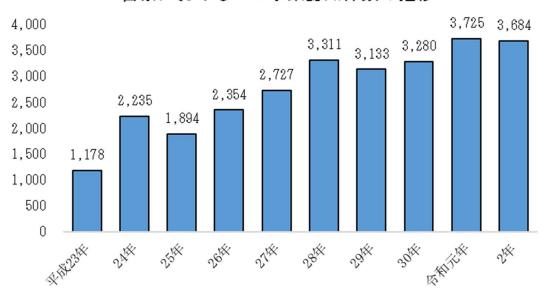


### 地域ごとのDV相談件数

	千葉地域	東葛飾地域	印旛地域	香取地域	海匝地域	山武地域	長生地域	夷隅地域	君津地域	安房地域	合計
平成28年度	3, 375	4, 117	937	33	89	137	48	146	196	219	9, 297
1 从20干及	(36. 3%)	(44.3%)	(10.1%)	(0.4%)	(1.0%)	(1.5%)	(0.5%)	(1.6%)	(2.1%)	(2.4%)	(100.0%)
29年度	3, 357	3,608	939	34	126	101	69	102	206	290	8,832
23年及	(38.0%)	(40.9%)	(10.6%)	(0.4%)	(1.4%)	(1.1%)	(0.8%)	(1.2%)	(2.3%)	(3.3%)	(100.0%)
30年度	4,013	3, 212	700	45	99	137	86	60	259	242	8, 853
30年度	(45.3%)	(36. 3%)	(7.9%)	(0.5%)	(1.1%)	(1.5%)	(1.0%)	(0.7%)	(2.9%)	(2.7%)	(100.0%)
<b>人和二左</b> 由	3, 556	3, 646	930	62	134	190	73	55	198	296	9, 140
令和元年度	(38.9%)	(39.9%)	(10. 2%)	(0.7%)	(1.5%)	(2.1%)	(0.8%)	(0.6%)	(2.2%)	(3.2%)	(100.0%)
2年度	3, 879	4, 100	830	39	78	226	82	63	383	313	9, 993
2年及	(38.8%)	(41.0%)	(8.3%)	(0.4%)	(0.8%)	(2.3%)	(0.8%)	(0.6%)	(3.8%)	(3.1%)	(100.0%)

# ⑤ 千葉県警察におけるDV事案認知件数等

# 警察におけるDV事案認知件数の推移



措置状況

(重複計上)

								(11/27)
	事件化	防犯指導 等 <b>※</b> 1	加害者へ 指導警告	他機関 引継ぎ	保護命令 制度教示	援助※2	その他	合計
平成28年	287	3, 266	1, 993	320	498	267	734	7, 365
29年	253	3, 133	2, 033	328	466	223	812	7, 248
30年	213	3, 258	2, 260	318	432	191	479	7, 151
令和元年	231	3,720	2, 665	372	271	347	201	7, 807
2年	171	3,670	2, 576	401	257	243	1, 268	8, 586

#### ※1 防犯指導等

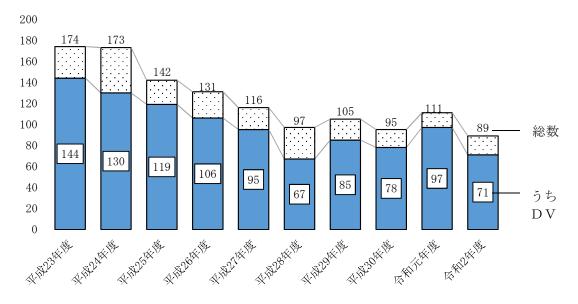
保護命令制度、緊急時における警察との連絡方法、一時保護施設(シェルター)など について教示することです。

### ※2 援助

事案に応じて被害者に避難することを教示したり、避難する際には避難先が加害者に分かることのないよう教示することのほか、被害者が加害者と被害防止のための話合いをする場合に、警察が被害者に代わって連絡をすることなどです。

# (2) 一時保護の状況

# ① 一時保護件数



# ② 一時保護件数と児童数

	一時保護件数	文	児童数	一時保護件数	児童数	
		うち同伴児あり	儿里奴		うち同伴児あり	儿里奴
平成28年度	97	53 (55%)	95	67	40 (60%)	77
29年度	105	53 (50%)	94	85	49 (58%)	87
30年度	95	53 (56%)	90	78	49 (63%)	86
令和元年度	111	60 (54%)	112	97	59 (61%)	106
2年度	89	44 (49%)	95	71	40 (56%)	84

# ③ 一時保護利用者の経路別退所状況

	婦人保護 施設	就職自営	帰家庭	福祉事務所	その他の 関係機関	アパート等	帰郷	縁故・知人	その他	合 計
平成28年度	1 (1.0%)	1 (1.0%)	9 (9.2%)	26 (26.5%)	2 (2.0%)	38 (38.8%)	10 (10.2%)	4 (4.1%)	7 (7.1%)	98
29年度	6 (5.8%)	3 (2.9%)	12 (11.7%)	20 (19.4%)	6 (5.8%)	29 (28. 2%)	7 (6.8%)	9 (8.7%)	11 (10.7%)	103
30年度	0 (0.0%)	1 (1.0%)	11 (11.3%)	32 (33.0%)	5 (5.2%)	29 (29.9%)	4 (4.1%)	8 (8.2%)	7 (7.2%)	97
令和元年度	1 (1.0%)	1 (1.0%)	12 (12.0%)	32 (32.0%)	4 (4.0%)	19 (19.0%)	16 (16.0%)	11 (11.0%)	4 (4.0%)	100
2年度	2 (2.0%)	0 (0.0%)	13 (13.1%)	20 (20.2%)	3 (3.0%)	39 (39.4%)	10 (10.1%)	4 (4.0%)	8 (8.1%)	99

# ④ 外国籍女性の一時保護件数

	フィリピン		中国		タイ		その他		合計	
		うちDV		うちDV		うちDV		うちDV		うちDV
平成28年度	5	4	3	3	1	0	6	4	15	11
29年度	5	4	2	2	1	1	5	5	13	12
30年度	2	2	2	2	1	1	3	3	8	8
令和元年度	3	3	1	1	2	2	4	3	10	9
2年度	3	1	2	2	2	2	3	2	10	7

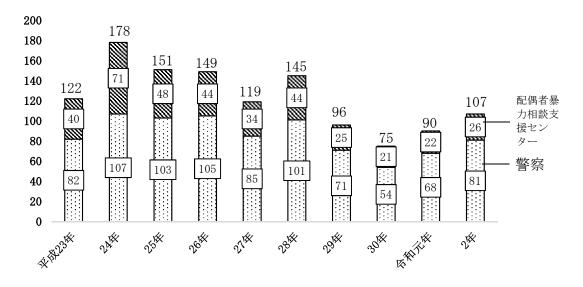
### (3) 保護命令の状況

### ① 千葉地方裁判所における保護命令発令件数

### 保護命令発令件数の推移



# ② 書面提出\*件数



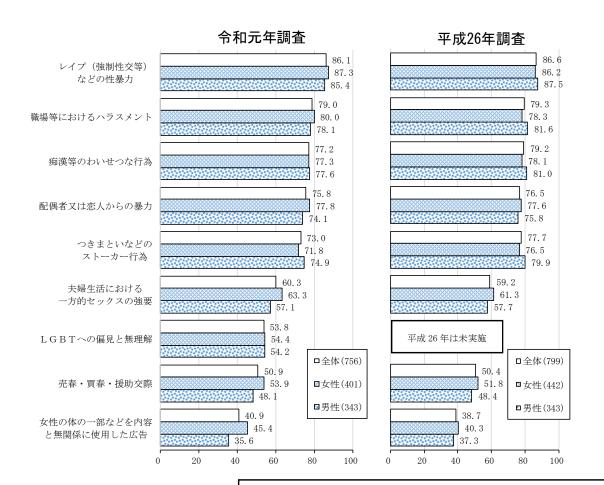
# \*書面提出

保護命令の申立人が相談又は援助若しくは保護の要請をした際の状況を記載した書面の提出を地方裁判所から求められた場合に、配偶者暴力相談支援センター又は警察署が提出するものです。

# 2 DVに関する意識・暴力の状況

#### (1) 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査

千葉県では、令和元年 11 月に「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」を実施しました。その結果、「人権が侵害されていると感じること」についてたずねたところ、「配偶者又は恋人からの暴力」と答えた方の割合は女性 77.8%、男性 74.1%となっています。平成 26 年に調査した結果と比較すると、全体で 0.7 ポイント減少しています。



【男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査の概要】

- (1)調査対象 千葉県在住の満20歳以上の男女2,000人
- (2)調査時期 令和元年 11 月 1 日~11 月 22 日
- (3)調査方法 郵送により調査票・返信用封筒を配布し、 郵送・オンラインで回収
- (4)回答状況 2,000人のうち756人が回答(37.8%) (女性401人、男性343人、無回答12人)

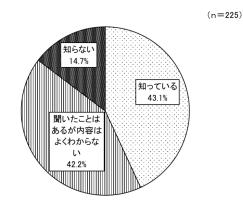
### (2) インターネットアンケート調査

千葉県では、県が行う事業や施策に関心のある県民の方をアンケート調査協力員 として募集し、年4回インターネットアンケートを実施しています。

令和 2 年 12 月~令和 3 年 1 月にかけて、「DVに対する県民意識について」のアンケートを実施しました。その結果、DV、デートDVの認知度について、「知っている」と答えた方の割合は「DV」が 96.4%であるのに対し、「デートDV」は 56.0%となっています。DV防止法の認知度については、43.1%の方が「知っている」と答えていますが、42.2%は「聞いたことはあるが内容はよくわからない」となっています。

DVの認知度 デートDVの認知度 聞いたことはあ (n=225)(n=225)るが内容はよく わからない 3.6% 知らない 26.2% 知っている 知っている 56.0% 96.4% 聞いたことはあ るが内容はよく わからない 17.8%

DV防止法の認知度



(1)調査対象 アンケート調査協力員 1,538人 (2) 調査時期 令和 2 年 12 月~令和 3 年 1 月 (3) 調査方法 インターネットアンケート専用フォ -ムへの入力による回答 (4)回答状況 アンケート調査協力員 1,538 人のう ち、225人が回答(回答率 14.6%) (5)回答者(225人)の構成 ア 性別 男性 164人(72.9%) 女性 60人(26.7%) 無回答 1人(0.4%) イ 年齢 18~19歳 1人(0.4%) 20~29 歳 2人(1.0%) 30~39 歳 8人(3.6%) 40~49歳 32人(14.2%) 50~59 歳 46 人(20.4%) 60~69 歳 46 人(20.4%) 70 歳以上 90 人(40.0%)

【インターネットアンケート調査の概要】

「DV」にあたると思う行為についてたずねたところ、90%以上の方が「DV」にあたると答えた行為は「平手で打つ・なぐる・足でける」98.2%、「なぐるふりや刃物でおどす」96.0%、「嫌がっているのに性的な行為を強要する」95.1%、「家族や友人との関わりを持たせない」92.9%となっています。

80%に満たなかったのは「家計に必要な生活費を渡さない」78.7%、「大声で怒鳴る」 77.8%となっています。

「DV」にあたると思う行為(複数回答)

(n=225)

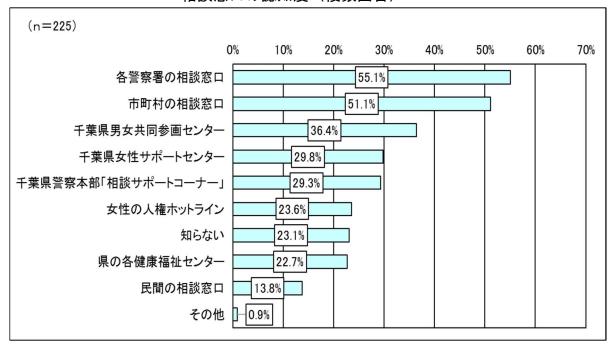


身近な人が配偶者や恋人からの暴力を受けたことがあると答えた方(33人)に、そのような行為を受けた人は誰かをたずねたところ、「自分」が42.4%で最も多く、次いで「近親者」36.4%、「知人・友人」27.3%となりました。

(n=225)(n=33)10% 30% 40% ある 42.4% 自分 14.7% 近親者 36.4% 知人·友人 27.3% 85.3% 3.0% その他

「DV、デートDV」の被害の状況

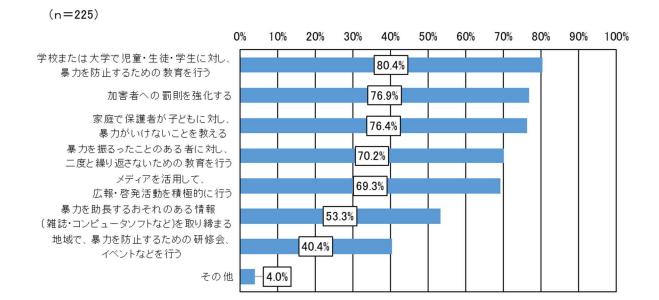
知っている県内の相談窓口についてたずねたところ、最も多かったのが「各警察署の相談窓口」で 55.1%、ついで「市町村の相談窓口」51.1%、「千葉県男女共同参画センター」36.4% となっています。



相談窓口の認知度 (複数回答)

DV、デートDVを防止する為に必要だと思う事をたずねたところ、最も多かったのが「学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」で80.4%、次いで「加害者への罰則を強化する」76.9%、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力がいけないことを教える」76.4%となりました。

## 「DV」、「デートDV」を防止する為に必要なこと(複数回答)

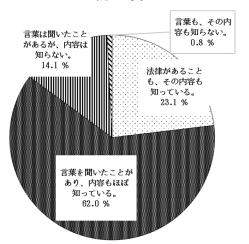


#### (3) デートDVに関する大学生意識等調査

千葉県では、令和2年10月から12月に県内の大学の協力を得て、デートDVに関する大学生意識等調査を実施しました。

その結果、DVの認知度について、「法律があることも、その内容も知っている。」と答えた方は23.1%、「言葉を聞いたことがあり、内容もほぼ知っている。」は62.0%となっています。

#### DVの認知度

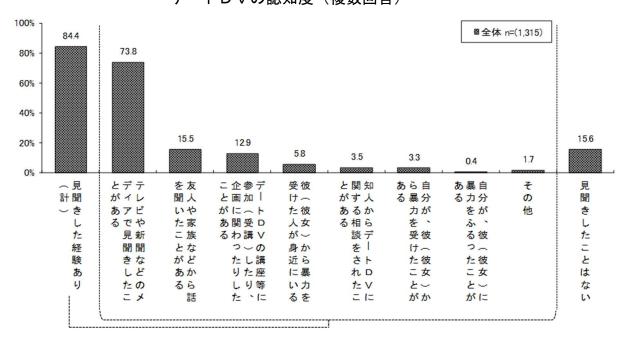


#### 【デートDVに関する大学生意識等調査の概要】

- (1)調査対象 県内8大学の学生
- (2)調査時期 令和2年10月~12月
- (3)調査方法 インターネット調査
- (4)回答状况 回収数:1,315件

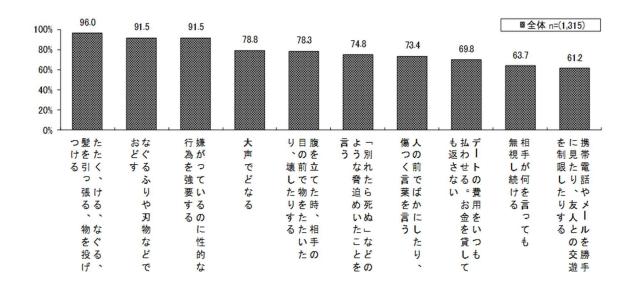
(女性:936件、男性:379件)

# デートDVの認知度 (複数回答)

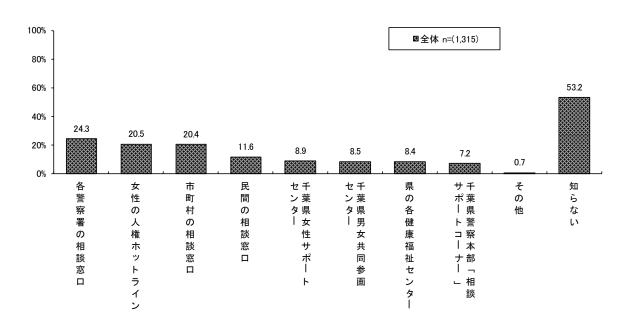


「デートDV」にあたると思う行為についてたずねたところ、90%以上の方が「デートDV」にあたると答えた行為は「たたく、ける、なぐる、髪を引っ張る、物を投げつける」96.0%、「なぐるふりや刃物などでおどす」91.5%、「嫌がっているのに性的な行為を強要する」91.5%となっています。最も認知度が低かった行為は「携帯電話やメールを勝手に見たり、友人との交遊を制限したりする」で61.2%となっています。

# 「デートDV」にあたると思う行為(複数回答)

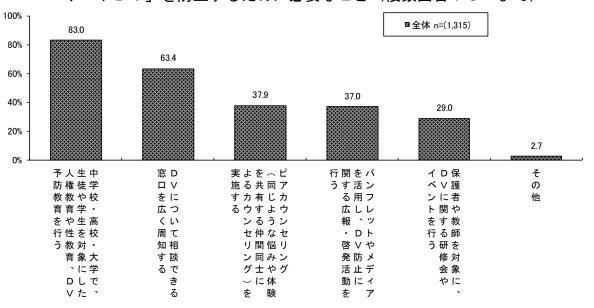


県内の相談窓口についてたずねたところ、最も多かったのが「知らない」で53.2%、次いで「各警察署の相談窓口」24.3%、「女性の人権ホットライン」20.5%となっています。



相談窓口の認知度(複数回答)

デートDVをなくすために必要な取組をたずねたところ、最も多かったのが「中学校・ 高校・大学で、生徒や学生を対象にした人権教育や性教育、DV予防教育を行う」で 83.0%、次いで「DVについて相談できる窓口を広く周知する」で 63.4%となりました。



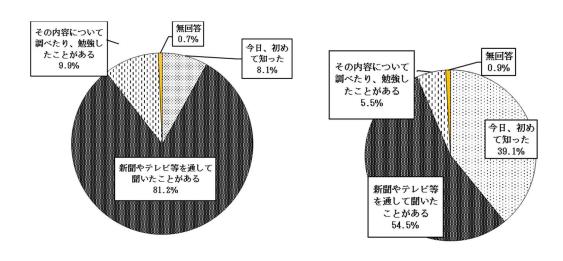
「デートDV」を防止するために必要なこと(複数回答:3つまで)

# (4) DV予防セミナーに関する生徒アンケート調査

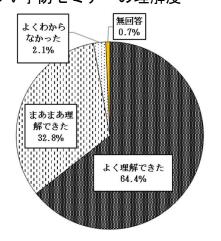
千葉県では、高校生等を対象に実施しているDV予防セミナーにおいて、実施後にアンケートをおこなっています。令和 2 年度のアンケート結果では、DV、デートDVの認知度について、「新聞やテレビ等を通して聞いたことがある」「その内容について調べたり、勉強したことがある」と答えた方の割合は「DV」が 91.1%であるのに対し、「デートDV」は 60.0%となっています。

DVの認知度

デートDVの認知度



# DV予防セミナーの理解度



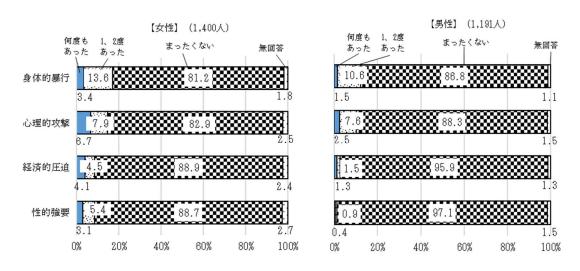
# 【アンケート調査の概要】

- (1)調査対象 令和2年度DV予防セミナー実施校35校
- (2)回答者数 男性 5,444 人 女性 4,433 人 不明 97 人

# 【参考】 全国における配偶者及び交際相手からの暴力の被害状況

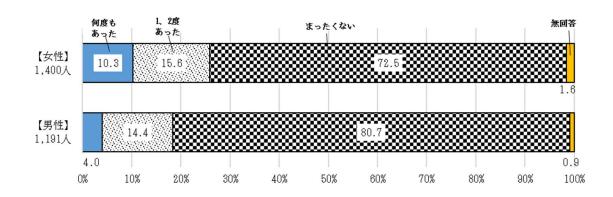
令和3年3月に公表された内閣府の「男女間における暴力に関する調査」による と、結婚したことのある人(女性1,400人、男性1,191人)のうち、これまでに、 "身体的暴行"について配偶者から被害を受けたことが「あった」と答えた人は女性 17.0%、男性12.1%で、女性の約6人に1人が身体的暴力を受けています。

# 配偶者からの被害経験



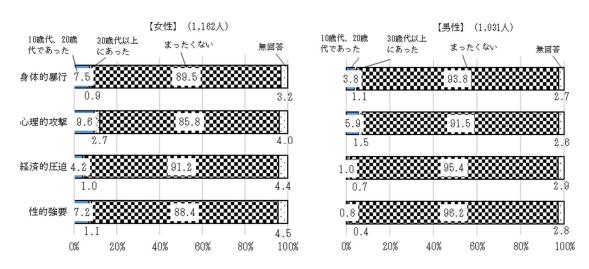
配偶者から"身体的暴行""心理的攻撃""経済的圧迫""性的強要"のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」という人は、女性10.3%、男性4.0%で、女性の約10人に1人が配偶者からの被害を何度も受けています。

# 配偶者からの被害経験 - 「いずれかの行為を1つでも受けたことがある」-



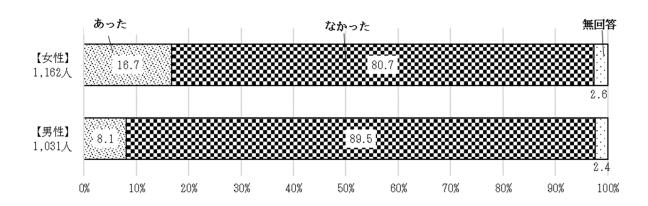
「交際相手がいた(いる)」という人(女性 1,162 人、男性 1,031 人)のうち、10 歳代から 20 歳代のときの交際相手から、身体に対する暴行を受けたことがあったという人は女性 7.5%、男性 3.8%で、男性よりも女性に被害が多くなっています。

# 交際相手からの被害経験



交際相手から"身体的暴行""心理的攻撃""経済的圧迫""性的強要"のいずれかをされたことが「あった」という人は女性 16.7%、男性 8.1%となっています。

# 交際相手からの被害経験-「いずれかの行為を1つでも受けたことがある」-



# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に 関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号) 最終改正:令和元年六月二十六日法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条—第 五条)

第三章 被害者の保護 (第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の 下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に 向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を も含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者 の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、 配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、 経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力 を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現 の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の 実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被 害者を保護するための施策を講ずることが必要であ る。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努 めている国際社会における取組にも沿うものである。 ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、 自立支援等の体制を整備することにより、配偶者から の暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律 を制定する。

#### 第一章 総則

#### (定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの 暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を 防止するとともに、被害者の自立を支援することを 含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次 条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市 町村基本計画の指針となるべきものを定めるもの とする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関 する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた めの施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都 道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護のための施策の実施に関する基本的な計 画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を 定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関 する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた めの施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府 県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必 要な助言その他の援助を行うよう努めなければな らない。

# 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

#### (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相 談所その他の適切な施設において、当該各施設が配 偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす ようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又 は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の 緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、 就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利 用等について、情報の提供、助言、関係機関との連 絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、 情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助 を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、 情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の 援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行う に当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防

止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間 の団体との連携に努めるものとする。

#### (婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な 指導を行うことができる。

#### (婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の 保護を行うことができる。

#### 第三章 被害者の保護

#### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪 の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前 二項の規定により通報することを妨げるものと解 釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

# (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説

明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が 行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九 年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二 十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めると ころにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配 偶者からの暴力による被害の発生を防止するため に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道 警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。) 又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

#### (保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は 生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し 害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この 章において同じ。) を受けた者に限る。以下この章 において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴 力を受けた者である場合にあっては配偶者からの 更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対す る暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその 婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者で あった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第 十二条第一項第二号において同じ。) により、配偶 者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場 合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力 (配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、 被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場 合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き 受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)に より、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそ れが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てによ り、その生命又は身体に危害が加えられることを防 止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対す る暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害 者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合に あっては、当該配偶者であった者。以下この条、同 項第三号及び第四号並びに第十八条第一項におい て同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずる ものとする。ただし、第二号に掲げる事項について は、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生 活の本拠を共にする場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害

- 者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている 住居を除く。以下この号において同じ。)その他の 場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害 者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付 近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去する こと及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の 規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所 は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危 害が加えられることを防止するため、当該配偶者に 対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定によ る命令の効力が生じた日から起算して六月を経過 する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げる いずれの行為もしてはならないことを命ずるもの とする。
- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項 を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない 場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ 装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信す ること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前 六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を 用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の 情を催させるような物を送付し、又はその知り得る 状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る 状態に置くこと。
- 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がそ

- の成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第 十二条第一項第三号において単に「子」という。)と 同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連 れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその 他の事情があることから被害者がその同居してい る子に関して配偶者と面会することを余儀なくさ れることを防止するため必要があると認めるとき は、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所 又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その 生命又は身体に危害が加えられることを防止する ため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以 後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起 算して六月を経過する日までの間、当該子の住居 (当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を 除く。以下この項において同じ。)、就学する学校そ の他の場所において当該子の身辺につきまとい、又 は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在 する場所の付近をはいかいしてはならないことを 命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上で あるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被 害者の親族その他被害者と社会生活において密接 な関係を有する者(被害者と同居している子及び配 偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項 並びに第十二条第一項第四号において「親族等」と いう。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な 言動を行っていることその他の事情があることか ら被害者がその親族等に関して配偶者と面会する ことを余儀なくされることを防止するため必要が あると認めるときは、第一項第一号の規定による命 令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申 立てにより、その生命又は身体に危害が加えられる ことを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効 力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が 生じた日から起算して六月を経過する日までの間、 当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠と している住居を除く。以下この項において同じ。) その他の場所において当該親族等の身辺につきま とい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通

- 常所在する場所の付近をはいかいしてはならない ことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

## (管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに 係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がない とき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管 轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- ー 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### (保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする 場合にあっては、被害者が当該同居している子に関 して配偶者と面会することを余儀なくされること を防止するため当該命令を発する必要があると認 めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする 場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶 者と面会することを余儀なくされることを防止す るため当該命令を発する必要があると認めるに足

- りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察 職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び 場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の 内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五 号イから二までに掲げる事項の記載がない場合に は、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げ る事項についての申立人の供述を記載した書面で 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八 条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなけれ ばならない。

#### (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

# (保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに 掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該 配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の 長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を 求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の 内容を記載した書面の提出を求めるものとする。こ の場合において、当該配偶者暴力相談支援センター 又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるも のとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の

長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により 書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### (保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理 由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経 ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足 りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相 手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日にお ける言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速や かにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所 を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知 するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者 暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援 助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書 に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニ までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記 官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容 を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談 支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶 者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっ ては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若 しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相 談支援センター) の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消 しの原因となることが明らかな事情があることに つき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立 てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずる までの間、保護命令の効力の停止を命ずることがで

きる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判 所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定に よる命令の効力の停止を命ずる場合において、同条 第二項から第四項までの規定による命令が発せら れているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止 をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し 立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による 命令を取り消す場合において、同条第二項から第四 項までの規定による命令が発せられているときは、 抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければなら ない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護 命令について、第三項若しくは第四項の規定により その効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこ れを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、 その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力 相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並 びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合につ いて準用する。

#### (保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定 による命令を発した裁判所が前項の規定により当 該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項

の場合について準用する。

# (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申 立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が 発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理 由となった身体に対する暴力又は生命等に対する 脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による 命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配 偶者と共に生活の本拠としている住居から転居し ようとする被害者がその責めに帰することのでき ない事由により当該発せられた命令の効力が生ず る日から起算して二月を経過する日までに当該住 居からの転居を完了することができないことその 他の同号の規定による命令を再度発する必要があ ると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を 発するものとする。ただし、当該命令を発すること により当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ず ると認めるときは、当該命令を発しないことができ ス
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、 裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄 写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に 関する事項の証明書の交付を請求することができ る。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立て に関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の 期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の 送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局 の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人が その職務を行うことができない場合には、法務大臣 は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に 勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令 に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則 で定める。

#### 第五章 雜則

#### (職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、 捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において 「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当た り、被害者の心身の状況、その置かれている環境等 を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずそ の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘 密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

#### (教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

#### (調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の

更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

#### (民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### (都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支 弁しなければならない。
- 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所 が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大 臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を 含む。) に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する 婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

## (国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道 府県が前条第一項の規定により支弁した費用のう ち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、 その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる 費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費 用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第五章の二 補則

#### (この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条
		の二に規定する関係
		にある相手からの暴
		力を受けた者をい
		う。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は	同条に規定する関係
	配偶者であ	にある相手又は同条
	った者	に規定する関係にあ
		る相手であった者
第十条第一項か	配偶者	第二十八条の二に規
ら第四項まで、		定する関係にある相
第十一条第二項		手
第二号、第十二		
条第一項第一号		
から第四号まで		
及び第十八条第		
一項		
第十条第一項	離婚をし、	第二十八条の二に規
	又はその婚	定する関係を解消し
	姻が取り消	た場合
	された場合	

#### 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 〔抄〕

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

#### (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行 後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案 し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措 置が講ぜられるものとする。

## 附 則 〔平成一六年法律第六四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### (経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

# 附 則〔平成一九年法律第一一三号〕 〔抄〕 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

# 附 則 [平成二五年法律第七二号] [抄] (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

# 附 則 [平成二六年法律第二八号] [抄] (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、 第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

# 附 則 [令和元年六月法律第四六号] [抄] (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

# (その他の経過措置の政令への委任)

る日から施行する。

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施 行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### (検討等)

- 第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施 行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二 項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶 者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から 第四項までの規定による命令の申立てをすること ができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡 大について検討を加え、その結果に基づいて必要な 措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後 三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配 偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における

# 資料2

更生のための指導及び支援の在り方について検討 を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも のとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等	(イ)既存の福祉施策等の十分な活用
のための施策に関する基本的な方針【目次】	(ウ)市町村基本計画と配偶者暴力相談支援セン
	ターとの関係
第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に	(エ)地域の状況に応じた市町村基本計画の策定
関する基本的な事項 ・・・・・・・・88	
1 基本的な考え方 ・・・・・・・・88	第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた
2 我が国の現状 ・・・・・・・・88	めの施策の内容に関する事項・・・・・・92
(1)法制定及び改正の経緯 ・・・・・・88	1 配偶者暴力相談支援センター・・・・・92
(2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関	(1)都道府県の配偶者暴力相談支援センター・・93
する施策の現状 ・・・・・・・・89	(2)市町村の配偶者暴力相談支援センター・・・93
ア 都道府県基本計画及び市町村基本計画	(3)民間団体との連携・・・・・・・93
イ 配偶者暴力相談支援センター	
ウ 相談	2 婦人相談員・・・・・・・・・・93
エ 一時保護	
オー保護命令	3 配偶者からの暴力の発見者による通報等・・94
	(1)通報・・・・・・・・・・・94
3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村	ア 一般からの通報
基本計画 ・・・・・・・・・・・89	(ア)通報の意義とその必要性
(1)基本方針・・・・・・・・・・89	(イ)国民に対する啓発
ア 基本方針の目的	イ 医師その他の医療関係者等からの通報
イ 配偶者からの暴力及び被害者の範囲	(ア)通報の意義とその必要性
ウ 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及	(イ)被害者の意思との関係
び被害者への準用	(ウ)被害者に対する情報提供
エ 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及	(エ)医療関係者に対する周知
び被害者への準用から除外するもの	(才)福祉関係者
(2)都道府県基本計画及び市町村基本計画・・・・90	(2)通報等への対応・・・・・・・・95
ア 基本計画の目的	ア 配偶者暴力相談支援センター
イ 基本計画の基本的視点	(ア)被害者への説明及び助言等
(ア)被害者の立場に立った切れ目のない支援	(イ)危険が急迫している場合の対応
(イ)関係機関等の連携	(ウ)子どもに関する情報への対応
(ウ)安全の確保への配慮	(エ)高齢者又は障害者に関する情報への対応
(エ)地域の状況の考慮	イ 警察
ウ 都道府県基本計画における留意事項	
(ア)被害者の支援における中核としての役割	4 被害者からの相談等・・・・・・・・97
(イ)一時保護等の適切な実施	(1)配偶者暴力相談支援センター・・・・・97
(ウ)市町村への支援	ア 相談窓口の周知
(エ)広域的な施策の実施	イ 相談を受けた場合の対応
エ 市町村基本計画における留意事項	(2)警察・・・・・・・・・98
(ア)身近な行政主体としての施策の推進	ア 相談を受けた場合の対応

# 資料3

イ 援助の甲出を受けた場合の対応	ウ 支援措置
(3)人権擁護機関・・・・・・・・99	エ 関係部局における情報の管理
(4)民間団体との連携・・・・・・・・99	(3)生活の支援・・・・・・・・・・107
	アー福祉事務所
5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等・99	イ 母子・父子自立支援員
(1)被害者に対する援助・・・・・・・100	ウ 生活保護
ア 婦人相談所における援助	エ 子どもとともに生活する被害者への支援
イ 地域での生活における援助	(4)就業の支援・・・・・・・・・・108
(2)子どもに対する援助・・・・・・・100	(5)住宅の確保・・・・・・・・・・108
ア 児童相談所等における援助	ア 公営住宅への入居
イ 学校等における援助	イ 民間賃貸住宅への入居
(3)医療機関との連携・・・・・・・101	(6)医療保険・・・・・・・・・・109
	(7)年金・・・・・・・・・・・・・109
6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保	(8)子どもの就学・保育等・・・・・・・110
護等・・・・・・・・・・・・・101	アー就学
(1)緊急時における安全の確保・・・・・・101	イ 保育
(2)一時保護・・・・・・・・・・・102	(ア)保育所への入所
ア 一時保護までの同行支援等	(イ)その他の保育サービス
イ 一時保護の決定と受入れ	ウ 接近禁止命令への対応
(ア)一時保護の申請と決定	工 予防接種等
(イ)一時保護の受入れ	(9)その他配偶者暴力相談支援センターの取組・・・111
ウー時保護の期間	
エ 同伴する子どもへの対応	8 保護命令制度の利用等・・・・・・・ $111$
オ 一時保護を委託する施設	(1) 保護命令制度の利用・・・・・・・111
カー時保護後の対応	アー被害者への説明
(3)婦人保護施設等・・・・・・・・・104	イ 関係機関への連絡
ア 婦人保護施設	(2)保護命令の通知を受けた場合の対応・・・・112
イ 母子生活支援施設	ア警察
(4)広域的な対応・・・・・・・・・104	イ 配偶者暴力相談支援センター
アー時保護	
イ 施設入所	9 関係機関の連携協力等・・・・・・・・113
	(1)連携協力の方法 ・・・・・・・・113
7 被害者の自立の支援・・・・・・・・105	(2)関係機関による協議会等・・・・・・113
(1)関係機関等との連絡調整等・・・・・・105	ア 協議会等の構成
ア 手続の一元化	イ 協議会等への参加機関
イ 同行支援	(3)関連する地域ネットワークの活用・・・・114
(2)被害者等に係る情報の保護・・・・・・106	(4)広域的な連携・・・・・・・・・114
ア 措置の目的	(5)連携協力の実行性の向上・・・・・・114
イ 申出の受付	

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発・・・・114	4 被害者の親族等への接近禁止命令
(1)職務関係者による配慮・・・・・・・114	5 退去命令
ア 配偶者からの暴力の特性に関する理解	第3 保護命令の申立ての手続 ・・・・・・・122
イ 被害者等に係る情報の保護	1 申立人
ウ 外国人等の人権の尊重	2 管轄裁判所
(2)職務関係者に対する研修及び啓発・・・・115	3 保護命令発令の要件
	4 申立ての方法等
11 苦情の適切かつ迅速な処理・・・・・・116	第4 保護命令事件の審理・・・・・・・・126
	第5 保護命令の裁判とその効力・・・・・・126
12 教育啓発・・・・・・・・・・・116	第6 保護命令の裁判に対する不服申立て・・・・126
(1)啓発の実施方法と留意事項・・・・・・116	第7 保護命令の取消し・・・・・・・・127
(2)若年層への教育啓発・・・・・・・117	1 抗告裁判所による取消し
	2 当事者の申立てによる取消し
<b>13 調査研究の推進等・・・・・・・・・</b> 117	第8 保護命令の再度の申立ての手続・・・・・127
(1)調査研究の推進・・・・・・・・・117	1 発令の要件
ア 加害者の更生のための指導	2 再度の申立ての方法等
イ 被害者の心身の健康の回復	
(2)人材の育成等・・・・・・・・・118	
<b>14 民間の団体に対する援助等・・・・・・・</b> 118	
第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の	
保護のための施策の実施に関する重要事項・・・119	
1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価・・・119	
2 基本計画の策定・見直しに係る指針・・・・119	
(1)基本計画の策定・・・・・・・・119	
ア・現状の把握	
イ 関係機関等の連携	
ウ 関係者からの意見聴取	
(2)基本計画の見直し等・・・・・・・119	
(2) (2) (2) (2) (3)	
別添 保護命令の手続・・・・・・・・・120	
第 1 概要・・・・・・・・・・・・120	
<b>第2</b> 保護命令の種類 ・・・・・・・・120	
1 被害者への接近禁止命令	
2 被害者への電話等禁止命令	
3 被害者の同居の子への接近禁止命令	

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のため の施策に関する基本的な方針

> 平成 25 年 12 月 26 日 内閣府、国家公安委員会 、 法務省、厚生労働省告示第 1 号 ※ 令和 2 年 3 月 23 日 最終改正

# 第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

#### 1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家 庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも 加害者(配偶者からの暴力が行われた場合における当 該配偶者又は配偶者であった者をいう。以下同じ。) に罪の意識が薄いという傾向にある。このため、周囲 も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深 刻化しやすいという特性がある。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であ り、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴 力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実 現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の 実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被 害者を保護するための不断の取組が必要である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることが必要である。また、国民一人一人が、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要である。

#### 2 我が国の現状

# (1)法制定及び改正の経緯

平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、

相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、法が制定され、保護命令の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」という。)による相談や一時保護等の業務が開始された。

平成16年5月には、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)の策定及び都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下「都道府県基本計画」という。)の策定等を内容とする法改正が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、基本方針が策定された。その後、順次都道府県基本計画が策定された。

平成19年7月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を更に推進するため、保護命令制度の拡充、市町村(特別区を含む。以下同じ。)における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下「市町村基本計画」という。)の策定及び支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正が行われ、平成20年1月に施行された。

平成25年6月には、生活の本拠を共にする交際 (婚姻関係における共同生活に類する共同生活を 営んでいないものを除く。)をする関係にある相手 からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴 力及び被害者に準じて法の適用対象とすることを 内容とする配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律の一部を改正する法律(平成25 年法律第72号)が制定され、平成26年1月3日に 施行されたところである。この改正により、法律の 題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律」に改められた。

令和元年6月には、児童虐待防止対策及び配偶者 からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、 児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者から の暴力の被害者の適切な保護が行われるよう、相互 に連携・協力すべき機関として児童相談所を法文上 明確化するとともに、その保護の対象である被害者 にその同伴する家族も含めることとする法改正が 行われたところである。今後、改正の趣旨にも十分 留意して、施策を実施していくことが必要である。 (2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に

関する施策の現状

#### ア 都道府県基本計画及び市町村基本計画

都道府県基本計画は、47 都道府県全てにおいて策定されている。市町村基本計画は、令和元年 10 月現在、1,150 市区町村において策定されている。

#### イ 配偶者暴力相談支援センター

平成31年4月現在、47都道府県及び113市区 町村において、合計287施設が、支援センター としての機能を果たしている。

#### ウ 相談

支援センターで受け付けた相談の件数は、平成 14 年度には 35,943 件であったが、平成 30 年度には 114,481 件となり、増加傾向にある。

平成 30 年度に受け付けた相談件数について、 人口比で見ると、人口1万人当たりの相談件数 が最も多い都道府県では28.2件であるのに対し て、少ない都道府県では1.7件であり、大きな 地域差が見られる。

婦人相談所等における来所による夫等の暴力の相談件数について見ると、平成 13 年度では13,071 件であったものが、平成 29 年度には32,281 件となっており、婦人相談所等における来所による相談件数全体に占める夫等の暴力に関する相談の割合も19.2 パーセントから41.2パーセントと増加している。

また、警察が対応した配偶者からの暴力相談 等の件数は、平成 14 年で 14,140 件であったも のが、平成 30 年には 77,482 件となっている。

#### エ 一時保護

婦人相談所一時保護所における入所者のうち、 夫等の暴力を入所理由とする者は、平成13年度 では 2,680 件であったものが、平成 29 年度には 3,000 件となっている。

#### 才 保護命令

平成30年の保護命令の発令件数は1,700件となっている。その内訳を見ると、被害者に関する保護命令のみが発令された件数が430件、被害者に関する保護命令に加えて、「子」及び「親族等」への接近禁止命令が同時に発令された件数が357件、被害者に関する保護命令に加えて、「子」への接近禁止命令が発令された件数が689件、被害者に関する保護命令に加えて、「親族等」への接近禁止命令が発令された件数が224件となっている。また、保護命令の発令件数のうち、退去命令を含む発令件数は491件、再度の申立てに係る発令件数は192件となっている。

# 3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基 本計画

## (1)基本方針

#### ア 基本方針の目的

基本方針は、全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、法や制度の概要に触れつつ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策についての基本的な方針を示したものであり、都道府県基本計画及び市町村基本計画(以下「基本計画」という。)の指針となるべきものである。したがって、基本計画は、基本方針に即して策定されることが必要である。

また、基本方針は、都道府県又は市町村の判断により、都道府県基本計画又は市町村基本計画に独自の施策等を盛り込むことを妨げるものではない。

#### イ 配偶者からの暴力及び被害者の範囲

法において、「配偶者からの暴力」は、配偶者 からの身体に対する暴力(身体に対する不法な 攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの をいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有 害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力 等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むと規定されている。ただし、法第3章については、配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限るとされている。このため、基本方針においても、第2の3及び4(2)イについては、配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限るものとする。

また、法第4章については、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。)を受けた者が「被害者」とされている。このため、第2の8及び別添については、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。)を受けた者を「被害者」とする。

ウ 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力 及び被害者への準用

法第28条の2において、生活の本拠を共にす る交際(婚姻関係における共同生活に類する共 同生活を営んでいないものを除く。)をする関係 にある相手からの暴力(当該関係にある相手か らの身体に対する暴力等をいい、当該関係にあ る相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、 その者が当該関係を解消した場合にあっては、 当該関係にあった者から引き続き受ける身体に 対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者 について、法第2条及び第1章の2から第5章 までの規定を準用することとされている。この ため、基本方針の内容についても、法と同様、生 活の本拠を共にする交際をする関係にある相手 からの暴力及び当該暴力を受けた者について準 用することとする(ただし、エに掲げるものを除 く。)。

エ 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力 及び被害者への準用から除外するもの

- (ア)第2の7(6)ア及びウの健康保険の被扶養者に関する事項並びにエの手続に関する事項(イ)第2の7(7)の年金に関する事項(ただし、第2の7(7)オについては準用する。)
  - (ウ)第2の10(1)ウの出入国管理及び難民認定 法(昭和26年政令第319号)に関する事項(配 偶者の身分を有する者としての活動を6月以 上行っていない外国人に対する在留資格取消 手続における「正当な理由」の有無の判断)

#### (2)都道府県基本計画及び市町村基本計画

#### ア 基本計画の目的

基本計画は、広範多岐にわたる配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護のための施策を、 総合的に、かつ、地域の実情を踏まえきめ細かく 実施していく観点から、第一線で中心となって これらの施策に取り組む地方公共団体が策定す るものである。

法第2条の3第1項において、都道府県は、基本方針に即して、都道府県基本計画を定めなければならないとされており、既に全都道府県において、策定が行われている。

また、地域に根ざしたきめ細かな支援のためには、都道府県のみならず、最も身近な行政主体である市町村の役割も大変重要である。被害者に対する自立支援施策の充実等が求められている現状にかんがみ、平成19年の法改正により、市町村における取組を一層促進するため、法第2条の3第3項において、市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、市町村基本計画を策定するよう努めなければならないとされたものである。

#### イ 基本計画の基本的視点

(ア)被害者の立場に立った切れ目のない支援

配偶者からの暴力について、その深刻な事態や被害者が持つ恐怖や不安を被害者の立場に立って理解するとともに、配偶者であるかどうかにかかわらず、決して暴力は許されるものではないという認識に基づいて、基本計画を検討することが必要である。

また、配偶者からの暴力は、その防止から、 通報や相談への対応、保護、自立支援等多く の段階にわたって、多様な関係機関等による 切れ目のない支援を必要とする問題であり、 配偶者からの暴力の防止から被害者の保護、 自立支援に至る各段階について、施策の内容 を検討することが必要である。

## (イ)関係機関等の連携

配偶者からの暴力は複雑な問題であり、一つの機関だけで対応することは困難である。 幅広い分野にわたる関係機関等が、認識の共有や情報の交換から、具体的な事案に即した協議に至るまで、様々な形でどのように効果的に連携していくかという観点から、基本計画を検討することが必要である。

#### (ウ)安全の確保への配慮

配偶者からの暴力は、被害者の生命身体の 安全に直結する問題であり、被害者が加害者 の元から避難した後も、加害者からの追及へ の対応が大きな問題となる場合が少なくない。 このため、情報管理の徹底等、被害者及びそ の親族、支援者等の関係者(以下「被害者及び その関係者」という。)の安全の確保を常に考 慮することが必要である。

# (エ)地域の状況の考慮

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口 構造や産業構造、更には社会資源の状況等地 域の特性は様々であり、配偶者からの暴力の 問題について現在直面している課題も異なる ことから、それぞれの都道府県又は市町村の 状況を踏まえた計画とすることが必要である。

都道府県及び市町村の役割分担についても、 基本方針を基に、地域の実情に合った適切な 役割分担となるよう、都道府県及び市町村は、 基本計画の策定又は見直しに際し、それぞれ の役割や相互協力の在り方についてあらかじ め協議することが必要である。また、策定後 も、互いに情報を交換し認識を共有するため、 定期的な意見交換の場を持つことが望ましい。

#### ウ 都道府県基本計画における留意事項

(ア)被害者の支援における中核としての役割 都道府県の支援センターは、被害者に対 し、各種の援助を行う上で中心的な役割を 果たすものであり、特に、婦人相談所は、 心理判定員や婦人相談員、心理療法担当職 員等が配置されている被害者の支援の中核 であって、専門的な援助を必要とする事案 や、処遇の難しい事案への対応に当たるこ とが必要である。また、専門的知識及び技 術等を必要とする事案について市町村等か ら助言等を求められた場合は、適切に対応 することが必要である。

#### (イ)一時保護等の適切な実施

婦人相談所は、一時保護の実施という他の支援センターにはない機能を有しているほか、婦人保護施設への入所決定も婦人相談所において行われる。これらは、被害者に対する支援の中で極めて重要な役割であり、適切に実施することが必要である。

#### (ウ)市町村への支援

広域的な観点から、市町村基本計画の策定を始め、市町村の実施する施策が円滑に進むよう、市町村に対する助言や情報提供、市町村間における調整の支援等を行うことが望ましい。

また、婦人相談所を始めとする都道府県の支援センター等において、市町村職員に対し実務面の研修を行うことや、市町村職員の研修に講師を派遣すること等も考えられる。特に、福祉事務所を設置していない町村に対しては、きめ細かな助言等十分な支援を行うことが望ましい。

#### (エ)広域的な施策の実施

広域的な対応を行うことで、効率的な推 進が可能な施策については、都道府県が中 心となって行うことが望ましい。具体的に は、職務関係者の研修や、被害者のための 通訳の確保、医療関係者向けマニュアルの 作成、夜間・休日における相談や、居住地 での相談を避けたいという被害者や男性か らの相談への対応等が考えられる。

#### エ 市町村基本計画における留意事項

#### (ア)身近な行政主体としての施策の推進

市町村基本計画においても、地域の実情に合わせ、啓発等による配偶者からの暴力の防止から被害者の支援まで、幅広い施策がその内容となり得るが、被害者に最も身近な行政主体として求められる基本的な役割については、どの市町村においても、特に積極的な取組を行うことが望ましい。

具体的には、市町村の基本的な役割として、相談窓口を設け、被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供すること、一時的な避難場所を確保する等により、緊急時における安全の確保を行うこと、及び一時保護等の後、被害者が地域で生活していく際に、関係機関等との連絡調整を行い、自立に向けた継続的な支援を行うことが考えられる。

#### (イ)既存の福祉施策等の十分な活用

地域における被害者の自立支援に際しては、保育所や母子生活支援施設への入所、生活保護の実施、母子父子寡婦福祉施策の活用等、福祉や雇用等の各種の施策を十分に活用する必要がある。このため、被害者の自立支援という観点から利用できる既存の施策にどのようなものがあるか、また、それらを被害者の状況に応じて活用するためにどのような方策が考えられるかについて、幅広い検討を行うことが望ましい。

# (ウ)市町村基本計画と配偶者暴力相談支援センターとの関係

支援センターそのものの速やかな設置が 困難な場合であっても、市町村基本計画の 策定を先行して行い、(ア)の身近な行政主 体として求められる基本的な役割を中心に、 市町村基本計画に基づく施策の推進を図る ことが望ましい。

また、その市町村基本計画の内容に応じて、法第3条第3項各号に掲げられた支援センターの業務に相当する機能を果たす部局や機関を決め、施策の実施に取り組むことが望ましい。

# (エ)地域の状況に応じた市町村基本計画の策 定

人口規模が大きく、被害者からの相談件 数等が多い場合等、市町村の状況に応じて、 市町村の基本的な役割のみならず、基本方 針の中で主に都道府県が行うことが望まし いとされている施策の中からも、積極的に 市町村基本計画に盛り込み、実施すること が望ましい。

なお、市町村基本計画は、他の法律に基づき市町村が策定する計画等であって、市町村基本計画と盛り込む内容が重複するものと一体のものとして策定することも考えられる。また、他の法律に基づく既存の計画等であって内容が重複するものの見直しを行い、市町村基本計画とすることも考えられる。

ただし、このような場合でも、基本方針 に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案し た内容とすることが必要である。

# 第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

#### 1 配偶者暴力相談支援センター

支援センターは、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設であり、法第3条第1項において、都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が支援センターとしての機能を果たすようにするものとすることとされている。

また、同条第2項においては、市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が支援センターとしての機能を果たすよう努めるこ

ととされている。

都道府県及び市町村の支援センターにおいては、 相互の役割分担について、必要に応じ、連絡調整を 行うことが望ましい。

また、支援センターにおいては、加害者が訪問すること等も想定し、安全確保のための対策を講ずることが必要である。

## (1)都道府県の配偶者暴力相談支援センター

都道府県において、支援センターとしての機能を果たしている婦人相談所は、一時保護を行うという他の支援センターにはない機能を有している。また、都道府県の支援センターは、法施行時より被害者の支援を行ってきた経験を生かし、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。

同一都道府県内の複数の施設において、支援 センターの機能を果たすこととした場合、相互 に有機的に連携し、その機能を発揮する観点か ら、都道府県は、これらの施設の連携の中心とな る施設(都道府県が設置する施設に限る。以下 「中心施設」という。)を1か所指定することが 必要である。中心施設は、市町村の支援センター との連携にも特に配慮することが必要である。

# (2)市町村の配偶者暴力相談支援センター

市町村の支援センターは、被害者にとって最も身近な行政主体における支援の窓口であり、 その性格に即した基本的な役割について、中心 的な業務として特に積極的に取り組むことが望ましい。

具体的には、相談窓口を設け、配偶者からの暴力を受けた被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供すること、一時保護等の後、地域での生活を始めた被害者に対し、事案に応じ、適切な支援を行うために、関係機関等との連絡調整等を行うとともに、身近な相談窓口として継続的な支援を行うことが考えられる。

また、当該市町村の住民以外からの相談が寄せられた場合にも円滑な支援ができるよう、こ

うした場合の対応について、あらかじめ近隣の 市町村及び都道府県の支援センターと検討して おくことが望ましい。

#### (3)民間団体との連携

法第3条第5項において、支援センターは、 その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶 者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るた めの活動を行う民間の団体との連携に努めるも のとすることとされている。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組む民間団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な状況に対応するためには、このような民間団体と支援センターとが対等な関係性において、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

このため、日ごろから、日常の業務の中で、両 者が情報を共有し緊密な関係を構築していくこ とが必要である。

民間団体との連携の例としては、相談業務、広 報啓発業務、同行支援等の自立支援、研修等にお ける専門的知見の活用、関係機関の協議会への 参加の招請等様々なものが考えられる。実際の 支援に当たっては、必要に応じ、民間団体と意見 交換、調整を行って、対応することが望ましい。 また、支援センターについては、当該支援センタ 一の業務の委託について、別途法令の定めがあ る場合を除き、その業務の全部又は一部を民間 団体に委託することも可能である。業務の委託 を含め、どのような連携を行うかは支援センタ 一の状況、個々の被害者の状況等個別の事案に 即して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護を効果的に行う観点から、当該地域で活動 する民間団体の状況及びその意見を踏まえて、 それぞれの支援センターにおいて判断すること が望ましい。

#### 2 婦人相談員

法第4条において、婦人相談員は、被害者の相談に

# 資料3

応じ、必要な指導を行うことができることとされており、基本計画の策定や見直しにおいては、その十分な活用について、検討を行うことが必要である。

なお、婦人相談員が設置されていない市においては、 その必要性の有無について、不断に検討することが必 要である。

婦人相談員は、婦人相談所、福祉事務所等において 配偶者からの暴力の被害者に関する各般の相談に応 じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うこ とが必要である。

また、被害者は不安感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとっての安全を第一に考え、秘密が守られる環境の中で、その訴えが十分受け入れられることが重要である。したがって、婦人相談員は被害者の立場に立って共に問題解決を図ろうとする援助者であることについて被害者の理解を得ること、信頼関係に基づいて援助を行うことが必要である。

さらに、問題の解決に当たっては、被害者自らが選択、決定することが基本であり、婦人相談員は、このために必要な情報を提供し、適切な助言を行うことが必要である。また、被害者の自立の促進、保護命令制度の利用、保護施設の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等、法第3条第3項各号に規定されている業務について中心的な役割を担うものであり、こうした各種の援助が的確に実施されるよう、関連の法律や施策、制度等について十分な知識を得るよう努めることが必要である。

## 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

#### (1)通報

ア 一般からの通報

#### (ア)通報の意義とその必要性

配偶者からの暴力は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられる。被害者を支援するための情報を広く社会から求めるため、法第6条第1項において、配偶者からの暴力を受け

ている者を発見した者は、その旨を通報するよう努めなければならないこととされており、通報先については、この通報の趣旨が被害者の保護であることから、被害者の支援の中核である支援センター、また、暴力の制止等の緊急の対応も必要となることから、警察官とされている。

#### (イ)国民に対する啓発

都道府県及び市町村においては、配偶者からの暴力の被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。また、配偶者からの暴力の防止に関する理解を深めるための啓発を行う際には、その内容に応じ、通報の趣旨等についても適切に周知することが望ましい。国においては、通報についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して啓発に努める。

#### イ 医師その他の医療関係者等からの通報

#### (ア)通報の意義とその必要性

医師その他の医療関係者(医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等をいう。以下同じ。)は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者には、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される。

そのため、法第6条第2項においても、医療関係者が業務を行うに当たって配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には通報することができることとされ、通報先は、一般からの通報と同様に支援センター又は警察官とされている。また、同条第3項により当該通報は守秘義務違反に当たらないとされている。

医療関係者にあっては、この趣旨を踏まえ、 配偶者からの暴力の被害者を発見した場合に は、守秘義務を理由にためらうことなく、支 援センター又は警察官に対して通報を行うこ とが必要である。

#### (イ)被害者の意思との関係

配偶者からの暴力の被害者に対する支援は、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要である。具体的には、被害者の意思に反し通報が行われると、被害者の受診が妨げられたり、被害者の安全が脅かされるおそれもある。そのため、医療関係者は、原則として被害者の明示的な同意が確認できた場合にのみ通報を行うことが望ましい。ただし、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要である。

#### (ウ)被害者に対する情報提供

法第6条第4項に規定されているように、 医療関係者は、被害者が自らの意思に基づき支援センター、婦人相談員、相談機関等を適切に利用できるよう、これらの関係機関に関する積極的な情報提供を行うことが必要である。このため、医療機関においては、医療ソーシャルワーカー等被害者に対する情報提供の窓口を決めておくなど、被害者が受診した場合の医療機関としての対応をあらかじめ検討しておくことが望ましい。また、医療機関による情報提供に資するよう、地方公共団体において、被害者向けのカード・パンフレット等を医療機関に提供することが望ましい。

#### (エ)医療関係者に対する周知

医療関係者による通報や情報提供等を通じた被害者の支援を図るため、都道府県において、関係団体に協力を求め、医療関係者に対し、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、支援センター、婦人相談員、相談機関の機能等について、医療関係者向けの広報や研修、医療関係者に対する関係機関の協議会への参加の呼び掛け、医療関係者を対象とした対応マニュアルの作成や

配布等様々な機会を利用して周知を行うことが望ましい。また、市町村においても、関係団体に協力を求め、医療関係者に対して、関係機関の協議会への参加の呼び掛けを行うなど、機会を捉えて周知を行うことが望ましい。

国においては、都道府県及び市町村におけるこうした取組が着実に根付くよう、関係団体への働き掛け等に努める。

#### (才)福祉関係者

市町村、児童相談所等の職員、民生委員・ 児童委員等の福祉関係者は、医療関係者と 同様、相談援助業務や対人援助業務を行う 中で、配偶者からの暴力の被害者を発見し やすい立場にあることから、(ア)から(エ) までに準じた対応を行うことが望ましい。

#### (2)通報等への対応

#### ア 配偶者暴力相談支援センター

#### (ア)被害者への説明及び助言等

法第7条において、支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、法第3条第3項の規定により支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとすることとされている。

国民から通報を受けた場合、支援センターは、通報者に対し、加害者に知られないように被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。また、被害者と連絡を取ることができた場合は、支援センターが行う業務の内容等について説明し、助言を行うことが必要である。

学校や保育所等、子どもにかかわる関係 機関から支援センターに通報があった場合 には、通報者を通じて被害者に支援センタ ーの利用に関する情報を教示してもらうよ う協力を求めることが必要である。 医療関係者から通報を受けた場合、支援 センターは、被害者の意思を踏まえ、当該 医療機関に出向き、被害者の相談に応じる とともに必要な説明や助言を行うか、又は 被害者との面接が難しい場合には、電話に より直接被害者と連絡を取ることによって、 状況を把握し、説明や助言を行うことが望 ましい。この場合、こうした接触を加害者 に知られないように十分注意することが必 要である。また、必要に応じ、通報のあっ た医療機関に出向き、医療関係者に、配偶 者からの暴力の特性等について説明を行い、 今後の協力を要請することが望ましい。

なお、相談等通報以外の形で、被害者以 外から支援センターへ連絡があった場合で あっても、その内容が身体に対する暴力に 関するものについては、通報として扱うこ とが必要である。

#### (イ)危険が急迫している場合の対応

現に被害者に対する危険が急迫している と認められるときは、警察にその旨を通報 するとともに、被害者に対し、一時保護を 受けることを勧奨するなどの措置を講ずる ことが必要である。

なお、こうした危険が急迫している場合への対応を可能とするため、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間、休日を問わず対応できることが必要である。また、加害者が通報者に対し、何らかの報復行為等を行うことも考えられることから、通報者の氏名等の取扱いには十分注意することが必要である。

## (ウ)子どもに関する情報への対応

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条第4号において、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待に当たるとされている。また、子どもが直接、

暴力の対象となっている場合もあり得る。 このため、通報の内容から児童虐待に当たると思われる場合には、同法に基づき、支援センターから、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告を行うことが必要である。また、その後の被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族)に対する支援に際しては、児童相談所等と十分な連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(エ)高齢者又は障害者に関する情報への対応 被害者が高齢者又は障害者である場合は、 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対す る支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)に規定する高齢者虐待又は障害者 虐待の防止、障害者の養護者に対する支援 等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号) に規定する障害者虐待にも該当する場合が ある。通報の内容から高齢者虐待又は障害 者虐待にも当たると思われる場合には、こ れらの法律に基づき、支援センターから、 市町村に通報を行うことが必要である。

また、その後の支援センターにおける被 害者に対する支援に際しては、市町村と十 分な連携を図ることが望ましい。

## イ 警察

法第8条において、警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

警察において配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。また、被害者の意思

を踏まえ、加害者を検挙するほか、被害者に被害 届の提出の意思がないときであっても、必要に 応じて被害者に被害の届出を働き掛け、あるい は説得を試みる必要があり、また、説得にかかわ らず被害の届出をしない場合であっても、当事 者双方の関係を考慮した上で、必要性が認めら れ、かつ、客観証拠及び逮捕の理由がある場合に は、加害者の逮捕を始めとした強制捜査を行う ことを検討する必要がある。

また、刑事事件としての立件が困難と認められる場合であっても、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずることが必要である。特に、被害者に対しては、加害者の検挙の有無にかかわらず、個別の事案に応じ、必要な自衛措置に関する助言、支援センター等の関係機関の業務内容及び保護命令制度の教示等被害者の立場に立った措置を講ずることが必要である。

## 4 被害者からの相談等

# (1)配偶者暴力相談支援センター

法第3条第3項第1号において、支援センターは、被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介することとされている。

## ア 相談窓口の周知

被害者が、配偶者からの暴力を受けることなく安全に生活していくためには、被害者への支援等に関する情報を入手し、それを活用することが重要である。しかし、配偶者からの暴力により、被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手する機会も制限されている場合が少なくない。また、被害者自身に、自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないために、相談に至らないことも多い。

このため、支援センターにおいては、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であり、被害

者だけで悩むことなく相談窓口を利用するよ う、広く周知することが必要である。その際 には、今後の生活についての被害者自身の意 思が固まっていない段階であっても、早期に 相談窓口を利用し、様々な支援に係る情報等 を得るよう呼び掛けることが望ましい。また、 被害者が利用しやすいように相談の受付時間 を設定するなど、被害者の立場に立った工夫 をすることが望ましい。外国人である被害者 に対しては、外国語による相談窓口の広報を 行うことも考えられる。さらに、性別に応じ た相談窓口を設けるなど、被害者の性別にか かわらず、相談しやすい環境の整備に配慮す ることが望ましい。障害者である被害者が相 談しやすい環境を整備するため、支援センタ 一のバリアフリー化を進めるとともに、電話 以外の方法による相談窓口を設置することが 望ましい。

また、支援センターを設置していない市町村においても、相談窓口又は情報提供の窓口を設置し、身近な行政主体として相談を受け付ける先の周知を行うことが望ましい。

なお、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手については、婚姻関係に至った場合における暴力の予防という観点において、引き続き、相談窓口の利用を周知し、相談に対応することが望ましい。婦人相談所においては、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力に関するものも含め、売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づく運用により、正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる場合には適切な対応を行うこととされている。

## イ 相談を受けた場合の対応

支援センターにおいて被害者の相談に当たる職員は、被害者から電話による相談があった場合には、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、被害者に来所して相談したい

との意向があれば、これを促すことなどが必要である。また、来所した被害者の面接相談を行う場合には、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、被害者の抱える問題を適切に理解して、問題解決に向けて助言を行うこと等が必要である。さらに、保護を受けるか否かについては被害者本人が判断し決定すべきことであることから、被害者に対し、関係機関の業務内容の説明や助言を行うとともに、必要な援助を受けることを勧奨すること等も必要である。

被害者に対する支援を行うに当たっては、被害者の国籍、障害の有無等を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うことが必要である。被害者が、外国人、障害者、高齢者等であることによって、支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応、施設整備等の面において、それぞれの被害者の立場に立った配慮を行うことが望ましい。

また、不適切な対応により、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう留意することが必要である。

なお、支援センターを設置していない市町 村においても、上記のような対応を参考にし ながら対応に当たることが必要である。

さらに、通報への対応と同様に、相談の内容から児童虐待に当たると思われる場合には、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告することが必要である。通告に当たっては、児童虐待に係る通告義務について、必要に応じ、被害者に対し、説明を行うことが望ましい。また、その後の被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族)に対する支援に際しては、児童相談所等と十分な連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

また、相談の内容から高齢者虐待又は障害

者虐待に当たると思われる場合には、市町村に通報することが必要である。また、市町村への通報に当たっては、被害者に対し、説明を行うことが望ましい。その後の支援センターにおける被害者に対する支援に際しては、市町村と十分な連携を図ることが望ましい。

#### (2)警察

#### ア 相談を受けた場合の対応

被害者からの相談については、被害者に対し、 緊急時に 110 番通報すべき旨や自衛手段を教示 するにとどまらず、関係機関の紹介、加害者に対 する指導警告等警察がとり得る各種措置を個別 の事案に応じて被害者に教示し、被害者の意思 決定を支援するなど、被害者の立場に立った適 切な対応を行うことが必要である。

また、相談に係る事案が暴行、脅迫等刑罰法令に抵触すると認められる場合は、被害者の意思を踏まえ、検挙に向けての迅速な捜査を開始するほか、被害者に被害届の提出の意思がないときであっても、必要に応じて被害者に被害の届出を働き掛け、あるいは説得を試みる必要があり、また、説得にかかわらず被害の届出をしない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観証拠及び逮捕の理由がある場合には、加害者の逮捕を始めとした強制捜査を行うことを検討する必要がある。

刑事事件として立件が困難と認められる場合であっても、被害者及びその関係者に危害の及ぶおそれがある事案については、加害者に対する指導警告を行うなど積極的な措置を講ずることが必要である。加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をしていることの自覚を促すなど、沈静化を図る観点からの対応にも配意する必要がある。

さらに、被害者及びその関係者に対して、加害者からの復縁等を求めてのつきまとい等の行為がある場合には、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ス

トーカー規制法」という。)を適用した措置を厳 正に講ずることが必要である。

なお、被害者に接する際には、被害者の負担を 軽減し、かつ、二次的被害を与えないよう、女性 警察職員による被害相談対応、被害者と加害者 とが遭遇しないような相談の実施等被害者が相 談しやすい環境の整備に努めることが必要であ る。

警察以外の関係機関による対応がふさわしい と考えられる場合は、被害者に対し、支援センタ 一等の関係機関の業務等について説明し、これ らの機関に円滑に引き継ぐことが必要である。

なお、引継ぎを行う場合には、単に当該機関等の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関等に連絡するなど確実に引継ぎがなされることが必要である。

#### イ 援助の申出を受けた場合の対応

法第8条の2において、警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとすることとされている。

警察が行う援助は、次に掲げる措置のうち、適 切なものを採ることにより行うこととされてい る。

- (ア)被害者に対し、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するため、その状況に応じて避難その他の措置を教示すること。
- (イ)加害者に被害者の住所又は居所を知られないようにすること。
- (ウ)被害者が配偶者からの暴力による被害を防止するための交渉を円滑に行うため、被害者

に対する助言、加害者に対する必要な事項の 連絡又は被害防止交渉を行う場所としての警 察施設の供用を行うこと。

(エ) その他申出に係る配偶者からの暴力による 被害を自ら防止するために適当と認める援助 を行うこと。

なお、生命等に対する脅迫を受けた被害者 については、法第8条の2の規定による援助 の対象ではないが、身体に対する暴力を受け た被害者に準じて必要な援助を行うことが必 要である。

#### (3)人権擁護機関

法務省の人権擁護機関では、法務局等における人権相談所や「女性の人権ホットライン」といった専用電話において、配偶者からの暴力を含めた相談に応じるほか、被害者から、人権侵犯による被害を受け、又は受けるおそれがある旨の申告等があった場合は、速やかに救済手続を開始する。

上記相談や申告を受け、配偶者からの暴力事 案を認知した場合は、人権侵犯事件として所要 の調査を行い、必要に応じて支援センター、警察 等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、一 時保護施設等への紹介等の援助を行うなど、被 害者の保護、救済に努める。

#### (4)民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を 図るための活動を行う民間団体では、相談業務、 同行支援、自立支援など大きな役割を担ってい る。被害者の抱える困難に対応するため、支援セ ンター等は、被害者が民間団体に相談している ことが判明した場合には、その状況を聴き、支援 センター等における相談業務がより的確に実施 されるように努めるなど、必要に応じて民間団 体との連携を図ることが望ましい。

#### 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

被害者は、繰り返される暴力の中でPTSD(心的 外傷後ストレス障害)等の障害を抱えることもあり、

# 資料3

また、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来 への不安等により精神的に不安定な状態にある場合 もある。

同伴する家族も同様に心理的被害を受けている場合が多く、特に子どもについては、配偶者に対する暴力による心理的虐待に加え、転居や転校を始めとする生活の変化等により、種々の大きな影響を受けやすい。さらに、子ども自身が親からの暴力の対象になっている場合もある。

法第3条第3項第2号において、支援センターは、 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心 理学的な指導その他の必要な指導を行うこととされ ている。

#### (1)被害者に対する援助

#### ア 婦人相談所における援助

事案に応じ、医師、心理判定員、婦人相談員、 心理療法担当職員、看護師等、支援にかかわる職 員が連携して被害者に対する医学的又は心理学 的な援助を行うことが必要である。心理療法担 当職員の配置については、被害者への心理的な 援助を適切に行うため、その積極的な配置・活用 を行うことが望ましい。

婦人相談所においては、心身に大きな被害を受けている被害者や同伴する家族に対して、心理判定員等による心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的な被害の状況を把握して、事案に応じた心理学的側面からの援助等を行うことが必要である。

また、疾病等の有無や診療の要否について、医 学的な面から判定し、被害者の心身の健康状態 を踏まえて、今後の必要な措置について検討す るなど、適切に対応することが必要である。

#### イ 地域での生活における援助

繰り返し家庭内で暴力を受けてきた被害者が 心理的な安定を取り戻すためには、加害者の元 から避難した後も、回復のための一定の期間を 経る必要がある。このため、被害者が、地域での 生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助 を受けられるよう、支援センターは、被害者の回 復を図るために、カウンセリングを行うことや、カウンセリング等の専門家や知見を有する民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。また、被害者の状況に応じ、精神保健福祉センター、保健所における精神保健に関する支援やグループホームの活用についても検討することが必要である。

被害者の回復には、配偶者からの暴力という体験を有する被害者同士が、体験や感情を共有し、情報を交換し合う自助のためのグループに参加することが有効とされることから、支援センター等においては、地域の実情に応じて、こうした自助グループ等の情報についても被害者に提供することが望ましい。また、支援センターや女性センター等において、これらのグループの形成や継続に対する支援を行うことが望ましい。

#### (2)子どもに対する援助

#### ア 児童相談所等における援助

子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たるものであり、児童相談所においては、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対しては、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施することが必要である。被害者が避難先から地域に戻り生活を始めた場合又は他の地域から転居し生活を始めた場合又は他の地域から転居し生活を始めた場合等、子どもが安心して安定した生活ができるよう、継続的な支援を行うことが必要である。

なお、子どもに対する医学的又は心理的な援助は児童相談所が中心となって対応するものであるが、虐待を受けた子どもやその家庭に対する援助については、市町村もその役割を担っている。このため、市町村は要保護児童対策地域協議会を活用し、援助が必要な子どもやその家庭に関する情報を関係機関で共有し、必要に応じて、母子保健サービスや子育て支援サービス等

により援助を行うことが必要である。

婦人相談所に一時保護されている子どもであっても、子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われていたこと等により心理的外傷を受けていたり、あるいは子ども自身が暴力を受けている例も見られることから、児童相談所は、婦人相談所や医療機関等と連携して、個別的な心理療法やカウンセリング等の援助を行うなど、子どもの状況に応じ適切に対応することが必要である。

## イ 学校等における援助

日常生活の中で、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするためには、学校や保育所等における対応が重要である。このため、学校及び教育委員会並びに支援センターは、事案に応じ、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていることや、必要に応じ、教育センターや教育相談所に配置されている臨床心理の専門家による援助も受けられることについて、被害者やその子どもに適切に情報提供を行うことが必要である。

また、教育委員会、学校、保育所等の関係機関と支援センターが連携して、学校生活等において、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするため、子どもと日常的に接することが多い教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、児童虐待に関する留意事項に加え、配偶者からの暴力の特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について、研修等の場を通じて周知徹底を図ることが必要である。

#### (3)医療機関との連携

被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合には、 支援センターは医療機関への紹介、あっせんを行う ことが必要である。このような業務を円滑に進める ことができるよう、支援センターは、地域の医師会、 医療機関との十分な連携を図るとともに、日ごろか ら、配偶者からの暴力の問題に関する情報の提供を 行うことが望ましい。

その場合、支援センターは、医療機関に対し、被 害者の個人情報の扱い等被害者の立場を踏まえた 配慮について申し入れることが望ましい。

また、生計困難な被害者については、事案に応じ、 無料低額診療事業(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 3 項第 9 号に規定する無料低額診 療事業をいう。以下同じ。)の利用について情報提 供を行うことが望ましい。なお、都道府県等は、生 計困難な被害者について積極的に無料低額診療事 業の対象とするよう、各医療機関に対し指導等を行 うとともに、受診の手続等が円滑に進むよう、市町 村社会福祉協議会等の関係機関に対しても十分な 協力をするよう周知徹底を図ることが望ましい。

# 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護

#### (1)緊急時における安全の確保

法第3条第3項第3号において、支援センターは、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族)の緊急時における安全の確保を行うこととされている。

緊急時における安全の確保は、婦人相談所の一時 保護所が離れている等の場合において、緊急に保護 を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの 間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供 すること等を指すものであり、一時保護が行われる までの間、婦人相談所に同行支援を行うことも含む ものである。また、被害者が正に暴力を受け得る状態にある場合のみを対象とするものではなく、加害 者が不在である間に被害者が駆け込んできた場合 等も対象となるものである。被害者の状況から、加 害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、 警察と連携を図って被害者の保護を図ることが必 要である。

緊急時における安全の確保は、その趣旨を踏まえ、 身近な行政主体である市町村において、支援センタ 一が設置されている場合はもとより、設置されてい ない場合であっても、地域における社会資源を活用 して積極的に実施されることが望ましい。支援センターが設置されている市町村においても、支援センターにおいて直接行う方法に必ずしも限定することなく、被害者の安全等を考慮して、実施方法を検討することが望ましい。また、市町村の取組の状況によっては、必要に応じ、都道府県において、実施されることが望ましい。実施に当たっては、担当部局と支援センター、婦人相談所一時保護所、警察等関係機関の間で、連絡体制や加害者からの追及への対応等についてあらかじめ協議しておくことが必要である。

#### (2)一時保護

法第3条第3項第3号及び同条第4項において、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族)の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとされている。

一時保護については、被害者本人の意思に基づき、 ①適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを 防ぐため緊急に保護することが必要であると認め られる場合、②一時保護所での短期間の生活指導、 自立に向けた援助が有効であると認められる場合、 ③心身の健康回復が必要であると認められる場合 等に行うものである。

#### ア 一時保護までの同行支援等

一時保護所への来所までの間に、被害者の状況から同行支援等の支援が必要な場合は、被害者からの相談に応じた支援センター等において対応することが望ましい。夜間等の対応については、緊急時における安全の確保の一環として、市町村又は都道府県において、被害者に対し、一時的な避難場所の提供等を行うことが望ましい。なお、すでに、関係機関の協議により対応方針について合意がなされている場合にはそれによることも考えられる。また、地域の状況により、市町村又は都道府県においてこうした対応を行うことが現時点では困難な場合においては、支援センターを始めとする関係機関において、当面

の対応をあらかじめ協議することが必要である。 なお、被害者が一時保護所に来所して一時保 護の申請を行うまでの間、加害者から危害を加 えられるおそれが高い場合には、支援センター 等と警察が連携して警戒措置を講ずるなど、被

#### イ 一時保護の決定と受入れ

害者の保護を図ることが必要である。

#### (ア)一時保護の申請と決定

一時保護には、被害者本人が直接来所して申請する場合のほか、婦人相談所以外の支援センター、福祉事務所、警察、児童相談所等の関係機関からの連絡が契機となって一時保護が行われる場合がある。被害者は金銭や保険証等を所持せずに一時保護される場合も多く、加害者からの追及のおそれ等もあることから、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡を取るなど、緊密な連携を図ることが必要である。

特に、福祉事務所については、被害者の状況から、迅速な生活保護の適用等が必要となる場合も多いことから、福祉事務所を経由して、被害者からの一時保護の申請を受け付けることも考えられる。ただし、その場合であっても、速やかな一時保護の実施が必要な場合には、福祉事務所を経由していない申請についても適切に受入れを行うことが必要である。

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、被害者の安全の確保、負担の軽減等に配慮しつつ、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。

なお、婦人相談所においては、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力に関するものも含め、売春防止法に基づく運用により、正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、現に保護、援助を必要とす

る状態にあると認められる場合には適切な対応を行うこととされている。

## (イ)一時保護の受入れ

一時保護に当たっては、被害者本人の状況、 同伴する家族の有無等を勘案し、婦人相談所 が自ら行うほか、婦人保護施設、母子生活支 援施設、民間シェルター等、状況に応じ適切 な一時保護委託先で保護することが必要であ る。

一時保護の受入れに当たっては、入所者の 緊張と不安を緩和し、安心して援助を受ける ことができるという気持ちが持てるよう留意 することが必要である。また、婦人相談所に おいては、入所者の疾病や心身の健康状態等 により、医学的又は心理学的な援助を行うな ど、適切な職員を配置し、心理判定員、婦人相 談員、心理療法担当職員、看護師等関係する 職員が連携して問題の整理・解決を図ること が必要である。

#### ウ 一時保護の期間

一時保護の期間は、援助の施策のうちどれ が最も適当であるかを決定し、婦人保護施設 や母子生活支援施設への入所の措置等を講ず るまでの期間や、短期間の援助等を行うため に必要と見込まれる期間である。このため、 一時保護所又は委託先の入所者の状況に応じ て、その期間を延長する等の柔軟な設定をす ることが必要である。

## エ 同伴する子どもへの対応

同伴する子どもについては、同時に児童虐待を受けている可能性もあることから、アセスメントを行うとともに、被害の早期発見・早期介入に向けた支援が適切に実施されるよう、あらかじめ、児童相談所と密接に連携を図ることが必要である。また、男子高校生等婦人相談所で保護することが適当でないと判断される場合には、児童相談所の一時保護所や、一時保護委託により適切な施設で保護するなどの配慮を行うことが必要である。

さらに、同伴する子どもについては、安 全確保の観点から、学校に通学させること が、事実上困難となる場合が多い。一時保 護所においては、教育委員会や学校から、 教材の提供や指導方法の教示等の支援を受 けつつ、このような子どもに対して、適切 な学習機会を提供していくことが望ましい。 オ 一時保護を委託する施設

一時保護については、被害者の状況、地域の実情等に応じ、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター等に対して委託が行われている。一時保護委託施設における食事の提供、保健衛生、防災及び被服等の支給については、一時保護所と実質的に同等の水準のものとなるようにするとともに、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性、安全の確保や秘密の保持等に関する研修を受けた職員により入所者の一時保護を行うことが必要である。

婦人相談所が、委託の適否及び委託先施 設の決定を行う際には、それぞれの被害者 の状況と、委託する施設の特性を考慮し、 その被害者にとって最も適当と考えられる 一時保護の方法及び施設を選定することが 必要である。また、男性の一時保護につい ては、あらかじめ、その保護に適した施設 を委託先として検討し、必要な場合に一時 保護の委託を行う等の対応を行うことが望 ましい。さらに、外国人や障害者、高齢者 等、様々な配慮を必要とする被害者にも対 応できるよう、あらかじめ多様な一時保護 委託先を確保しておくことが望ましい。な お、高齢者虐待又は障害者虐待にも当たる 可能性もあることから、市町村と密接に連 携を図ることが必要である。

一時保護後、婦人保護施設や母子生活支援施設への入所等、次の段階の支援に移行するために、婦人相談所と一時保護を委託された施設は、入所者の処遇等について緊

密な連携を図ることが必要である。

#### カ 一時保護後の対応

婦人相談所による一時保護後は、婦人保護施設、母子生活支援施設等の入所のほか、民間シェルターをはじめとする民間団体の活用、帰宅や実家等への帰郷、賃貸住宅等での生活等が考えられるが、婦人相談所においては、被害者への支援が途切れることのないよう配慮することが必要である。

具体的には、退所後も婦人相談所の専門的な支援を必要とする被害者については、引き続き、婦人相談所において、来所相談等に応じることが考えられる。また、地域での生活を始めた被害者については、その身近にあって相談しやすい、市町村の支援センター等の相談窓口に引き継ぐこと等が考えられる。なお、他の機関に引継ぎを行う場合には、被害者の希望に応じて、単に当該機関等の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関等に連絡して担当者名を確認し、当該担当者との面接が確実に行われるようにするなど、実質的に引き継ぐことが必要である。

#### (3)婦人保護施設等

## ア 婦人保護施設

法第5条において、都道府県は、婦人保護施設 において被害者の保護を行うことができること とされている。

単身で保護された被害者については、一時保護所を退所した後、必要な場合は婦人保護施設への入所の措置を講ずることが必要である。婦人保護施設においては、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。

また、婦人保護施設の退所後においても、安定 して自立した生活が営めるよう、被害者の希望 に応じて、福祉事務所等の関係機関と連携し、相 談、指導等の援助を継続して実施することが望 ましい。 なお、婦人保護施設が設置されていない都 道府県においては、その必要性の有無につい て、不断に検討することが必要である。

#### イ 母子生活支援施設

同伴する子どもがいる被害者については、 一時保護所を退所した後、必要な場合は母子 生活支援施設への入所の措置を講ずることが 必要である。母子生活支援施設においては、 適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等 を含め、母子について心身の健康の回復や生 活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うと ともに、退所後についても相談その他の援助 を行うことが必要である。

#### (4)広域的な対応

被害者の支援については、加害者等の追及から逃れるため、都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

## ア 一時保護

一時保護における広域的な連携に関しては、被害者が支援を求めた婦人相談所と、被害者が一時保護を希望する都道府県の婦人相談所とが連絡、調整を行いつつ、原則として、次の取扱いが行われることが必要である。

- (ア)被害者が他の都道府県の一時保護所等 に移る際には、双方の婦人相談所が確認 し、送り出し側の職員等が同行支援する こと。なお、事前に双方の婦人相談所の 協議により、同行支援の必要がないと判 断した場合は、この限りではないこと。 また、これに係る費用については、送り 出し側が負担すること。
- (イ)一時保護に係る費用は、受け入れ側の 都道府県が負担すること。ただし、送り 出し側の都道府県が、一時保護委託施設 と契約している場合を除くものとするこ と。

#### イ 施設入所

一時保護後の施設入所における広域的な 連携に関しては、現に地方公共団体間の申 合せがある場合はその申合せによることと し、ない場合は、次の取扱いが行われるこ とが望ましい。

- (ア)他の都道府県の婦人保護施設に被害者 が入所するときの入所に係る費用は、送 り出し側の都道府県が負担すること。
- (イ)他の都道府県の母子生活支援施設に被害者が入所するときの入所に係る費用は、被害者の住所地が送り出し側の婦人相談所の管轄区域内にある場合は、被害者の住所地を管轄する福祉事務所のある市等及び一時保護を行った婦人相談所がある場合は、一時保護を行った婦人相談所の所在地を管轄する福祉事務所のある市等及び一時保護を行った婦人相談所の所在地を管轄する福祉事務所のある市等及び一時保護を行った婦人相談所がある都道府県が負担すること。
- (ウ)(ア)(イ)いずれの場合も、被害者が入 所する施設へ移る際には、送り出し側の 婦人相談所職員等が同行支援し、その費 用については送り出し側が負担すること。

#### 7 被害者の自立の支援

法第3条第3項第4号において、支援センターは、被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、また、同項第6号において、被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこととされている。

#### (1)関係機関等との連絡調整等

被害者が自立して生活しようとする際、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決にかかわる関係機関等は多岐にわたる。それらの機関が、認識を共有しながら連携を図って被害者の自

立を支援する必要があることから、関係機関等との連絡調整は極めて重要である。

関係機関等との連絡調整については、日ごろから 支援センターが中心となって関係機関の協議会等 を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協 議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具 体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設け ることが望ましい。

また、個々の事案について、被害者からの相談内容に基づき、自立支援プログラムの策定や実施など、自立支援のために必要な措置が適切に講じられるよう、支援センターが、関係機関等と積極的に連絡調整を行うことが望ましい。

なお、支援センターを設置していない市町村においても、関係機関等との連絡調整を行い、被害者に対し、自立に向けた継続的な支援を行う窓口を設置し、これらの役割を果たすことが望ましい。

#### ア 手続の一元化

複数の窓口に対し、被害者が個別に出向い て繰り返し自身の置かれた状況を説明し、支 援を受けるための手続を進めることは、加害 者に遭遇する危険性が高まる上、心理的にも、 被害者にとって大きな負担となることが指摘 されている。このため、被害者支援に係るワ ンストップ・サービスの構築を推進すること が望ましい。庁内の関係部局や関係機関にお いてあらかじめ協議の上、被害者の相談内容 や、希望する支援の内容を記入する共通の様 式を設け、その様式に記入することによって、 複数の窓口に係る手続を並行して進められる ようにすることが望ましい。また、その手続 を行う際にも、一定の場所に関係部局の担当 者が出向くことによって、被害者が、一か所 で手続を進められるようにすることが望まし

その際には、個人情報の適正な管理の観点 から、様式に記入する内容は、どの手続にも 必要な基本的な事項に限られるよう留意する ことが必要である。

## イ 同行支援

被害者は、加害者の元から避難して新しい 生活を始めるに際して強い不安や負担感を持 ち、自身で様々な手続を行うことが難しい場 合も少なくない。このため、支援センターに おいて、事案に応じ、関係機関への同行支援 を行うことにより、被害者の負担の軽減と、 手続の円滑化を図ることが望ましい。その際、 民間団体の協力を求めることが考えられる。

同行支援の内容としては、被害者が関係機関において手続を行う際に、支援センターの職員等が同行し、被害者の安全に配慮するとともに、必要に応じ、当該関係機関に対し、被害者の置かれた状況等について補足して説明を行い、関係機関の理解を得ることによって手続が円滑に進むよう支援を行い、また、被害者に対し、手続の方法等を分かりやすく教示すること等が考えられる。

#### (2)被害者等に係る情報の保護

被害者の自立の支援においても、被害者及び その関係者の安全確保を図るため、被害者の住 所や居所はもとより、被害者の支援を行う施設 や団体の所在地等、被害者等に係る情報の管理 に細心の注意が求められる。支援センターにお いては、被害者の支援にかかわる関係機関等に 対し、被害者等に係る情報管理の徹底を呼び掛 けることが必要である。

支援センターは、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、以下の措置が執られていることについて、事案に応じ、情報提供等を行うことが必要である。また、被害者が外国人住民である場合についても対象となることに留意して適切に実施することが必要である。

#### ア 措置の目的

配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児 童虐待及びこれらに準ずる行為(例えば、生 活の本拠を共にする関係以外の交際相手から の暴力など)の被害者を保護するため、住民 基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し 等及び除票の写し等の交付並びに戸籍の附票 の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付に ついて、不当な目的により利用されることを 防止する。

#### イ 申出の受付

市区町村長は、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者から、ウに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

申出を受け付けた市区町村長は、警察、支援センター、児童相談所等の意見を聴き、又は裁判所の発令する保護命令の決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることその他適切な方法によって支援措置の必要性を確認し、市区町村長において判断を行う。この支援措置の必要性の確認に当たっては、被害者の負担の軽減に留意する。

#### ウ 支援措置

加害者が判明している場合、加害者からの 請求又は申出については、「不当な目的」(住 民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12 条第6項(同法第15条の4第5項、第20条 第5項及び第21条の3第5項において準用す る場合を含む。))があるもの、同法第12条の 3第1項、第15条の4第3項、第20条第3項 若しくは第21条の3第3項に掲げる者に該当 しないもの又は同法第11条の2第1項に掲げ る活動に該当しないものとし、交付しないこ と又は閲覧させないこととする。

また、加害者の代理人として特定事務受任者から住民票の写し等の交付の申出があった場合又は受任している事件又は事務の依頼者が加害者である特定事務受任者から住民票の写し等の交付の申出があった場合は、当該申出を拒否することとする。

なお、弁護士等からの申出があった場合は、 当該申出が相当と認められるかを判断する必 要があることから、当該申出の対象が支援措置の対象となっている被害者である場合には、 当該弁護士等の依頼者が加害者であるか否か確認することとする。

その他の第三者からの申出については、加 害者が第三者になりすまして行う申出に対し 交付すること又は閲覧させることを防ぐため、 個人番号カード等の写真が貼付された身分証 明書の提示を求めるなど、本人確認をより厳 格に行う。

また、加害者からの依頼を受けた第三者(特定事務受任者を含む。)からの申出に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、利用の目的等についてもより厳格な審査を行う。

#### エ 関係部局における情報の管理

加害者や加害者からの依頼を受けた第三者に対し、被害者等に係る情報を提供する事例が見受けられるが、住民基本台帳の閲覧等の制限が設けられている趣旨を踏まえれば、閲覧等の制限の対象となっている被害者の情報の取扱いについては特に厳重な管理が求められる。このため、選挙管理委員会や国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。住民基本台帳担当部局においては、これらの関係部局との連携に努めることが必要である。

国においては、住民基本台帳の閲覧等の制限が適切に実施されるよう、上記の事項について、周知に努める。

#### (3)生活の支援

#### ア 福祉事務所

法第8条の3において、福祉事務所は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) その他の法令の定めるところにより、被害者 の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。 福祉事務所においては、事案に応じ、児童及 び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な 調査を実施し、母子生活支援施設の利用を促 すとともに、生活保護が必要な者に対しては、 後述の点に特に留意して適切な保護及び支援 を実施することが必要である。

#### イ 母子・父子自立支援員

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、 母子・父子自立支援員は、母子家庭の母及び 父子家庭の父又はこれに準ずる状態にある者 の自立支援を図るため、就業についての相談 や生活相談に応じるとともに、母子家庭自立 支援給付金及び父子家庭自立支援給付金や母 子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当に 関する相談及び支援を行うことが必要である。 ウ 生活保護

生活保護制度は、保有する資産、能力等あらゆるものを活用しても、なお最低限度の生活を維持することができない者に対して、最低生活費の不足分に限って保護費を支給するとともに、その自立を助長するものである。

支援センターにおいては、被害者に対し、 事案に応じ、生活保護制度の適用について、 福祉事務所に相談するよう、情報提供等を行 うことが必要である。また、福祉事務所にお いては、被害者が相談・申請を行う場所や、被 害者から生活保護の申請を受けて、扶養義務 者に対して扶養の可能性を調査する際の方法 や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点か ら適切に配慮することが必要である。

なお、法による婦人相談所が行う一時保護 の施設の入所者については、居住地がない者 とみなし、原則として当該施設所在地を所管 する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、 現在地保護を行うことが必要である。ただし、 入所者の立場に立って広域的な連携を円滑に 進める観点から、都道府県内又は近隣都道府 県間において地方公共団体相互の取決めを定めた場合には、それによることとされている。

国においては、被害者に対する生活保護の 適用について、保護の要件を満たす場合には 適切に保護を適用するよう、周知に努める。

エ 子どもとともに生活する被害者への支援 支援センターにおいては、被害者に対し、 事案に応じ母子生活支援施設における保護及 び支援の実施、児童扶養手当の支給、母子父 子寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の 支給等について、情報提供等を行うことが必 要である。

国においては、児童扶養手当について、児 童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に規 定する婚姻(婚姻の届出をしていないが、事 実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含 む。)を解消した場合及び児童扶養手当法施行 令(昭和36年政令第405号)に規定する父又 は母に 1 年以上遺棄されている場合に加え、 同令に規定する父又は母が保護命令を受けた 児童についても、一定の要件を満たす場合に は支給が可能であることを含め、こうした措 置が適切に行われるよう、市町村等に対し周 知に努める。また、児童手当については、加害 者から受給事由消滅届が提出されていなくて も、一定の要件を満たす場合には被害者の請 求に基づき支給が可能であることを含め、こ うした措置が適切に行われるよう、市町村等 に対し周知に努める。

#### (4)就業の支援

被害者の自立を支援する上で、被害者の抱えるPTSD等の障害、安全確保の問題など、被害者一人一人の状況に応じ、被害者に対する就業支援を促進することが極めて重要である。支援センターにおいては、被害者の状況に応じて公共職業安定所、職業訓練施設、女性センター等における就業支援等についての情報提供と助言を行い、事案に応じ、当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の就業に向け、支援に努めることが必要である。また、被害者が生

活に困窮する場合には、生活困窮者支援制度と連携 して支援を行うことも考えられる。

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害 者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に 積極的に取り組むことが必要である。

子どものいる被害者については、本人が希望する場合、公共職業安定所等は、事業主に対し、被害者が特定求職者雇用開発助成金、及びトライアル雇用助成金の対象となり得ることを必要に応じて周知し、制度を活用するよう働き掛けることが望ましい。被害者の職業能力、求職条件等から職業訓練の受講の必要性が高いと認められる者に対しては、公的職業訓練の受講のあっせんに努めることが必要である。

また、子どものいる被害者については、母子家庭 等就業・自立支援センターにおける就業相談、母子 家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金 等の制度の対象となり得ることから、支援センター においては、こうした制度の活用についても積極的 に促すことが必要である。

都道府県等においては、婦人保護施設や母子生活 支援施設等の退所者に対する就職時の身元保証等、 被害者の自立に向けた支援に努めることが必要で ある。

国においては、こうした支援が適切に行われるよう、関係機関に対して周知に努める。

#### (5)住宅の確保

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることは極めて重要である。このため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に定める住宅確保要配慮者には、配偶者からの暴力の被害者が含まれるものであることも踏まえ、都道府県及び市町村はこのような被害者が自立して生活することができるように、受け皿となる住宅の確保に努めることが必要である。

また、支援センターにおいては、被害者に対し、 事案に応じ、住宅の確保について情報提供等を行う ことが必要である。 国においては、被害者に対する住宅の供給の促進を図るため、関係機関に対して周知に努める。

#### ア 公営住宅への入居

公営住宅への入居については、国において、 地域の住宅事情や公営住宅ストックの状況等 を総合的に勘案して、事業主体の判断により、 優先入居の取扱いを行うことができることが 明らかにされているとともに、収入認定や保 証人の要否について、被害者の実情を勘案し て弾力的に運用するよう事業主体に配慮を求 めている。また、入居者資格のない者も含め て被害者が公営住宅を目的外使用することが できるようにするとともに、円滑な入居を可 能とするため、当該目的外使用の手続を簡素 化している。

今後とも、公営住宅の事業主体において、 福祉部局、支援センター等の関係者とも連携 の上、被害者の自立支援のため、公営住宅の 優先入居の制度が一層活用されることが必要 である。また、被害者が若年単身である場合 に対応した目的外使用の実施等についても、 特段の配慮を行うことが必要である。

#### イ 民間賃貸住宅への入居

国においては、民間賃貸住宅への入居に際 して必要となる保証人が確保されない場合、 民間の家賃債務保証会社等に関する情報の提 供について、支援センターとの連携を図るよ う、民間賃貸住宅にかかわる団体に対する要 請に努める。

また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者の住宅の確保に向けて、身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

#### (6)医療保険

支援センターは、被害者から医療保険に関する相 談があった場合、以下について、事案に応じた情報 提供等を行うことが必要である。また、国において は、以下の事項について、市町村等関係機関に対し て周知に努める。

- ア 健康保険においては、被扶養者は被保険者 生計維持関係にあることが必要であり、生 計維持関係がなければ被扶養者から外れる こと。
- イ 国民健康保険組合の行う国民健康保険に おいては、組合員の世帯に属していなけれ ば、その対象から外れること。
- ウ 被害者は、婦人相談所等が発行する証明書 (子ども等の家族を同伴している場合には、 その同伴者に係る証明書を含む。)を持って 保険者へ申し出ることにより、被扶養者又 は組合員の世帯に属する者から外れること。
- エ 被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れた場合には、年金の第3号被保険者については、第1号被保険者となる手続が必要になること。
- オ 市町村の行う国民健康保険においては、事 実上の住所及び他の公的医療保険に加入し ていないことの確認により、配偶者とは別 の世帯として、国民健康保険に加入するこ とが可能であり、市町村において相談する こと。
- カ 後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療においては、事実上の住所の確認により、配偶者とは別の世帯として、後期高齢者医療の被保険者となることが可能であり、市町村の後期高齢者医療担当窓口において相談すること。
- キ 第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること。
- ク 医療費通知の送付により、被害者が受診した医療機関について、加害者に伝わるおそれがある場合には、被害者が加入している医療保険の保険者に対し、医療費通知の送付先の変更等を依頼すること。

#### (7)年金

支援センターは、被害者から国民年金等に関する 相談があった場合、以下について、事案に応じた情 報提供等を行うことが必要である。また、国においては、以下の事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

- ア 被害者が国民年金の第3号被保険者(会社 員、公務員等の被扶養配偶者)であって、当 該被害者がその配偶者の収入により生計を 維持しなくなった場合は、第3号被保険者 から第1号被保険者となる手続が必要とな ること。
- イ 上記の手続は、現在住んでいる市町村において行うこと。その際、年金手帳等が必要となること。
- ウ 第1号被保険者になった場合は、自らが保 険料を負担する義務が生じること。
- エ 第1号被保険者は、生活保護法による扶助 を受けている場合や、経済的に保険料の納 付が困難な場合等は、保険料の免除制度等 があることから、市町村において相談する こと。

また、配偶者からの暴力が原因で避難して いる被害者が保険料の免除を申請する場合 は、加害者の所得は審査の対象としない特 例があるので、年金事務所において相談す ること。

- オ 国民年金、厚生年金保険及び船員保険に関し、被害者が年金事務所において手続を執ることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、 秘密の保持に配慮した取扱いが行われることとなるので、必要に応じ、年金事務所において相談すること。
- カ 配偶者からの暴力が原因で被害者が避難 している間に加害者が死亡し、被害者が遺 族年金の裁定請求を行う場合については、 裁定請求の際、年金事務所において、その 旨を相談すること。

#### (8)子どもの就学・保育等

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する 子どもの就学・保育等は、極めて重要である。 支援センターは、教育委員会や学校、福祉部局と 連携し、被害者に対し、事案に応じ、同居する子ど もの就学や保育について情報提供等を行うことが 必要である。

なお、教育委員会、学校、保育所等は、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理することが必要である。また、国においては、以下の事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

#### ア 就学

子どもの就学については、様々な事情によって住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、その子どもが住所を有することに基づいて就学を認める扱いがなされている。また、転出先の学校においては、被害者等の安全を確保するために情報提供の制限が必要な場合においては、転出元の学校へは転出の事実のみを知らせるなどの対応も考えられる。これらのことを踏まえ、支援センターにおいては、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡を取るとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。

# イ 保育

#### (ア)保育所への入所

保育所への入所については、児童福祉法上、 保護者が就労・疾病等の理由により就学前の 児童を保育することができない場合に、その 保護者から申込みがあった場合には、市町村 は、保育所においてそれらの児童を保育しな ければならないこととなっている。その際、 一つの保育所への入所の希望が集中した場合 には、市町村において公正な方法で、選考を 行うことが可能である。

国においては、市町村に対し、保育所へ入 所する子どもを選考する場合においては、母 子家庭等の子どもについて、保育所入所の必 要性が高いものとして優先的に取り扱う特別 の配慮を引き続き求めるよう努める。また、 保護者が求職中であっても保育所への申込み が可能であること、戸籍及び住民票に記載が ない子どもであっても、居住している市町村 において保育所への入所の申込みが可能であ ること、並びに被害者が加害者の元から避難 したことにより世帯の負担能力に著しい変動 が生じ、費用負担が困難と認められる場合に は、その個々の家計の収入の実態を踏まえた 適切な保育料が徴収されるようにすることに ついても、市町村に対し周知徹底に努める。

#### (イ)その他の保育サービス

支援センターは、ファミリー・サポート・センターや子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライト)等、保育所以外の保育サービスについても、市町村における実施状況を踏まえ、事案に応じ、情報提供を行うことが必要である。

#### ウ 接近禁止命令への対応

被害者の子どもへの接近禁止命令の発令も可能であることから、支援センターは、制度の趣旨及び概要について、教育委員会及び学校、保育所等に周知を図ることが必要である。また、支援センター及び警察は、被害者及びその子どもへの接近禁止命令が発令された場合にはその旨を教育委員会及び学校、保育所等に申し出るよう被害者に促すことが必要である。

#### エ 予防接種等

支援センターは、子どもとともに遠隔地で 生活する被害者について、住民票の記載がな されていない場合であっても、居住している ことが明らかであれば、滞在先の市町村にお いて予防接種法(昭和23年法律第68号)に 基づく定期の予防接種や母子保健法(昭和40 年法律第141号)に基づく健診が受けられる ことについて、事案に応じた情報提供等を行 うことが必要である。

国においては、こうした支援が適切に行わ

れるよう、市町村等関係機関に対する周知に 努める。

#### (9)その他配偶者暴力相談支援センターの取組

支援センターは、各々の実情を踏まえ、事案に応 じ、離婚調停手続、子どもとの面会交流、多重債務 問題等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、 被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずる ことが望ましい。日本司法支援センター(通称:法 テラス)においては、資力の乏しい者に無料法律相 談を実施したり、裁判代理費用、裁判所へ提出する 書類作成費用の立替え等の援助を行う民事法律扶助 業務を行っており、事案に応じ、法テラスの利用に 関する情報提供を行うことが望ましい。

また、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護認定等を受けて、施設介護サービス費の支給等の介護給付等を受けることが可能であることや、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく施設入所支援等についても同様に、支給決定を受けることが可能であることについて、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。

なお、住民票を移していない場合等の一般旅券の発 給に関しては、各都道府県の一般旅券申請窓口に相 談するよう、事案に応じた情報提供等を行うことが 必要である。

#### 8 保護命令制度の利用等

#### (1)保護命令制度の利用

法第3条第3項第5号において、支援センターは、保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこととされている。

#### ア 被害者への説明

支援センターは、被害者に対し、保護命令制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行い、被害者が円滑に保護命令の申立てができるよ

うにすることが必要である。その際には、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されることとなること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができることなどについても、被害者に対し説明することが必要である。また、保護命令の申立てから決定までの間については、事案に応じ、被害者に対し、自身の安全の確保に十分留意するよう説明することが必要である。

また、保護命令の申立て後に申立てが却下された場合や、命令の発令後に被害者がその取消しを申し立てた場合等であっても、支援センターでは、被害者の希望に応じ、引き続き相談、助言等の援助を行うことについて、あらかじめ説明することが必要である。

#### イ 関係機関への連絡

関係機関への連絡については、必要に応じ、 支援センターが地方裁判所に対し、支援セン ターの連絡先、裁判所内で加害者が被害者を 待ち伏せするおそれがあることから警備が必 要であること、支援センターの関係者が申立 人の裁判所への出頭に付き添うこと等を連絡 することが考えられる。

また、保護命令が発令された後の被害者の 安全確保を速やかに行うため、支援センター に相談した被害者が保護命令の申立てを行う 際には、事前に警察に情報提供を行うことが 望ましい。

なお、保護命令の具体的な手続は、別添の とおりである(別添参照)。

#### (2)保護命令の通知を受けた場合の対応

#### ア 警察

法第15条第3項において、保護命令を発し たときは、裁判所書記官は、速やかにその旨 及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄 する警視総監又は道府県警察本部長に通知す るものとされている。

警察において同項による通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、配偶者からの暴力による被害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。被害者の親族等への接近禁止命令が発令されている場合は、これらの者に対しても加害者からの暴力による被害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。

また、加害者に対しても、保護命令の趣旨 及び保護命令違反が罪に当たることを認識さ せ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警 告等を行うことが必要である。

警察が同項に基づく通知を受けた場合で、その通知に係る保護命令について支援センターへも通知が行われたときには、被害者の安全確保について、支援センターと警察が連携して被害発生の防止に努めることが必要である。具体的には、警察が把握した加害者の言動等について、支援センターと情報の共有を行い、被害者の保護に努めることが考えられる。

なお、保護命令違反のほか、加害者が、被害者に対し、暴行、傷害、脅迫、住居侵入、器物損壊、ストーカー行為等刑罰法令に触れる行為を行った場合には、被害者の意思を踏まえ、各種法令を適用した措置を厳正に講ずることが必要である。

#### イ 配偶者暴力相談支援センター

法第15条第4項において、保護命令を発した場合であって、支援センターの職員に相談等を求めた事実があり、かつ、申立書にその旨の記載があるときには、裁判所書記官は、速やかに保護命令が発せられた旨及びその内

容を当該支援センターの長に通知するものと されている。

支援センターにおいて同項による通知を受 けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、 安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出 された場合には、当該親族等へその旨連絡す ること等、保護命令発令後の留意事項につい て情報提供を行うことが必要である。また、 被害者の住所又は居所を管轄する警察に対し て、特に被害者が一時保護所、婦人保護施設 等を退所する場合、遠隔地へ避難する場合、 転居の連絡を受けた場合等に、被害者の安全 確保に必要な情報を提供するとともに、警察 から、保護命令を受けた加害者の状況等に関 する情報の提供を受け、警察と連携を図って 被害者の安全の確保に努めることが必要であ る。事案に応じ、支援センターの職員と警察 職員が同席して、保護命令発令後の被害者の 安全確保の方法等について検討することも考 えられる。

また、必要に応じ、支援にかかわる関係機関及び民間団体に対して、保護命令が発せられたこと及びその内容を伝え、被害者の安全確保に一層配慮することや、危険性が高いと考えられる場合には、遠隔地への避難を検討するなど、保護命令の発令を踏まえた今後の支援の方針について、共通の認識を持てるように関係機関等と連絡調整を行うことが望ましい。

### 9 関係機関の連携協力等

法第9条において、支援センター、都道府県警察、 福祉事務所及び児童相談所その他の都道府県又は市 町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を 行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、 相互に連携を図りながら協力するよう努めるものと することとされている。

# (1)連携協力の方法

被害者の支援のためには、法に掲げられた機関を

始め、人権擁護委員や、関連する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

このためには、支援センターを中心とした関係機関の協議会の設置、被害者の支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関等の相互の協力の在り方をあらかじめ決めておくこと等が有効であると考えられる。

#### (2)関係機関による協議会等

#### ア 協議会等の構成

協議会等の設置に当たっては、関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。

既に関係機関の協議会等を設置している地 方公共団体においては、そうした場を活用し て、個人情報の保護に十分留意した上で、具 体的な事案についても現場における対応に重 点を置いて、実践的、継続的な協議を行うこ とが望ましい。また、関係機関の協議会等が いまだ設置されていない地方公共団体におい ては、設置を検討することが必要である。

#### イ 協議会等への参加機関

協議会等へ参加する機関については、支援 センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相 談所、教育委員会等都道府県又は市町村の関 係機関はもとより、公共職業安定所、公共職 業能力開発施設、検察庁、法務局・地方法務 局、地方出入国在留管理局、法テラスの地方 事務所、年金事務所等の行政機関等について、 地域の実情に応じ、参加を検討することが望 ましい。裁判所についても、オブザーバー等 の形で、協議会等の場への出席を求めること も考えられる。特に、保護命令制度の運用に おいて調整を要する事項に関しては、これら の関係機関等が参加する協議会等の場で検討 することが望ましい。

また、被害者の保護、自立支援を図る上で、 民間の団体の理解と協力は極めて重要である。 このため、民間の支援団体を始め、人権擁護 委員連合会や、弁護士会、司法書士会、調停協 会連合会、医師会、歯科医師会、看護協会、民 生委員児童委員協議会、母子生活支援施設協 議会等、様々な関連する民間団体の参加についても、協議会等の性格や、その地域におい て被害者の支援に関して課題となっている事 項等に応じて幅広く検討することが望ましい。

#### (3)関連する地域ネットワークの活用

児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議 会(以下「要対協」という。) や犯罪被害者等に 係る被害者支援地域ネットワーク、高齢者及び 障害者虐待防止のためのネットワーク等、配偶 者からの暴力の問題と関連の深い分野において、 関係機関のネットワーク化が図られているとこ ろであり、こうした地域協議会等既存のネット ワークとの連携や統合により、関連施策との連 携協力を効果的かつ効率的に進めることについ ても、検討することが望ましい。なお、配偶者か らの暴力と児童虐待が密接に関連するものであ ることを踏まえ、要対協の活用などにより、児童 相談所と支援センター及び福祉事務所の連携を 一層強化し、個々の事案について、それぞれの立 場で考え得る対応を積極的に共有して適切に対 処することが求められる。支援センター及び福 祉事務所を設置する地方公共団体においては、 これら機関の要対協への積極的な参画を働き掛 けることが必要である。

また、これら機関が設置されていない地方公 共団体においても、都道府県等が設置する支援 センターや福祉事務所、配偶者暴力相談支援担 当部署等が参画することが考えられる。

#### (4)広域的な連携

被害者に対する加害者からの追及が激しい場合、保護命令発令後に退所又は転居する場合等は、市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関

の広域的な連携が必要になる場合も考えられ、 こうしたことを想定して、あらかじめ、近隣の地 方公共団体と連携について検討しておくことが 望ましい。

#### (5)連携協力の実効性の向上

配偶者からの暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、それぞれの対応機関が緊密に連携し、考え得る対応を積極的に共有して適切に対処することが重要である。

これらの連携協力については、ガイドラインの 作成や連携の好事例の共有、研修の拡充等によ り、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並び に連携の在り方等に係る理解促進を図り、その 実効性を向上させることが必要である。

## 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

#### (1)職務関係者による配慮

法第23条第1項において、配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(以下「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないとされている。

#### ア配偶者からの暴力の特性に関する理解

職務関係者においては、配偶者からの暴力 は外部からその発見が困難な家庭内で行われ るため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の 意識が薄いという傾向にあり、被害が深刻化 しやすいという特性等を十分理解した上で、 被害者の立場に配慮して職務を行うことが必 要である。

特に被害者と直接接する場合は、被害者が配偶者からの暴力により心身とも傷ついていることに十分留意することが必要である。こうしたことに対する理解が不十分なため、被害者に対し、不適切な対応をすることで、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じるこ

とのないよう配慮することが必要である。

#### イ被害者等に係る情報の保護

職務関係者が職務を行う際は、被害者及び その関係者の安全の確保を第一に考えつつ、 具体的には、加害者の元から避難している被 害者の居所が加害者に知られてしまう、ある いは被害者を支援している者の氏名等が加害 者に知られてしまうといったことのないよう、 被害者等に係る情報の保護に十分配慮するこ とが必要である。

また、加害者の元から被害者と共に避難している子どもが通う学校や保育所においては、被害者から申出があった場合には、関係機関と連携を図りつつ、加害者に対して被害者の居所が知られることがないように、十分配慮することが必要である。

#### ウ外国人等の人権の尊重

外国人や障害者である被害者等の人権の尊 重が必ずしも十分徹底されていないとの指摘 があることを踏まえ、法においては、職務関 係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わ ずその人権を尊重しなければならないことが 確認されたところである。法が対象としてい る被害者には、日本在住の外国人(在留資格 の有無を問わない。) や障害のある者等も当然 含まれていることに十分留意しつつ、それら の被害者の立場に配慮して職務を行うことが 必要である。出入国管理及び難民認定法にお いては、「正当な理由」がある場合を除き、所 定の期間内に住居地の届出をしないことや、 配偶者の身分を有する者としての活動を6月 以上行っていないことが在留資格取消事由と されているが、外国人である被害者が配偶者 からの暴力を理由として避難したり、又は保 護を必要としている場合は、「正当な理由」が ある典型的な事例として、在留資格の取消し を行わないこととされている。

なお、被害者が不法滞在外国人である場合 には、関係機関は地方出入国在留管理局と十 分な連携を図りつつ、加害者が在留期間の更新に必要な協力を行わないことから、被害者が不法滞在の状況にある事案も発生していることを踏まえ、事案に応じ、被害者に対し適切な対応を採ることが必要である。また、国においては、被害者から在留期間の更新等の申請があった場合には、被害者の立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案して、人道上適切に対応するよう努める。

#### (2)職務関係者に対する研修及び啓発

法第23条第2項において、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとすることとされている。

職務関係者に対してこうした研修及び啓発を 実施することは、被害者が安心して支援を受け ることのできる環境の整備につながるとともに、 関係機関が配偶者からの暴力の問題について共 通の認識を持つことにより、関係機関の連携協 力の強化にも資するものである。職務関係者に 対する研修及び啓発の実施に当たっては、以上 に述べたような、配偶者からの暴力の特性や被 害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底 されるよう配慮することが必要である。

研修の場においては、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実践的な知識や留意点、関連する法制度について幅広く情報を提供することが必要である。また、ロールプレイ等を用いて、実際の業務に直結する研修を行うことも考えられる。

特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。支援センターにおいては、関係機関の職員に対する研修等に講師を派遣するなど、二次的被害を防止する観点から、職務関係者に対する研修の実施について、関係機関に積極的な働き掛けを行うことが望ましい。研修の実施については、異動期を考慮しつつ広く参加

を呼び掛けることや、民間団体との共同で行う などの工夫も考えられる。

また、相談員等被害者の支援に直接携わる職員については、その職務の特性から、職務遂行の過程でいわゆる「バーンアウト(燃え尽き)」状態等心身の健康が損なわれることがあり、こうしたことのないよう、当該職員の所属する機関において配慮することが必要である。具体的には、職場での研修や専門的立場からの助言、指導の実施等が考えられる。

国及び地方公共団体においては、上記の事項 に十分配慮して、職務関係者に対する研修の実 施、相談の手引等の作成や配布、二次的被害の防 止に必要な情報の提供等に積極的に努める。

## 11 苦情の適切かつ迅速な処理

法第9条の2において、支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとすることとされている。

苦情の処理に当たっては、一定のルールに沿った方 法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促 進や信頼性、適正性の確保を図ることが必要である。

関係機関においては、申出のあった苦情について、 誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、 職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処 理結果について申立人に対する説明責任を果たすこ とが望ましい。関係機関において、苦情処理制度が設 けられている場合には、その制度やその利用によって 不利益を被らないことを分かりやすく周知するとと もに、その制度に則して処理を行うことが必要である。

#### 12 教育啓発

法第 24 条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとすることとされている。

配偶者からの暴力の防止の観点からは、男女の人権 を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないとい う意識を社会全体で共有していくことが必要である。

啓発は国民各界各層を対象に行うことが必要であり、被害者が受けた暴力の実態や、配偶者に対して暴力を振るうことは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることへの認識が、性別を問わず国民に共有されるように取り組んでいくことが必要である。また、啓発に当たっては、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならずいわゆる精神的暴力及び性的暴力も含まれること、子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たるものであることなどに留意することが必要である。

#### (1)啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力 して取り組むことが効果的だと考えられる。

啓発の方法については、ポスター・パンフレッ トの作成・配布のほかにも、シンポジウムの開催 や、地域における各種団体の研修会や講座等の 機会を活用するなど様々な方法が考えられる。 また、市町村では、その広報紙への掲載や自治会 等の協力を得たパンフレットの回覧等、住民に 身近な場所で、地域に密着した形の啓発を進め るとともに、都道府県ではシンポジウムの開催 やテレビ等の活用等により広域的な方法での啓 発にも取り組むことが考えられる。さらに、配偶 者に対する暴力には、具体的にどのような行為 があるのか、また、配偶者に対して暴力を振るう ことは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害 であることについて、自らの身近な問題として 考えてもらうきっかけとなるよう、啓発の内容 を工夫することが必要である。

こうした啓発を通じて、地域住民に対して、配 偶者からの暴力に関する的確な理解と防止に関 する協力が得られるよう努めることが必要であ る。

被害者の支援のための仕組み等についても啓

発を行うことが必要であるが、その場合、一時保護を行う施設の所在地等については、加害者に知られないよう工夫するなど、被害者の安全を十分考慮し、被害者の立場に立った啓発を行うことが必要である。また、外国人や障害者等である被害者に対しても、適切な情報が提供されるよう留意することが必要である。

国においては、上記の事項に十分配慮して、毎年11月12日から2週間にわたって実施している「女性に対する暴力をなくす運動」を中心として、ポスター・パンフレットの作成・配布、テレビ等を通じた積極的な広報啓発に努めるとともに、こうした広報啓発に対する認知度の把握に努める。また、「女性の人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発資料の配布等、積極的な啓発に努める。

#### (2)若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。特に、配偶者からの暴力の防止には、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが有用であることから、SNS 等を活用した若年層にも届きやすい広報媒体を活用しつつ、関係機関との連携や民間団体の協力などにより、若年層を対象とした啓発活動を行うことが望ましい。

また、学校において、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、人権教育の中で、この問題を取り上げることも考えられる。なお、高等学校や大学等への専門的な知識や経験を有する有識者等の派遣により教育啓発を実施している地方公共団体等の事例もあることから、この事例のような方法による教育啓発の実施も考えられる。

国においては、引き続き、地方公共団体等における好事例の収集及び情報提供に努めるとともに、若年層を対象とした啓発活動の重要性について、若年層と日常的に接することが多い教育

関係者等に対する理解を促進するための周知等 に努める。

#### 13 調査研究の推進等

法第 25 条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとすることとされている。

なお、調査研究に当たり、被害者と接する必要がある場合には、被害者の心身の状況、その置かれている 環境等に十分配慮することが必要である。

#### (1)調査研究の推進

#### ア 加害者の更生のための指導

配偶者からの暴力の加害者を対象としたその更生のための施策は、配偶者からの暴力の防止に向けて考えられる重要な施策の一つである。保護命令が発令されている場合などにおいて加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をしていることの自覚を促すなど、沈静化を図る観点からの対応にも配慮する必要がある。

加害者の更生のための指導としてどのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、場合によっては、加害者が更生のための指導を受けているという事実をもって、被害者やその関係者に事実に反し加害者が更生したとの錯覚を与えるおそれがある。また、更生のための指導を受けたことで保護命令の対象となる暴力の範囲を学習し、それに当たらない言葉による脅し等を行うようになるおそれもある。

調査研究に当たっては、配偶者からの暴力 は本来犯罪として扱われるべき事案を含む重 大な問題であるということを考慮した上で、 いかに被害者の安全を高めるか、また、いか に新たな被害者を生み出さないようにするか をその目的とするよう留意することが必要で ある。

国においては、これまで、諸外国の実態や 国内で実施した試行の結果を踏まえ、加害者 の更生のためのプログラムの可能性と限界に ついて調査研究を行った。

国においては、上記の事項に十分配慮して、これまでの検討結果や他の犯罪加害者を対象とする処遇プログラムの動向等を踏まえ、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向け、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築についての検討に努める。また、受刑者等や保護観察に付された者に対しては、暴力事犯者に対するプログラムについて検討又は実施を進めているところであり、加害者の問題性に応じて、配偶者からの暴力の特性等に配慮した処遇の実施に努める。

#### イ 被害者の心身の健康の回復

被害者の心身の健康を回復させるための方 法等について、調査研究の推進に努めること が必要である。

国においては、厚生労働科学研究費補助金による研究事業として、配偶者からの暴力の被害母子に対する早期介入の方法論や健康回復のためのケア技法の確立、就労・子育て支援等の生活再建に向けた総合的支援の基礎となる基礎的データを提供する「家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究」を実施するなど、従来から各種の調査研究を推進しているところである。

国においては、配偶者からの暴力の被害の 実態把握や、被害者及び同伴する子どもの自 立支援に寄与するため、引き続き調査研究の 推進に努める。

#### (2)人材の育成等

被害者の支援を担う人材が、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分理解していることは、きめ細かでニーズに合致した自立支援を

行っていく基盤となることから、関係機関においては、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。特に、指定管理者が支援センターの施設を管理する場合、その指定の際には、相談の手引等の配布、二次的被害の防止に必要な情報の提供等により、被害者の支援に支障がないようにすることが必要である。

#### 14 民間の団体に対する援助等

法第 26 条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとすることとされている。

配偶者からの暴力の防止及び自立支援を含む被害者の適切な保護は、国及び地方公共団体において主体的に取り組んでいるところである。

しかしながら、民間シェルターをはじめとする民間 団体の中には、法制定以前からこの問題に取り組むな ど、被害者の支援のための豊富なノウハウを有し、一人ひとりの多様なニーズに柔軟に対応した支援に取り組んでいる団体も多くある。また、この問題に関連する民間団体は、人権擁護委員連合会や弁護士会、司 法書士会、調停協会連合会、医師会、歯科医師会、看護協会、医療社会事業協会、民生委員児童委員協議会、母子生活支援施設協議会等多くの団体があり、こうした団体の理解と協力は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る上で重要である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る ためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等と が対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的 な施策の実施を図っていくことが必要である。

連携の例としては、一時保護の委託及びそれ以外の 緊急時における安全の確保、相談業務、心理的ケア等 の専門的支援、同行支援、居場所づくり等の自立支援、 研修等における専門的知見の活用、広報啓発業務、関 係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考え られる。支援センターについても、当該支援センター の業務の委託について、別途法令の定めがある場合を 除き、その業務の全部又は一部を委託することが考え られる。なお、どのような連携を行うかは、それぞれ の地域の実情と民間団体等の実態と意見を踏まえ、民 間団体等の有する豊富なノウハウやネットワークを、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に十分に いかすという観点に立って、それぞれの都道府県又は 市町村において判断することが望ましい。

国においては、民間シェルター等における被害者支援の充実に向けた取組を推進するとともに、被害者支援に関する情報やノウハウ等の共有のための民間シェルターのネットワーク強化に向けた取組の促進に努める。

また、それぞれの地域における配偶者からの暴力の 状況、公的な施設の状況、当該民間団体等への援助の 必要性、適格性等を踏まえ、それぞれの都道府県又は 市町村の判断において、連携内容に応じ、情報提供、 資料の提供、財政的援助等の必要な援助を行っていく ことが望ましい。

国においては、上記の事項に十分配慮して、研修会等の講師として民間団体の代表を招へいするとともに、民間団体等に対し、ホームページ等を通じ、各種の調査報告書や関連する施策に係る通達等も含め、きめ細かな情報の提供に努める。特に、官民連携による配偶者からの暴力被害者等に対する

支援充実のため、国や地方公共団体が発出する配偶者からの暴力被害者支援に関する通知等については、ホームページへの掲載その他の方法により、民間シェルターをはじめとする民間団体に対する速やかな提供が望まれる。また、地方公共団体と民間団体との連携等の好事例の収集・普及に努めるとともに、民間団体のスタッフ養成への援助や、民間の団体に対する専門的な知識や経験を有するアドバイザーの派遣についても充実を図り、連携を取りつつ積極的な施策の展開に努める。

# 第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

#### 1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国においては、配偶者からの暴力をめぐる状況や、 国及び地方公共団体における施策の実施状況を把握 するとともに、被害者の保護に取り組む民間団体等広 く関係者の意見を聴取して、基本方針に基づく施策の 実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認める ときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの とする。

#### 2 基本計画の策定・見直しに係る指針

#### (1)基本計画の策定

#### ア 現状の把握

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の 実施状況を把握することが必要である。

#### イ 関係機関等の連携

基本計画の策定に当たっては、基本方針に 掲げた各項目の関係部局が連携して取り組む ことが望ましい。また、その他の関係機関と も連携して取り組むことが望ましい。

なお、市町村基本計画は都道府県基本計画を勘案して策定することが必要であるが、都道府県において都道府県基本計画の見直しに係る検討を進めている場合には、市町村基本計画の策定は、その見直しの完了を待って初めて可能となるものではなく、都道府県と市町村の間で協議を行う等相互に十分な連携を図りつつ、都道府県基本計画の見直しに係る検討と並行して、市町村基本計画の策定に係る検討を行うことが望ましい。

### ウ 関係者からの意見聴取

基本計画の策定に当たっては、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を 聴取することが望ましい。

#### (2)基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。見直しに当たっては、上記(1)に掲げる基本計画の策定に準じた対応を採ることが必要である。見直しは、基本

計画に定めた施策の実施状況を把握し、評価した上で行うことが必要である。また、それ以外の場合においても、施策の実施状況を適宜把握して評価することが望ましい。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

#### 別添 保護命令の手続

#### 第1 概要

保護命令の制度とは、「配偶者からの身体に対する 暴力又は生命等に対する脅迫」を受けた被害者が、配 偶者から身体に対する暴力を受けることによりその 生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい 場合に、被害者の生命又は身体の安全を確保すること を目的として、裁判所が、配偶者に対し、①被害者へ の接近等の禁止、②被害者への電話等の禁止、③被害 者の同居の子への接近等の禁止、④被害者の親族等へ の接近等の禁止又は⑤被害者と共に生活の本拠とし ている住居からの退去等を内容とする「保護命令」を 発令し、配偶者がこれに違反した場合には刑事制裁を 加えることで、被害者の生命又は身体の安全を確保し ようとする制度である(配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律(以下「法」という。)第 4章及び第6章)。また、生活の本拠を共にする交際相 手から暴力を受けた被害者についても保護命令の制 度の対象とされている(法第5章の2)。

#### 第2 保護命令の種類

# 1 被害者への接近禁止命令(法第10条第1項第1号、第28条の2)

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に対し、 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の 住居(5の退去命令の対象となる被害者と配偶者又は 生活の本拠を共にする交際相手が生活の本拠を共に する住居を除く。)その他の場所において被害者の身 辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他そ の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならな いことを命ずるものである。

# 2 被害者への電話等禁止命令(法第10条第2項、第28条の2)

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に対し、 命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令され た被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日 までの間、次に掲げるいずれの行為もしてはならない ことを命ずるものである。

- ① 面会を要求すること。
- ② その行動を監視していると思わせるような事項を 告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ③ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- ④ 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- ⑤ 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前 六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を 用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- ⑥ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の 情を催させるような物を送付し、又はその知り得る 状態に置くこと。
- ⑦ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る 状態に置くこと。
- ⑧ その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

配偶者が被害者に面会を要求すること等は、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成19法律第113号。以下「平成19年改正法」という。)による改正前においては、保護命令による禁止行為とはされていなかったが、被害者への接近禁止命令が発令されている状況であるにもかかわらず、被害者に対し、一定の電話等が行われる場合には、「戻らないといつまでも嫌がらせをされるのではないか」、「もっと

怖い目に遭わされるのではないか」などといった恐怖心等から、被害者が配偶者の元へ戻らざるを得なくなったり、要求に応じて接触せざるを得なくなったりして、被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成19年改正法により、被害者への電話等禁止命令が設けられたものである(その後、生活の本拠を共にする交際相手にも拡大されている。)。

# 3 被害者の同居の子への接近禁止命令(法第10条第3項、第28条の2)

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に対し、 命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令され た被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日 までの間、被害者とその成年に達しない子が同居する 住居(配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と共 に生活の本拠としている住居を除く。)、就学する学校 その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又 は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在す る場所の付近をはいかいしてはならないことを命ず るものである。

配偶者が被害者の同居の子へ接近することは、一般 的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるお それを直接に生じさせる行為ではないことから、配偶 者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 の一部を改正する法律(平成16年法律第64号。以下 「平成16年改正法」という。)による改正前において は、保護命令による禁止行為とはされていなかったが、 具体的には、配偶者が被害者の幼年の子をその通園先 等において連れ去り、配偶者の元に連れ戻してしまう と、その子の身上を監護するために被害者が自ら配偶 者に会いに行かざるを得なくなるなど、被害者が配偶 者との面会を余儀なくされると認めるべき場合があ り、そのような場合には、被害者への接近禁止命令が 発せられていても、被害者と配偶者が物理的に接近す ることにより被害者が配偶者から身体に対する暴力 を加えられる危険が高まり、その効果が減殺されてし まうことがあり得ることから、平成16年改正法によ り、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されること を防止するため、被害者の同居の子への接近禁止命令 が設けられたものである(その後、生活の本拠を共に する交際相手にも拡大されている。)。

# 4 被害者の親族等への接近禁止命令 (法第 10 条第 4 項、第 28 条の 2)

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に対し、 命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令され た被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日 までの間、被害者の親族その他被害者と社会生活にお いて密接な関係を有する者(被害者と同居している子 及び配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と同 居している者を除く。以下「親族等」という。)の住居 (配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と共に 生活の本拠としている住居を除く。)その他の場所に おいて当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族 等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近 をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

配偶者が被害者の親族等へ接近することは、一般的 には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそ れを直接に生じさせる行為ではないことから、平成19 年改正法による改正前においては、保護命令による禁 止行為とはされていなかったが、具体的には、配偶者 が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又 は乱暴な言動を行う場合等には、被害者がその行為を 制止するために配偶者との面会を余儀なくされる状 態に陥る可能性が高いと考えられる場合があり、その ような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられ ていても、被害者と配偶者が物理的に接近することに より被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えら れる危険が高まり、その効果が減殺されてしまうこと があり得ることから、平成19年改正法により、被害 者への接近禁止命令の効果が減殺されることを防止 するため、被害者の親族等への接近禁止命令が設けら れたものである(その後、生活の本拠を共にする交際 相手にも拡大されている。)。

#### 5 退去命令(法第10条第1項第2号、第28条の2)

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に対し、命令が効力を生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものであり、平成16年改正法により退去の期間が2週間から2月間に延長されるとともに、当該住居の付近をはいかいすることの禁止が加えられたものである。

#### 第3 保護命令の申立ての手続

#### 1 申立人

- (1)保護命令の申立てをすることができるのは、配 偶者又は生活の本拠を共にする交際相手からの 身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受 けた者(「被害者」)である(法第10条第1項本 文、第28条の2)。配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律の一部を改正する法 律(平成25年法律第72号。以下「平成25年改 正法」という。) による改正前は、生活の本拠を 共にする交際相手からの身体に対する暴力又は 生命等に対する脅迫を受けた者は保護命令の申 立てをすることができなかったが、配偶者からの 暴力と同様に、婚姻と同様の共同生活を営んでい ることによる「囚われの身」の状況が存在し、か つ、外部からの発見・介入が困難であり、かつ、 継続的になりやすいと考えられるものであるこ と、被害者の保護のために加害者に対する退去命 令が必要とされる事案も想定されること、生活の 本拠を共にする関係にある場合の主たる判断要 素である「生活の本拠を共にする」ことは、外形 的事情を踏まえて裁判所が判断可能なものであ り、この要件を設けることで保護命令の適用範囲 の明確性が担保されることなどが考慮され、拡大 されたものである。
- (2)「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事 実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離 婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻 関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚した と同様の事情に入ることを含む(法第1条第3

項)。

(3)また、平成16年改正法により、「配偶者からの暴力」については、身体に対する暴力に限らず、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含むものとされたが(法第1条第1項)、保護命令の手続の対象となるのは、配偶者からの「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」を受けた被害者に限られる(法第10条第1項柱書)。「身体に対する暴力」とは、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう(法第1条第1項)。

「生命等に対する脅迫」とは、被害者の生命又 は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫 をいう (法第10条第1項柱書)。すなわち、配 偶者からの精神的暴力は、一般的には、被害者の 生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接 に生じさせる行為ではないことから、平成19年 改正法による改正前においては、配偶者からの 身体に対する暴力を受けた者のみが保護命令を 申し立てられるものとされていたが、被害者の 生命又は身体に対し害を加える旨を告知してす る脅迫(以下「生命等に対する脅迫」という。) を受けた被害者については、身体に対する暴力 を受けていなくても、その後配偶者からの身体 に対する暴力を受ける一定程度の可能性が認め られ、その保護の必要性が被害者等から強く求 められていること等を受け、平成19年改正法に より、一定の要件を充たす場合には、生命・身体 に危害が加えられることを防止するため、生命 等に対する脅迫を受けた被害者についても、保 護命令を申し立てられるものとされたものであ る。

(4)さらに、平成 16 年改正法による改正前は、元 配偶者に対して保護命令を発令することは認め られていなかったが、配偶者からの身体に対する 暴力を受けた場合にあっては、離婚直後の時期が 一連の身体に対する暴力の危険が最も高まる時 期であると指摘されていること、配偶者からの身 体に対する暴力を受けた後に離婚をした場合に あっては、婚姻中の身体に対する暴力と離婚後に おいて配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力は、一体的なものとして評価する ことが可能であること等の理由から、平成16年 改正法及び平成19年改正法により、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であっても、3(1)の要件を満たすときは、当該配偶者であった者に対して保護命令を発令することができることとされたものである(第10条第1項柱書)。なお、生活の本拠を共にする交際相手から身体に対する暴力を受けた後に生活の本拠を共にする関係を解消し、引き続き身体に対する暴力を受けた場合についても、同様に保護命令を発令することができる(法第28条の2における法第10条第1項の規定の読替部分参照)。

#### 2 管轄裁判所

保護命令の申立てに係る事件(以下「保護命令事件」 という。)は、次の地を管轄する地方裁判所の管轄に 属する。

- (1)相手方である「配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手」の住所の所在地(法第11条第1項、第28条の2)。
- (2)日本国内に相手方の住所がないとき又は住所が知れないときは、その居所の所在地(法第 11 条第1項、第28条の2)。
- (3)申立人の住所又は居所の所在地(法第11条第2項第1号、第28条の2)。
- (4)保護命令の申立てに係る「配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力 又は生命等に対する脅迫」が行われた地(法第11条第2項第2号、第28条の2)。
- (5)被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居 の子若しくは親族等への接近禁止命令の申立て に係る事件については、被害者への接近禁止命令 を発令する裁判所又は発令した裁判所(法第 10 条第2項から第4項まで、第28条の2)。

#### 3 保護命令発令の要件

保護命令が発令される要件は、次のとおりである。 (1)保護命令に共通の要件

申立人である被害者が配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいこと(法第10条第1項本文)。

また、申立人である被害者が生活の本拠を共にす る交際相手からの身体に対する暴力を受けた者で ある場合にあっては生活の本拠を共にする交際相 手からの更なる身体に対する暴力(生活の本拠を共 にする交際相手からの身体に対する暴力を受けた 後に、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消 した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交 際相手であった者から引き続き受ける身体に対す る暴力) により、生活の本拠を共にする交際相手か らの生命等に対する脅迫を受けた者である場合に あっては生活の本拠を共にする交際相手から受け る身体に対する暴力(生活の本拠を共にする交際相 手からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者 が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消し た場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際 相手であった者から引き続き受ける身体に対する 暴力)により、その生命又は身体に重大な危害を受 けるおそれが大きいこと(法第10条第1項本文、 第28条の2)。

元配偶者や元交際相手に対する保護命令の発令 の要件が「引き続き受ける身体に対する暴力」によ りその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ が大きいこととされているのは、婚姻継続中や生活 の本拠を共にする交際中の身体に対する暴力又は 生命等に対する脅迫との一体性が必要であること によるものと考えられる。

(2)被害者への電話等禁止命令の発令のため特に 必要とされる要件

裁判所が(1)の要件があることを認めて、被害者への接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること(法第10条第2項本文、第28条の2)。

(3)被害者の同居の子への接近禁止命令の発令の ため特に必要とされる要件

ア裁判所が(1)の要件があることを認めて、 被害者への接近禁止命令を発令したこと又は 同時に発令すること(法第10条第3項本文、 第28条の2)。

イ被害者がその成年に達しない子(以下単に「子」という。)と同居していること(法第10条第3項本文、第28条の2)。

ウ被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要であると認められること(法第10条第3項本文、第28条の2)。

なお、この必要性の認定は、配偶者が幼年 の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行って いることその他の客観的事情の存在により認 められる必要がある。

エ子が 15 歳以上であるときは、その同意があること (法第 10 条第 3 項ただし書、第 28 条の 2)。

一定の判断能力を備えていると認められる 15歳以上の子については、その意思を十分に 尊重するために、その子の同意がある場合に 限り、被害者の子への接近禁止命令を発する こととされたものである。

(4)被害者の親族等への接近禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

ア裁判所が(1)の要件があることを認めて、 被害者への接近禁止命令を発令したこと又は 同時に発令すること(法第10条第4項本文、 第28条2)。 イ被害者がその親族等被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と同居している者を除く。)に関して配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と面会することを余儀なくされることを防止するため必要であると認められること(法第10条第4項本文、第28条の2)。

なお、「被害者と社会生活において密接な関係を有する者」とは、被害者の身上、安全等を配慮する立場にある者をいい、職場の上司、支援センターや民間シェルターの職員のうち、被害者に対し現に継続的な保護・支援を行っている者等がこれに該当し得るものと考えられる。

また、上記の必要性の認定は、配偶者又は 生活の本拠を共にする交際相手が親族等の住 居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を 行っていることその他の客観的事情の存在に より認められる必要がある。

ウ親族等が被害者の 15 歳未満の子でないときは、申立てに当たり、その同意(当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)があること(法第10条第5項、第28条の2)。

この命令の申立てに当たっては、当該親族等の意思又はその法定代理人の意思を十分に尊重するために、その親族等又はその法定代理人の同意を要するものとされたものである。被害者の子については、被害者の同居の子への接近禁止命令との均衡上、15歳以上の子についてはその子の同意が必要であるが、15歳未満の場合はその法定代理人の同意を要しないこととされている。

#### 4 申立ての方法等

(1)保護命令の申立ての方法

保護命令の申立ては、書面(申立書)でしなければならず、その記載事項は、配偶者暴力等に関する

保護命令手続規則(平成13年最高裁判所規則第7号)の定める形式的記載事項(第1条参照)のほか、次のとおりである(法第12条第1項、第28条の2)。なお、これらの事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処せられる(法第30条)。

- ア 配偶者又は生活の本拠を共にする交際相 手からの身体に対する暴力又は生命等に対 する脅迫を受けた状況。
- イ 3(1)の要件があると認めるに足りる申立ての時における事情。
- ウ 被害者の同居の子への接近禁止命令の申 立てをする場合にあっては、被害者が同居 している子に関して配偶者又は生活の本拠 を共にする交際相手(配偶者からの身体に 対する暴力又は生命等に対する脅迫を受け た後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻 が取り消された場合にあっては、当該配偶 者であった者、生活の本拠を共にする交際 相手からの身体に対する暴力又は生命等に 対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の 本拠を共にする交際をする関係を解消した 場合にあっては、当該生活の本拠を共にす る交際相手であった者)と面会することを 余儀なくされることを防止するため被害者 の同居の子への接近禁止命令を発令する必 要があると認めるに足りる申立ての時にお ける事情。
- エ 被害者の親族等への接近禁止命令の申立 てをする場合にあっては、被害者が親族等 に関して配偶者又は生活の本拠を共にする 交際相手(配偶者からの身体に対する暴力 又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被 害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消さ れた場合にあっては、当該配偶者であった 者、生活の本拠を共にする交際相手からの 身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫 を受けた後に、被害者が生活の本拠を共に する交際をする関係を解消した場合にあっ

ては、当該生活の本拠を共にする交際相手 であった者)と面会することを余儀なくさ れることを防止するため親族等への接近禁 止命令を発令する必要があると認めるに足 りる申立ての時における事情。

- オ 支援センターの職員又は警察職員に対し、 アからエまでの事項について相談し、又は 援助若しくは保護を求めた事実の有無。
- カ オにおいて相談し、又は援助若しくは保護 を求めた事実があるときは、次の事項。
- (ア)当該支援センター又は当該警察職員の所 属官署の名称。
- (イ)相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所。
- (ウ) 相談又は求めた援助若しくは保護の内容。
- (エ)相談又は申立人の求めに対して執られた 措置の内容。
- (2)保護命令の申立てに当たって提出すべき資料 (1)の申立書に(1)カの事項の記載がない場合には、申立書には、(1)アからエまでの事項についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない(法第12条第2項、第28条の2)。

「宣誓認証」とは、書面の作成名義人が、公証人の面前において、その書面の記載の真実であることを宣誓した上で、その書面に署名若しくは押印し、又はその書面にある署名若しくは押印が自己の意思に基づくものであることを認めたことを、公証人が認証することをいう(公証人法(明治41年法律第53号)第58条/2第1項)。

公証人の宣誓認証を得るためには、公証人 役場において、公証人に対し、宣誓認証の嘱 託をすることになる(公証人法第1条第2号、 第60条、第28条)。書面の記載の虚偽である ことを知って宣誓をした者は、10万円以下の 過料に処せられる(公証人法第60条/5)。

なお、法務局若しくは地方法務局又はその 支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は 公証人がその職務を行うことができない場合 には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方 法務局又はその支局に勤務する法務事務官に 宣誓認証を行わせることができる(法第20条、 第28条の2)。

#### (3)保護命令の申立ての手数料等

保護命令の申立てに要する手数料は、1,000 円である(民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)第3条、別表第一の一六の項)。手数料は、申立書に収入印紙をはって納めなければならない(同法第8条本文)。

また、(2)の申立人の供述を記載した書面について公証人の宣誓認証を嘱託するための手数料は、1万1,000円である(公証人手数料令(平成5年政令第224号)第34条第1項・第2項)。

#### 第4 保護命令事件の審理

裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判することが要請されている(法第13条、第28条の2)。

保護命令を発令するには、相手方に反論の機会を保障する趣旨から、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経ることが原則とされているが、期日を経ることにより被害者の生命又は身体の安全の確保という保護命令の申立ての目的を達することができないときは、これらの期日を経ることなく、書面審理のみで保護命令を発令することができる(法第14条第1項、第28条の2)。したがって、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、被害者は、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するように、その事情を申し出ることができる。

#### 第5 保護命令の裁判とその効力

保護命令の申立てについては、裁判所は、理由を付した決定(口頭弁論を経ない場合には、理由の要旨を示した決定)により裁判することとされ(法第15条第1項、第28条の2参照)、保護命令の申立てに理由

があると認めるときは、保護命令を発令しなければならない(法第10条第1項、第28条の2参照)。

保護命令の効力は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した期日における言渡しによって生じる(法第15条第2項、第28条の2)。

保護命令の効力が生じた後に相手方が保護命令に 違反した場合、保護命令は執行力を有しないものとさ れているため(法第15条第5項、第28条の2)、民 事上の強制執行の対象とはならないが、1年以下の懲 役又は100万円以下の罰金という刑事上の制裁の対 象となる(法第29条)。

#### 第6 保護命令の裁判に対する不服申立て

保護命令の申立てについての裁判に対しては、その 裁判の告知を受けた日から1週間が経過するまでの 間、即時抗告により不服を申し立てることができる (法第16条第1項、第21条、第28条の2、民事訴 訟法(平成8年法律第109号)第332条)。

この場合、保護命令の効力は停止されないのが原則であるが、即時抗告の申立人が、保護命令の効力の停止を申し立て、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明(裁判官に事実の存否に関し高度の蓋然性についての確信を抱かせる「証明」には至らないが、事実の存否に関し一応確からしいという蓋然性の心証を抱かせるもので足りると解されている。)があったときに限り、抗告裁判所(原裁判所の所在地を管轄する高等裁判所)又は記録の存する原裁判所(保護命令を発令する裁判をした地方裁判所)は、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる(法第13条第3項、第28条の2)。

なお、被害者への接近禁止命令について即時抗告があり、その効力の停止が命じられる場合において、被害者への接近禁止命令を前提とする被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、停止を命ずる裁判所は、これらの命令の効力の停止をも命じなければならない(法第16条第4項、第28条の2)。

#### 第7 保護命令の取消し

#### 1 抗告裁判所による取消し

保護命令を発令する裁判に対する即時抗告が申 し立てられた場合において、抗告裁判所が保護命令 の取消しの原因となる事情があると認めたときは、 保護命令を取り消すこととなる。

また、被害者への接近禁止命令についての即時抗告を認めてこれを取り消す場合において、被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、抗告裁判所は、これらの命令をも取り消さなければならない(法第16条第6項、第28条の2)。

#### 2 当事者の申立てによる取消し

保護命令を発令した裁判所は、次の場合には、保護命令を取り消さなければならない(法第17条第1項、第28条の2)。

- ① 保護命令の申立てをした被害者が、保護命令の 取消しを申し立てた場合(法第 17 条第1項前 段、第 28 条の2)。
- ② 退去命令以外の保護命令にあっては、被害者への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して3月を経過した後に、退去命令にあっては、退去命令の効力が生じた日から起算して2週間を経過した後に、これらの命令を受けた配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手が申立てをし、裁判所がこれらの命令の申立てをした被害者に異議がないことを確認した場合(法第17条第1項後段、第28条の2)。

また、当事者の申立てにより、被害者への接近禁止命令を取り消す場合において、被害者への電話等禁止命令又は被害者の同居の子若しくは親族等への接近禁止命令も発令されているときは、保護命令を発した裁判所は、これらの命令をも取り消さなければならない(法第17条第2項、第28条の2)。

## 第8 保護命令の再度の申立ての手続

#### 1 発令の要件

#### (1)退去命令以外の保護命令

最初の保護命令の発令の要件と変わるところはない。

#### (2)退去命令

ア 退去命令が発令された後に当該退去命令の 申立ての理由となった身体に対する暴力又は 生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とす る退去命令の再度の申立てがあったときの発 令要件は、次のとおりである(法第18条第1 項、第28条の1)。

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手 (配偶者からの身体に対する暴力又は生命等 に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚を し、又はその婚姻が取り消された場合にあっ ては、当該配偶者であった者、生活の本拠を 共にする交際相手からの身体に対する暴力又 は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者 が生活の本拠を共にする交際をする関係を解 消した場合にあっては、当該生活の本拠を共 にする交際相手であった者)と共に生活の本 拠としている住居から転居しようとする被害 者がその責めに帰することのできない事由に より当該退去命令の効力が生ずる日から起算 して2月を経過する日までに当該住居からの 転居を完了することができないことその他の 退去命令を再度発する必要があると認めるべ き事情があること(法第18条第1項本文、第 28条の2)。

イ ただし、上記アの要件を満たす場合であって も、再度の退去命令を発することにより相手 方である配偶者又は生活の本拠を共にする交 際相手の生活に特に著しい支障を生ずると認 めるときは、裁判所は、退去命令を発しないこ とができる(法第18条第1項ただし書、第28 条の2)。

なお、法第18条第1項ただし書の要件については、相手方である配偶者又は生活の本拠を 共にする交際相手において生活に特に著しい 支障を生ずると認めるに足りる事情を主張立 証する必要があると解されている。

#### 2 再度の申立ての方法等

退去命令以外の保護命令の再度の申立ての方法 については、最初の保護命令の申立ての手続と変わるところはないが、退去命令の再度の申立ての方法 については、次のような申立書の記載事項等の特例 がある。

- (1)申立書の記載事項等(法第18条第2項、第12条第1項、第28条の2)
  - ア 配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手 からの身体に対する暴力又は生命等に対する 脅迫を受けた状況。
  - イ 配偶者若しくは生活の本拠を共にする交際 相手からの更なる身体に対する暴力(配偶者 からの身体に対する暴力を受けた後に、被害 者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された 場合にあっては、当該配偶者であった者から 引き続き受ける身体に対する暴力、生活の本 拠を共にする交際相手からの身体に対する暴 力を受けた後に、被害者が生活の本拠を共に する交際をする関係を解消した場合にあって は、当該生活の本拠を共にする交際相手であ った者から引き続き受ける身体に対する暴力) 又は配偶者若しくは生活の本拠を共にする交 際相手からの生命等に対する脅迫を受けた後 の配偶者若しくは生活の本拠を共にする交際 相手から受ける身体に対する暴力(配偶者か らの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害 者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された 場合にあっては、当該配偶者であった者から 引き続き受ける身体に対する暴力、生活の本 拠を共にする交際相手からの生命等に対する 脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共 にする交際をする関係を解消した場合にあっ ては、当該生活の本拠を共にする交際相手で あった者から引き続き受ける身体に対する暴 力)により生命又は身体に重大な危害を受け るおそれが大きいと認めるに足りる再度の申

立ての時における事情。

ウ 配偶者又は生活の本拠を共にする交際相 手(配偶者からの身体に対する暴力又は生命 等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚 をし、又はその婚姻が取り消された場合にあ っては、当該配偶者であった者、生活の本拠 を共にする交際相手からの身体に対する暴力 又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害 者が生活の本拠を共にする交際をする関係を 解消した場合にあっては、当該生活の本拠を 共にする交際相手であった者) と共に生活の 本拠としている住居から転居しようとする被 害者がその責めに帰することのできない事由 により当該退去命令の効力が生ずる日から起 算して2月を経過する日までに当該住居から の転居を完了することができないことその他 の退去命令を再度発する必要があると認める べき事情。

- エ 支援センターの職員又は警察職員に対し、 ア及びイの事項並びにウの事情について相談 し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有 無。オ エにおいて相談し、又は援助若しくは 保護を求めた事実があるときは、次の事項。
- (ア)当該支援センター又は当該警察職員の所 属官署の名称。
- (イ)相談し、又は援助若しくは保護を求めた 日時及び場所。
- (ウ)相談又は求めた援助若しくは保護の内容。 (エ)相談又は申立人の求めに対して執られた 措置の内容。
- (2)申立てに当たって提出すべき資料
  - (1)の申立書に(1)オの事項の記載がない場合には、申立書には、(1)ア及びイの事項並びにウの事情についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない(法第18条第2項、第12条第2項、第28条の2)。
- (3)保護命令の再度の申立ての手数料等 保護命令の再度の申立てに要する手数料は、

保護命令の申立てと変わらない。

# 家庭等における暴力対策ネットワーク会議設置要綱

(趣旨)

第1条 配偶者等からの暴力や児童虐待など、家庭等における弱い立場の者に対する暴力の防止及び被害者の速やかな保護を図るため、関係する機関・団体(以下「機関等」という。)の代表者による「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」(以下「ネットワーク会議」という。)を設置し、問題に対する認識の共有化と相互の連携の強化を図る。

(所掌事項)

- 第2条 ネットワーク会議は、次の事項を所掌する。
  - (1)配偶者等からの暴力、児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待問題に対する理解の促進に関すること。
  - (2) 人身取引(トラフィッキング)問題に対する理解の促進に関すること。
  - (3) 各機関等の連携の促進に関すること。
  - (4) 県民に対する啓発活動に関すること。

(構成)

- 第3条 ネットワーク会議は、別紙に掲げる者をもって構成する。
- 2 ネットワーク会議の会長は千葉県知事が務める。
- 3 会長に事故ある時は、ネットワーク会議の構成員のうちから、会長が指名する 者がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 会長は、必要に応じ会議を開催する。
- 2 会議は、会長が議長となり総括する。

(実務者会議)

第5条 会長は、必要に応じ、関係する各機関等の実務者による連絡会議を開催することができる。

(事務局)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、千葉県健康福祉部児童家庭課、高齢者福祉課 及び障害福祉事業課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、ネットワーク会議において別 途定める。

附則

- この要綱は、平成13年7月11日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成14年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成16年4月17日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成16年12月20日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月19日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成23年11月8日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成24年11月19日から実施する。

附則

- この要綱は、平成29年12月6日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和元年12月12日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和3年2月2日から実施する。

# 別紙

# 家庭等における暴力対策ネットワーク会議構成員

	千葉地方裁判所長
	千葉家庭裁判所長
玉	千葉地方検察庁検事正
	千葉地方法務局長
	東京出入国在留管理局千葉出張所長
_La 150-a [.]	市川市長
市町村	松戸市長
	千葉県弁護士会会長
	千葉県医師会会長
	千葉県歯科医師会会長
	千葉県看護協会会長
団	千葉県調停協会連合会会長
	千葉県人権擁護委員連合会会長
	千葉県民生委員児童委員協議会会長
	千葉県母子・父子自立支援員婦人相談員連絡協議会会長
	千葉県児童福祉施設協議会会長
	千葉県児童福祉施設協議会千葉県母子生活支援施設部会長
体	千葉県高齢者福祉施設協会会長
	千葉県ホームヘルパー協議会会長
	日本司法支援センター千葉地方事務所長
	千葉県身体障害者福祉協会会長
	千葉県知的障害者福祉協会会長
	知事
千 葉 県	健康福祉部長
千葉県	教育長
	警察本部長

# 千葉県DV防止対策検討会議 設置要綱

## (設置)

第1条 配偶者等からの暴力(以下「DV」という。)の防止及び被害者の保護に関し、施策の企画及びその推進についての意見を聴取するため、千葉県DV 防止対策検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

なお、検討会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

## (所掌事項)

- 第2条 検討会議は、次の事項について協議する。
  - (1) 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」(以下「DV計画」という)の 進捗状況の評価及び今後の推進並びにDV計画の内容の見直し等に関する 事項
  - (2) DV防止対策に関する情報の共有及び調整に関する事項
  - (3) その他DV防止対策について必要と認める事項

#### (組織)

- 第3条 検討会議は、委員10名以内で組織する。
  - 2 検討会議の委員は、次の各号に掲げる者のうち適切な人材を充てることとする。
  - (1) 有識者
  - (2)被害者支援関係者
  - (3) 医療関係者
  - (4) 福祉関係者
  - (5) 教育関係者
  - (6) 関係行政機関職員
  - 3 検討会議に、会長、副会長を置く。
  - 4 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
  - 5 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
  - 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

#### (会議)

- 第4条 会議は、必要に応じ県が招集し、議長は会長が務めるものとする。
- 2 県が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

#### (庶務)

第5条 検討会議の庶務は、健康福祉部児童家庭課が行う。

# (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県が別に定める。

第7条 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

# 附則

この要綱は、令和2年7月28日から実施する。

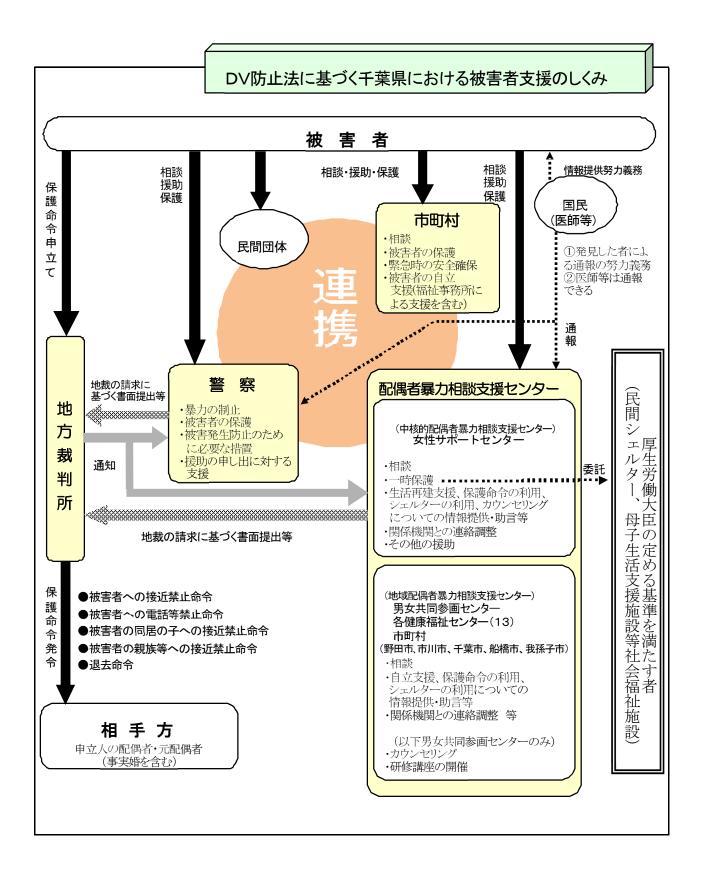
# 千葉県DV防止対策検討会議委員名簿

# 委員

区分	所属	氏名
	城西国際大学 教授	堀 千鶴子
有識者	昭和学院短期大学 教授	松野 真
	弁護士	永嶋 久美子
	ちば女性と子どものサポートセンター 代表	有馬 和子
被害者支援関係者	千葉県児童福祉施設協議会 千葉県母子生活支援施設部会 副部会長	川口 学
医療関係者	医療関係者 千葉性暴力被害支援センターちさと 理事長	
福祉関係者	千葉県社会福祉協議会 地域福祉推進部長	鈴木 鉄也
教育関係者	千葉県小学校長会 副会長	中谷 光男
関係行政機関職員	千葉県児童相談所協議会 会長	奥野 智禎
	野田市児童家庭部子ども家庭総合支援課	宮下 幸治

# DV防止法に基づく千葉県における被害者支援のしくみ

関係機関が連携して被害者支援にあたるしくみを描いた基本的な図です。



# 千葉県のDV相談窓口

(令和3年12月現在)

# 【県配偶者暴力相談支援センター】

施設名		相談電話	備考	
女性サポートセンター		043-206-8002	女性相談:24時間365日対応 面接相談・専門相談もあります。 (要予約)	
男女共同参画センター		04-7140-8605	女性のための相談:火〜日曜 9:30〜16:00 面接相談・カウンセリング・法律相談・ここ ろの相談もあります。(要予約)	
		043-308-3421	男性のための相談:火曜・水曜 16:00~20:00 カウンセリングもあります。(要予約)	
健康福祉センター	習志野	047-475-5966		
	市川	047-377-1199		
	松戸	047-361-6651		
	野田	04-7124-6677		
	印旛	043-483-0711		
	香取	0478-52-9310		
	海匝	0479-73-2321	月~金曜 9:00~17:00	
	山武	0475-54-2388		
	長生	0475-22-5565		
	夷隅	0470-73-0801		
	安房	0470-22-6377		
	君津	0438-22-3411		
	市原	0436-21-3511		

# 【市配偶者暴力相談支援センター】

市町村名	相談電話	備考
千葉市	043-245-5110	月~金曜 9:00~16:00
市川市	047-323-1777	月~金曜 9:00~16:00 土曜 9:00~12:30
船橋市	047-431-8745	月~金曜 9:00~16:00
野田市	04-7186-6586	月~金曜 8:30~17:15
我孫子市	04-7185-1113	月~金曜 8:30~17:00

<sup>※</sup>上記のほか、お住まいの市町村でもDV相談を受け付けています。

# 【警察本部相談サポートコーナー】

043-227-9110 月~金曜 8:30~17:15

# 千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第5次)

令和4年3月発行

発行 千葉県健康福祉部児童家庭課

住所 千葉市中央区市場町1-1

TEL 043-223-2376 FAX 043-224-4085